

泉大津市議会令和7年第1回定例会会議事項

(令和7年2月25日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1	専決処分報告の件（令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件）	5
同	2	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	2 7
同	3	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	3 1
同	4	令和5年度健全化判断比率報告の件	3 5
同	5	令和5年度資金不足比率報告の件	3 7
議 案	1	泉大津市路上喫煙の防止に関する条例制定の件	3 9
同	2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	4 7
同	3	泉大津市事務分掌条例の一部改正の件	7 3
同	4	泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正の件	8 3
同	5	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の件	9 3
同	6	泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	1 3 3
同	7	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件	1 4 3
同	8	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件	1 5 1
同	9	泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件	1 5 9
同	1 0	泉大津市国民健康保険条例の一部改正の件	1 6 7
同	1 1	泉大津市営住宅条例の一部改正の件	1 7 5

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	1 2	泉大津市水道事業給水条例の一部改正の件	1 8 1
同	1 3	泉大津市消防職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正の件	1 9 5
同	1 4	旧図書館改修工事請負契約締結の件	2 0 1
同	1 5	二田・寿市営住宅集約建替事業請負契約締結の件	2 0 7
同	1 6	新泉大津市教育支援センター改修工事請負契約の一部変更の件	2 1 3
同	1 7	動産の取得の件（追認）	2 1 7
同	1 8	動産の取得の件（追認）	2 2 1
同	1 9	動産の取得の件（追認）	2 2 5
同	2 0	動産の取得の件（追認）	2 2 9
同	2 1	動産の取得の件（追認）	2 3 3
同	2 2	動産の取得の件（追認）	2 3 7
同	2 3	動産の取得の件（追認）	2 4 1
同	2 4	令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件	2 4 7
同	2 5	令和6年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	3 0 3
同	2 6	令和6年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	3 2 9
同	2 7	令和6年度泉大津市水道事業会計補正予算の件	3 5 1
同	2 8	令和6年度泉大津市病院事業会計補正予算の件	3 6 7

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	2 9	令和7年度泉大津市一般会計予算の件	別 冊
同	3 0	令和7年度泉大津市土地取得事業特別会計予算の件	同
同	3 1	令和7年度泉大津市国民健康保険事業特別会計予算の件	同
同	3 2	令和7年度泉大津市介護保険事業特別会計予算の件	同
同	3 3	令和7年度泉大津市後期高齢者医療特別会計予算の件	同
同	3 4	令和7年度泉大津市水道事業会計予算の件	同
同	3 5	令和7年度泉大津市下水道事業会計予算の件	同
同	3 6	令和7年度泉大津市病院事業会計予算の件	同

報告第1号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	6
専決年月日	令和6年12月23日
事件名	令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第6号）

専決第6号

令和6年度泉大津市一般会計補正予算

令和6年度泉大津市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,878,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年12月23日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7,891,396	374,250	8,265,646
	2 国庫補助金	1,848,348	374,250	2,222,598
歳 入 合 計		40,504,416	374,250	40,878,666

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		17,360,917	374,250	17,735,167
	1 社会福祉費	7,557,603	374,250	7,931,853
歳 出 合 計		40,504,416	374,250	40,878,666

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援 給付金支給事業	374,250 千円

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	7, 8 9 1, 3 9 6
歳 入 合 計	4 0, 5 0 4, 4 1 6

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
374,250	8,265,646
374,250	40,878,666

歳 出

款	補正前の額	補正額
3 民生費	17,360,917	374,250
歳 出 合 計	40,504,416	374,250

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
17,735,167	374,250			
40,878,666	374,250			

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,891,396	千円 374,250	千円 8,265,646

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	766,717	374,250	1,140,967
計	1,848,348	374,250	2,222,598

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	374,250	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 17,360,917	千円 374,250	千円 17,735,167

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	523,781	374,250	898,031	374,250			
計	7,557,603	374,250	7,931,853	374,250			

(単位：千円)

節		説 明		
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳	
3 職員手当等	915	23 物価高騰対応重点 支援給付金支給事 業 374,250	3 職員手当等 時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	915 780 135
10 需用費	844		10 需用費 消耗品費 印刷製本費	844 834 10
11 役務費	3,638		11 役務費 通信運搬費 振込手数料	3,638 2,428 1,210
12 委託料	22,603		12 委託料 電算処理委託料 給付金支払業務委託料	22,603 3,987 18,616
13 使用料及び 賃借料	1,250		13 使用料及び賃借料 電子複写機使用料 会場借上料	1,250 200 1,050
18 負担金、補 助及び交付 金	345,000		18 負担金、補助及び交付金 物価高騰対応重点支援給付金	345,000

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(511) 529	802,363	1,899,023	1,865,492	4,566,878	845,377	5,412,255	
補正前	(511) 529	802,363	1,899,023	1,864,577	4,565,963	845,377	5,411,340	
比 較	(0) 0	0	0	915	915	0	915	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	54,030	122,421	1,056,132	87,276	51,758	41,203	129,137	12,333
	補 正 前	54,030	122,421	1,056,132	87,276	51,758	41,203	128,357	12,333
	比 較	0	0	0	0	0	0	780	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	285,055	4,530	0	0	19,745	1,872	1,865,492		
補 正 前	285,055	4,530	0	0	19,745	1,737	1,864,577		
比 較	0	0	0	0	0	135	915		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(9) 518	1,871,052	1,594,875	3,465,927	653,913	4,119,840	
補正前	(9) 518	1,871,052	1,593,960	3,465,012	653,913	4,118,925	
比 較	(0) 0	0	915	915	0	915	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	54,030	120,741	792,653	87,276	50,658	41,203	129,137	12,333
	補 正 前	54,030	120,741	792,653	87,276	50,658	41,203	128,357	12,333
	比 較	0	0	0	0	0	0	780	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	280,697	4,530	0	0	19,745	1,872	1,594,875		
補 正 前	280,697	4,530	0	0	19,745	1,737	1,593,960		
比 較	0	0	0	0	0	135	915		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(502) 11	801,076	27,971	270,617	1,099,664	191,464	1,291,128	
補正前	(502) 11	801,076	27,971	270,617	1,099,664	191,464	1,291,128	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,680	263,479	1,100	0	0	4,358	0	270,617
	補 正 前	1,680	263,479	1,100	0	0	4,358	0	270,617
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
職員手当	915	その他の 増 減 分	915	給 付 金 支 給 事 務 に よ る 増	

報告第2号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	1
専決年月日	令和7年1月10日
事件名	損害賠償の額の決定及び和解の件

専決第1号

損害賠償の額の決定及び和解の件

令和5年10月1日午後1時30分頃、泉大津市西港町8番地先の水路において発生した八軒川水路蓋崩落事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治29年法律第89条）第695条の規定により和解する。

令和7年1月10日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

2 相手方の住所氏名

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※ ※ ※ ※

「別 紙」

損害賠償の額（和解金額）

区 分	金 額	備 考
—	1,084,060円	治療費等を含む解決金
計	1,084,060円	

報告第3号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	2
専決年月日	令和7年1月14日
事件名	損害賠償の額の決定及び和解の件

専決第2号

損害賠償の額の決定及び和解の件

令和5年10月1日午後1時30分頃、泉大津市西港町8番地先の水路において発生した八軒川水路蓋崩落事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治29年法律第89条）第695条の規定により和解する。

令和7年1月14日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

2 相手方の住所氏名

※※※※※※※※※※※※

※ ※ ※ ※

「別 紙」

損害賠償の額（和解金額）

区 分	金 額	備 考
—	2,683,779円	治療費等を含む解決金
計	2,683,779円	

令和5年度健全化判断比率報告の件

令和5年度健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、市議会に報告する。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.9	9.5

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため、「—」と表記している。

令和5年度資金不足比率報告の件

令和5年度資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、市議会に報告する。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業会計	—
水道事業会計	—
病院事業会計	—

備考 資金不足がない会計については、「—」と表記している。

議案第 1 号

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例制定の件

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

路上喫煙は、市民等の身体及び財産への被害の恐れがあること、また健康に影響を及ぼす恐れがあるほか、たばこの吸い殻の投棄につながる恐れがあることから、路上喫煙を防止することにより、市民等の安全かつ安心して健康な生活を確保するとともに、まちの美観の保全に寄与するため、条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産への被害の防止、健康への影響の抑制並びにたばこの吸い殻の投棄の防止を図り、もって市民等の安全かつ安心で健康な生活の確保及びまちの美観の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。
- (2) 喫煙 健康増進法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (3) 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した設備が設けられた場所を除く。）において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。
- (4) 道路等 市内の道路その他公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (5) 市民等 市民及び市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (6) 事業者等 市内で事業活動を行う者及びこれらの者で組織される団体をいう。
- (7) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に必要な施策を実施するものとする。

2 市は、市民等又は事業者等が行う路上喫煙の防止に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、子どもの周囲において路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等は、他者の迷惑になる路上喫煙をしないよう努めなければならない。

3 市民等は、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、第3条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙を禁止する区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第8条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する場所においては、この限りでない。

(指導)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導をすることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条に規定する路上喫煙禁止区域の指定に関し必要な行為その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(参 考)

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例（案）要綱

本条例（案）は、路上喫煙は、市民等の身体及び財産への被害の恐れがあること、また健康に影響を及ぼす恐れがあるほか、たばこの吸い殻の投棄につながる恐れがあることから、路上喫煙を防止することにより、市民等の安全かつ安心で健康な生活を確保するとともに、まちの美観の保全に寄与するため、制定するものであること。

1 目的

この条例（案）は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産への被害の防止、健康への影響の抑制並びにたばこの吸い殻の投棄の防止を図り、もって市民等の安全かつ安心で健康な生活の確保及びまちの美観の保全に寄与することを目的とするものであること。（第1条）

2 定義

この条例（案）において使用する用語の意義を、次のとおり定めるものであること。（第2条）

- (1) たばこ 健康増進法第28条第1号に規定するたばこをいう。
- (2) 喫煙 健康増進法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (3) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した設備が設けられた場所を除く。)において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。
- (4) 道路等 市内の道路その他公共の用に供する場所(室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。)をいう。
- (5) 市民等 市民及び市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (6) 事業者等 市内で事業活動を行う者及びこれらの者で組織される団体をいう。
- (7) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童をいう。

3 市の責務

- (1) 市は、この条例（案）の目的を達成するため、路上喫煙の防止に必要な施策を実施するものとするものであること。（第3条第1項）
- (2) 市は、市民等又は事業者等が行う路上喫煙の防止に関する活動に対し、必要な支援を行うものとするものであること。（第3条第2項）

4 市民等の責務

- (1) 市民等は、子どもの周囲において路上喫煙をしないよう努めなければならないものであること。（第4条第1項）
- (2) 市民等は、他者の迷惑になる路上喫煙をしないよう努めなければならないものであること。（第4条第2項）
- (3) 市民等は、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、3の(1)の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならないものであること。（第4条第3項）

5 事業者等の責務

事業者等は、路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、3の(1)の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならないものであること。（第5条）

6 路上喫煙禁止区域の指定

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙を禁止する区域を路上喫煙禁止区域として指定することができるものであること。（第6条第1項）
- (2) 市長は、(1)の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものであること。（第6条第2項）

7 路上喫煙禁止区域の指定の変更等

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができるものであること。（第7条第1項）
- (2) 6の(2)の規定は、(1)の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更又は解除について準用するものであること。（第7条第2項）

8 路上喫煙の禁止

市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならないものであること。ただし、市長が指定する場所においては、この限りでないものであること。

(第8条)

9 指導

市長は、8の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導をすることができるものであること。(第9条)

10 委任

この条例(案)に定めるもののほか、この条例(案)の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであること。(第10条)

11 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和7年7月1日から施行するものであること。(附則第1項)

(2) 準備行為

6に規定する路上喫煙禁止区域の指定に関し必要な行為その他この条例(案)の施行に必要な準備行為は、この条例(案)の施行の日前においても行うことができるものであること。(附則第2項)

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、本市条例の規定の整理を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（泉大津市有功者表彰条例の一部改正）

第1条 泉大津市有功者表彰条例（昭和40年泉大津市条例第1の3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（泉大津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 泉大津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉大津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第55条から第57条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第3条 泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年泉大津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第3号及び第4号、第34条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 泉大津市職員の退職手当に関する条例（昭和38年泉大津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（泉大津市吏員退隠料及び遺族扶助料条例の一部改正）

第6条 泉大津市吏員退隠料及び遺族扶助料条例（昭和24年泉大津市条例第7号）

の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第5条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第11条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条第2号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第23条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(泉大津市立幼稚園職員退隠料、退職給与金及び遺族扶助料条例の一部改正)

第7条 泉大津市立幼稚園職員退隠料、退職給与金及び遺族扶助料条例（昭和29年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第9条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第11条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第25条の2及び第33条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(泉大津市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正)

第8条 泉大津市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和57年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(泉大津都市計画事業松之浜駅東地区第1種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第9条 泉大津都市計画事業松之浜駅東地区第1種市街地再開発事業施行規程（平成8年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(泉大津市消防団条例の一部改正)

第10条 泉大津市消防団条例（平成17年泉大津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(泉大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第11条 泉大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成1

7年泉大津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(集会集団行進及集団示威運動に関する条例の一部改正)

第12条 集会集団行進及集団示威運動に関する条例(昭和26年泉大津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第34条の

3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）並びに第5条の規定による改正後の泉大津市職員の退職手当に関する条例第14条第1項、第5項及び第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(参 考)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例（案）要綱

本条例（案）は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、本市条例の規定の整理を行うものであること。

1 改正内容

以下の条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであること。

	条例名（条例番号）
1	泉大津市有功者表彰条例（昭和40年泉大津市条例第1の3号）
2	泉大津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉大津市条例第7号）
3	泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年泉大津市条例第21号）
4	一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第14号）
5	泉大津市職員の退職手当に関する条例（昭和38年泉大津市条例第17号）
6	泉大津市吏員退隠料及び遺族扶助料条例（昭和24年泉大津市条例第7号）
7	泉大津市立幼稚園職員退隠料、退職給与金及び遺族扶助料条例（昭和29年泉大津市条例第15号）
8	泉大津市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和57年泉大津市条例第9号）
9	泉大津都市計画事業松之浜駅東地区第1種市街地再開発事業施行規程（平成8年泉大津市条例第10号）
10	泉大津市消防団条例（平成17年泉大津市条例第1号）
11	泉大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年泉大津市条例第2号）
12	集会集団行進及集団示威運動に関する条例（昭和26年泉大津市条例第4号）

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、令和7年6月1日から施行するものであること。

(2) 経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例新旧対照表

第1 泉大津市有功者表彰条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(有功者の失格)</p> <p>第6条 有功者が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(有功者の失格)</p> <p>第6条 有功者が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p>

第2 泉大津市議会の個人情報保護に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その</p>	<p>第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その</p>

改 正 案	現 行
<p>全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第3 泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において</p>

改 正 案	現 行
<p>旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する公文書に記録された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する公文書に記録された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 (略)</p>

第4 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第34条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第34条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定</p>

改 正 案	現 行
<p>にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第34条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係</p>	<p>にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第34条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係</p>

改 正 案	現 行
<p>る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

第5 泉大津市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中</p>

改 正 案	現 案 行
<p>の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又</p>	<p>の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又</p>

改 正 案	現 行
<p>は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職</p>	<p>は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職</p>

改 正 案	現 行
<p>をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による</p>	<p>をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による</p>

改 正 案	現 行
<p>る処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>

第6 泉大津市吏員退隠料及び遺族扶助料条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 案	現 行
<p>第3条 （略）</p> <p>2 次に掲ぐる期間は、在職年数中より除算する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市吏員退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）に付<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたるときは、その犯罪の時を含む引続きたる在職年月数</p>	<p>第3条 （略）</p> <p>2 次に掲ぐる期間は、在職年数中より除算する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市吏員退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）に付<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたるときは、その犯罪の時を含む引続きたる在職年月数</p>

改 正 案	現 行
<p>第5条 退隠料又は遺族扶助料を受くる権利を有する者、次の各号のいずれかに該当するときその権利は消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたるとき</p> <p>(3) 在職中職務に関する犯罪に因り<u>拘禁刑</u>以上の刑（過失犯を除く。）に処せられたるとき、但し、退隠料を受けたる後再び就職したる者本号に該当するに至りたるときは、その再就職によって生じたる権利のみ消滅する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第5条 退隠料又は遺族扶助料を受くる権利を有する者、次の各号のいずれかに該当するときその権利は消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたるとき</p> <p>(3) 在職中職務に関する犯罪に因り<u>禁錮</u>以上の刑（過失犯を除く。）に処せられたるとき、但し、退隠料を受けたる後再び就職したる者本号に該当するに至りたるときは、その再就職によって生じたる権利のみ消滅する。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第11条 在職満14年（消防吏員にあっては在職満12年）以上に至り退職したる者には、終身退隠料を支給する。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りにあらず。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ失職又は<u>拘禁刑</u>以上の刑に該当すべき罰として予審又は公判に附せられるため免職せられたるとき、但し、審理後免訴若しくは無罪とな</p>	<p>第11条 在職満14年（消防吏員にあっては在職満12年）以上に至り退職したる者には、終身退隠料を支給する。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りにあらず。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ失職又は<u>禁錮</u>以上の刑に該当すべき罰として予審又は公判に附せられるため免職せられたるとき、但し、審理後免訴若しくは無罪となり又は</p>

改 正 案	現 行
<p>り又は有罪となるも<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられざる場合は、失職又は免職の時に遡り退隠料を支給する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第15条 退隠料を受くる権利を有するもの次の各号のいずれかに該当する時は、その間退隠料の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3年未満の<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたるときは、その月よりその刑の終る日まで、但し刑の執行猶予中はこの限りにあらず。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第23条 扶助料を受くる者3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたるときは、その月の翌月よりその刑の執行を終り又はその執行を受くることなきに至りたる月まで扶助料を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたときは之を停止せず、その言渡を取消されたるときは、取消の月の翌月より刑の執行を終り又はその執行を受くることなきに至りたる月までを停止する。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>有罪となるも<u>禁錮</u>以上の刑に処せられざる場合は、失職又は免職の時に遡り退隠料を支給する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第15条 退隠料を受くる権利を有するもの次の各号のいずれかに該当する時は、その間退隠料の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3年未満の<u>懲役又は禁錮</u>以上の刑に処せられたるときは、その月よりその刑の終る日まで、但し刑の執行猶予中はこの限りにあらず。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第23条 扶助料を受くる者3年以下の<u>懲役又は禁錮</u>の刑に処せられたるときは、その月の翌月よりその刑の執行を終り又はその執行を受くることなきに至りたる月まで扶助料を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたときは之を停止せず、その言渡を取消されたるときは、取消の月の翌月より刑の執行を終り又はその執行を受くることなきに至りたる月までを停止する。</p> <p>2及び3 (略)</p>

第7 泉大津市立幼稚園職員退隠料、退職給与金及び遺族扶助料条例
新旧対照表（第7条関係）

改 正 案	現 行
<p>第4条 次に掲げる期間は、在職年数から除算する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園職員退職後在職中の職務に関する犯罪（過失罪を除く。）につき<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第4条 次に掲げる期間は、在職年数から除算する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園職員退職後在職中の職務に関する犯罪（過失罪を除く。）につき<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第9条 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有する者、次の各号のいずれかに該当するときはその権利を消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>拘禁刑</u>に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第9条 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有する者、次の各号のいずれかに該当するときはその権利を消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その権利は消滅する。但し、その在職が退隠料を受けた後になされたものであるときは、その再在職によって生じた権利のみ消滅する。</p>	<p>2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その権利は消滅する。但し、その在職が退隠料を受けた後になされたものであるときは、その再在職によって生じた権利のみ消滅する。</p>
<p>第11条 幼稚園職員次の各号のいず</p>	<p>第11条 幼稚園職員次の各号のいず</p>

改 正 案	現 行
<p>れかに該当するときは、その引き続いた在職年につき退隠料又は退職給与金を受ける資格を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在職中<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>第25条の2 退隠料、増加退隠料並びに傷病退隠料は、これを受ける者、3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その翌月から、その執行を終り又は執行を受けることなきに至った月までこれを停止する。但し刑の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止しない、その言渡を取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を受けることなきに至った月までこれを停止する。</p> <p>第33条 遺族扶助料を受ける者3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り又は、その執行を受けることなきに至った月まで遺族扶助料を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止しない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>れかに該当するときは、その引き続いた在職年につき退隠料又は退職給与金を受ける資格を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在職中<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>第25条の2 退隠料、増加退隠料並びに傷病退隠料は、これを受ける者、3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その翌月から、その執行を終り又は執行を受けることなきに至った月までこれを停止する。但し刑の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止しない、その言渡を取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を受けることなきに至った月までこれを停止する。</p> <p>第33条 遺族扶助料を受ける者3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り又は、その執行を受けることなきに至った月まで遺族扶助料を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止しない。</p> <p>2及び3 (略)</p>

第 8 泉大津市ラブホテル建築の規制に関する条例新旧対照表（第 8 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第 8 条 第 5 条の規定による市長の措置命令に違反した者に対しては、6 月以下の<u>拘禁刑</u>又は 2 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第 8 条 第 5 条の規定による市長の措置命令に違反した者に対しては、6 月以下の<u>懲役</u>又は 2 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

第 9 泉大津都市計画事業松之浜駅東地区第 1 種市街地再開発事業施行規程新旧対照表（第 9 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第 1 4 条 次に掲げる者は、委員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第 1 4 条 次に掲げる者は、委員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 及び 3 (略)</p>

第 1 0 泉大津市消防団条例新旧対照表（第 1 0 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(欠格条項)</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができ</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができ</p>

改 正 案	現 行
<p>ない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>ない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>

第 1 1 泉大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（第 1 1 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(退職報償金の支給の制限)</p> <p>第 5 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金の支給の制限)</p> <p>第 5 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

第 1 2 集会集団行進及集団示威運動に関する条例新旧対照表（第 1 2 条関係）

改 正 案	現 行
<p>第 5 条 第 2 条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して提出した主催者及び第 1 条の規定、第 2 条の規定による記載事項第 3 条第 1 項但書の規定による条件又は同条第 3 項に基く処分に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主</p>	<p>第 5 条 第 2 条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して提出した主催者及び第 1 条の規定、第 2 条の規定による記載事項第 3 条第 1 項但書の規定による条件又は同条第 3 項に基く処分に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主</p>

改 正 案	現 行
<p>催者、指導者又は煽動者はこれを1年以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金に処する。</p>	<p>催者、指導者又は煽動者はこれを1年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>又は5万円以下の罰金に処する。</p>

議案第 3 号

泉大津市事務分掌条例の一部改正の件

泉大津市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

社会情勢の変化やそれに伴う新たな行政課題の解決に、迅速かつ的確に対応が
できる体制を構築するため、行政組織を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市事務分掌条例（平成23年泉大津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 市民生活部

第2条第2号中オからケまでを削り、エをサとし、サの前に次のように加える。

コ 広聴に関すること。

第2条第2号中ウをケとし、イをクとし、クの前に次のように加える。

ウ 行政改革の推進に関すること。

エ 行政の情報化に関すること。

オ 商工業及び公営競技に関すること。

カ 臨海部に関すること。

キ 農水畜産業に関すること。

第2条第2号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市政全般にわたる施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第2条第3号を削り、同条第4号中ク及びケを削り、コをクとし、サをケとし、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 市民生活部

ア 戸籍、住民基本台帳その他住民手続に関すること。

イ 市営葬儀、火葬及び墓地に関すること。

ウ 地域協働に関すること。

エ 市民相談に関すること。

オ 労働者の福祉に関すること。

カ 消費者の保護に関すること。

キ 同和問題その他人権に関すること。

ク 男女共同参画社会の形成に関すること。

ケ 生活環境の保全に関すること。

コ 公衆衛生に関すること。

サ 公害の防止に関すること。

第2条第7号中シからセまでを削り、ソをシとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(泉大津市総合計画審議会条例の一部改正)

2 泉大津市総合計画審議会条例（昭和47年泉大津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策推進部」を「市長公室」に改める。

(泉大津市行政改革審議会条例の一部改正)

3 泉大津市行政改革審議会条例（平成7年泉大津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条中「政策推進部」を「市長公室」に改める。

(泉大津市事務事業評価委員会設置条例の一部改正)

4 泉大津市事務事業評価委員会設置条例（平成28年泉大津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「政策推進部」を「市長公室」に改める。

(参 考)

泉大津市事務分掌条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、室及び課を置く。</p> <p>(1) 危機管理課</p> <p>(2) 市長公室</p> <p><u>(3) 総務部</u></p> <p><u>(4) 市民生活部</u></p> <p>(5) 保険福祉部</p> <p>(6) 健康こども部</p> <p>(7) 都市政策部</p> <p>(部等の分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する部、室及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 危機管理課</p> <p>ア 危機管理に関すること。</p> <p>(2) 市長公室</p> <p>ア <u>市政全般にわたる施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。</u></p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、室及び課を置く。</p> <p>(1) 危機管理課</p> <p>(2) 市長公室</p> <p><u>(3) 政策推進部</u></p> <p><u>(4) 総務部</u></p> <p>(5) 保険福祉部</p> <p>(6) 健康こども部</p> <p>(7) 都市政策部</p> <p>(部等の分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する部、室及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 危機管理課</p> <p>ア 危機管理に関すること。</p> <p>(2) 市長公室</p>

改 正 案	現 行
<p><u>イ</u> 特命事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する<u>こと。</u></p> <p><u>ウ</u> 行政改革の推進に関する<u>こと。</u></p> <p><u>エ</u> 行政の情報化に関する<u>こと。</u></p> <p><u>オ</u> 商工業及び公営競技に関する<u>こと。</u></p> <p><u>カ</u> 臨海部に関する<u>こと。</u></p> <p><u>キ</u> 農水畜産業に関する<u>こと。</u></p> <p><u>ク</u> 秘書に関する<u>こと。</u></p> <p><u>ケ</u> 広報に関する<u>こと。</u></p> <p><u>コ</u> 広聴に関する<u>こと。</u></p> <p><u>サ</u> 職員の人事及び給与に関する<u>こと。</u></p>	<p><u>ア</u> 特命事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する<u>こと。</u></p> <p><u>イ</u> 秘書に関する<u>こと。</u></p> <p><u>ウ</u> 広報に関する<u>こと。</u></p> <p><u>エ</u> 職員の人事及び給与に関する<u>こと。</u></p> <p><u>オ</u> 広聴及び市民相談に関する<u>こと。</u></p> <p><u>カ</u> 労働者の福祉に関する<u>こと。</u></p> <p><u>キ</u> 消費者の保護に関する<u>こと。</u></p> <p><u>ク</u> 同和問題その他人権に関する<u>こと。</u></p> <p><u>ケ</u> 男女共同参画社会の形成に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 政策推進部</p> <p><u>ア</u> 市政全般にわたる施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関する<u>こと。</u></p> <p><u>イ</u> 行政改革の推進に関する<u>こ</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(3) 総務部</p> <p>ア 法制、文書及び公印に関する こと。</p> <p>イ 情報公開及び個人情報保護に 関すること。</p> <p>ウ 工事等の契約及び検査に関す ること。</p> <p>エ 物品の購入、管理及び処分に 関すること。</p> <p>オ 統計調査に関すること。</p> <p>カ 財政に関すること。</p> <p>キ 市税に関すること。</p> <p>ク 財産の取得、管理、処分及び 有効活用に関すること。</p> <p>ケ 他の部の所掌に属さないこ と。</p> <p>(4) 市民生活部</p>	<p><u>と。</u></p> <p><u>ウ 行政の情報化に関すること。</u></p> <p><u>エ 商工業及び公営競技に関する こと。</u></p> <p><u>オ 臨海部に関すること。</u></p> <p><u>カ 農水畜産業に関すること。</u></p> <p><u>キ 地域協働に関すること。</u></p> <p>(4) 総務部</p> <p>ア 法制、文書及び公印に関する こと。</p> <p>イ 情報公開及び個人情報保護に 関すること。</p> <p>ウ 工事等の契約及び検査に関す ること。</p> <p>エ 物品の購入、管理及び処分に 関すること。</p> <p>オ 統計調査に関すること。</p> <p>カ 財政に関すること。</p> <p>キ 市税に関すること。</p> <p><u>ク 戸籍、住民基本台帳その他住 民手続に関すること。</u></p> <p><u>ケ 市営葬儀、火葬及び墓地に関 すること。</u></p> <p><u>コ 財産の取得、管理、処分及び 有効活用に関すること。</u></p> <p><u>サ 他の部の所掌に属さないこ と。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>ア <u>戸籍、住民基本台帳その他住民手続に関すること。</u></p> <p>イ <u>市営葬儀、火葬及び墓地に関すること。</u></p> <p>ウ <u>地域協働に関すること。</u></p> <p>エ <u>市民相談に関すること。</u></p> <p>オ <u>労働者の福祉に関すること。</u></p> <p>カ <u>消費者の保護に関すること。</u></p> <p>キ <u>同和問題その他人権に関すること。</u></p> <p>ク <u>男女共同参画社会の形成に関すること。</u></p> <p>ケ <u>生活環境の保全に関すること。</u></p> <p>コ <u>公衆衛生に関すること。</u></p> <p>サ <u>公害の防止に関すること。</u></p> <p>(5) 保険福祉部</p> <p>ア 社会福祉に関すること（健康こども部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>イ 介護保険に関すること。</p> <p>ウ 福祉医療に関すること（健康こども部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>エ 国民健康保険に関すること（健康こども部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>オ 国民年金に関すること。</p>	<p>(5) 保険福祉部</p> <p>ア 社会福祉に関すること（健康こども部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>イ 介護保険に関すること。</p> <p>ウ 福祉医療に関すること（健康こども部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>エ 国民健康保険に関すること（健康こども部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>オ 国民年金に関すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>カ 後期高齢者医療に関するこ と。</p> <p>(6) 健康こども部</p> <p>ア 児童福祉に関するこ と。</p> <p>イ 保健衛生に関するこ と。</p> <p>(7) 都市政策部</p> <p>ア 都市づくりに関するこ と。</p> <p>イ 都市計画に関するこ と。</p> <p>ウ 土地利用に関するこ と。</p> <p>エ 市街地の整備に関するこ と。</p> <p>オ 用地に関するこ と。</p> <p>カ 公園の整備、緑化に関するこ と。</p> <p>キ 建築に関するこ と。</p> <p>ク 市営住宅その他住宅に関する こ と。</p> <p>ケ 開発行為の許可に関するこ と。</p> <p>コ 土木に関するこ と。</p> <p>サ 交通対策に関するこ と。</p> <p>シ 公共下水道に関するこ と。</p>	<p>カ 後期高齢者医療に関するこ と。</p> <p>(6) 健康こども部</p> <p>ア 児童福祉に関するこ と。</p> <p>イ 保健衛生に関するこ と。</p> <p>(7) 都市政策部</p> <p>ア 都市づくりに関するこ と。</p> <p>イ 都市計画に関するこ と。</p> <p>ウ 土地利用に関するこ と。</p> <p>エ 市街地の整備に関するこ と。</p> <p>オ 用地に関するこ と。</p> <p>カ 公園の整備、緑化に関するこ と。</p> <p>キ 建築に関するこ と。</p> <p>ク 市営住宅その他住宅に関する こ と。</p> <p>ケ 開発行為の許可に関するこ と。</p> <p>コ 土木に関するこ と。</p> <p>サ 交通対策に関するこ と。</p> <p><u>シ 生活環境の保全に関するこ と。</u></p> <p><u>ス 公衆衛生に関するこ と。</u></p> <p><u>セ 公害の防止に関するこ と。</u></p> <p>ソ 公共下水道に関するこ と。</p>

議案第 4 号

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正 の件

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）が改正され、国家公務員において、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援に係る勤務環境の整備について措置が講じられることに伴い、本市職員についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の泉大津市職員の勤務時間等に関する条例第8条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(参 考)

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、国家公務員において、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援に係る勤務環境の整備について措置が講じられることに伴い、本市職員についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

(1) 時間外勤務の制限の対象となる職員の拡大

時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するものであること。（第8条関係）

(2) 仕事と介護の両立支援に係る勤務環境の整備

職員に対して、仕事と介護の両立支援制度等の周知及び意向確認を行う等、勤務環境の整備を行うことについて定めるものであること。（第15条、第18条の2及び第18条の3関係）

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、令和7年4月1日から施行するものであること。ただし、(2)の経過規定は公布の日から施行するものであること。（改正条例附則第1項）

(2) 経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。（改正条例附則第2項）

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 案 行
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定</p>

改 正 案	現 行
<p>める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父</p>	<p>める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父</p>

改 正 案	現 行
<p>母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、規則でその期間を定める。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年</u></p>	<p>母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、規則でその期間を定める。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第１８条の３ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

議案第 5 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、本市職員の給与について適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第35条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の等級 号 給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	230,000	261,300	272,800	285,600	285,800	311,500	358,400
	2	184,600	231,500	262,300	274,500	287,200	287,300	314,300	361,500
	3	185,800	233,000	263,300	276,400	289,100	289,200	317,100	364,400
	4	186,900	234,500	264,300	277,900	290,800	291,300	319,400	367,000
	5	188,000	236,000	265,300	279,800	292,700	293,200	322,100	369,900
	6	189,700	237,500	266,300	281,300	294,400	295,100	324,900	373,000
	7	191,300	239,000	267,300	283,400	296,500	297,000	327,300	375,900
	8	192,900	240,500	268,300	285,200	298,200	299,700	330,000	378,300
	9	194,500	242,000	269,300	287,300	300,300	302,100	332,700	381,100
	10	196,200	243,400	270,300	288,900	301,800	303,200	335,100	384,000
	11	197,800	244,800	271,300	290,400	303,900	305,100	337,800	386,900
	12	199,400	246,200	272,300	291,900	305,700	307,500	340,500	389,500
	13	201,000	247,400	273,300	293,400	307,700	309,500	342,800	392,500
	14	202,700	248,600	274,300	294,900	309,800	311,700	345,600	395,500
	15	204,400	249,800	275,300	296,300	311,500	313,600	348,400	398,400
	16	206,100	251,000	276,400	297,600	313,200	315,900	350,600	401,100
	17	207,400	252,100	277,400	298,800	314,700	317,600	353,200	404,000
	18	209,000	253,200	278,700	300,300	316,100	319,900	355,900	406,900
	19	210,600	254,300	280,000	301,800	317,400	321,800	358,100	409,900
	20	212,100	255,400	281,200	303,200	318,700	324,100	360,700	412,800
	21	213,600	256,400	282,500	304,600	320,000	325,900	363,300	415,600
	22	215,200	257,400	283,800	305,700	321,300	328,400	365,700	418,000
	23	216,800	258,400	285,000	306,700	323,100	330,400	368,300	420,500
	24	218,400	259,400	286,200	307,900	324,900	332,800	370,900	422,900
	25	220,000	260,400	287,300	309,100	326,600	335,000	373,400	424,800
	26	221,700	261,300	288,500	310,700	328,300	336,900	376,000	426,900
	27	223,000	262,200	289,800	312,300	330,000	338,700	378,300	429,000
	28	224,300	263,100	291,100	313,900	331,700	340,500	380,500	431,200
	29	225,600	263,900	292,400	315,400	333,400	342,200	382,400	433,100
	30	226,700	264,700	293,400	317,000	335,000	343,900	384,700	435,200
	31	227,800	265,500	294,400	318,600	336,700	345,500	386,800	437,300
	32	228,900	266,300	295,500	320,200	338,400	347,200	388,800	439,200
	33	230,000	267,000	296,600	321,700	340,000	348,800	390,800	440,900
	34	231,100	267,800	297,800	323,400	341,500	350,500	393,100	442,700
	35	232,200	268,600	298,900	325,000	343,100	352,100	395,300	444,600
	36	233,300	269,300	300,100	326,600	344,700	353,700	397,500	446,500
	37	234,400	270,000	301,300	328,000	346,200	355,200	399,700	448,300
	38	235,400	270,800	302,600	329,700	347,600	356,900	402,000	450,100
	39	236,400	271,600	303,900	331,400	349,300	358,500	404,200	451,900
	40	237,300	272,300	305,200	333,000	350,900	360,100	406,500	453,600
	41	238,200	273,000	306,500	334,200	352,500	361,700	408,300	455,400
	42	239,100	273,800	307,800	336,100	353,700	363,500	410,200	456,900
	43	239,900	274,600	309,100	337,800	355,200	365,000	412,100	458,300
	44	240,700	275,300	310,400	339,400	356,700	366,600	413,900	459,800
	45	241,400	276,000	311,700	340,900	358,200	368,000	415,700	461,200

職員の 区分	職務の等級 号 給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
		給料月額							
	46	242,000	276,700	313,000	342,500	359,900	369,600	417,500	462,500
	47	242,600	277,400	314,300	344,100	361,700	371,200	419,300	463,800
	48	243,200	278,100	315,400	345,700	363,400	372,700	421,100	465,000
	49	243,800	278,800	316,300	347,400	365,100	374,600	422,700	466,000
	50	244,400	279,500	317,600	349,200	366,500	376,500	424,200	466,700
	51	245,000	280,200	318,900	351,000	367,800	378,400	425,700	467,400
	52	245,500	280,900	320,200	352,800	369,000	380,200	427,200	468,100
	53	246,000	281,500	321,400	354,300	370,400	381,700	428,700	468,800
	54	246,400	282,200	322,700	355,700	371,500	383,500	430,000	469,500
	55	246,700	282,800	323,900	357,100	372,400	385,200	431,300	470,100
	56	247,000	283,500	325,100	358,500	373,400	386,800	432,500	470,700
	57	247,300	284,100	326,400	360,000	374,500	388,500	433,700	471,200
	58	247,600	284,800	327,500	360,800	375,300	389,900	435,000	471,800
	59	247,900	285,400	328,600	361,800	376,200	391,300	436,300	472,400
	60	248,200	286,100	329,700	362,800	377,100	392,700	437,500	473,000
	61	248,500	286,700	330,400	363,700	377,900	394,100	438,700	473,500
	62	248,800	287,400	331,300	364,800	378,700	395,300	439,500	474,000
	63	249,100	288,000	332,000	365,700	379,500	396,500	440,300	474,400
	64	249,400	288,500	332,800	366,700	380,300	397,500	441,100	474,700
	65	249,700	289,000	333,600	367,600	381,000	398,600	441,700	475,000
	66	250,000	289,600	334,000	368,300	381,700	399,800	442,300	
	67	250,300	290,100	334,600	369,000	382,400	400,900	442,900	
	68	250,600	290,700	335,300	369,600	383,100	402,000	443,500	
	69	250,900	291,200	336,100	370,000	383,800	402,700	444,200	
	70	251,200	291,700	336,800	370,600	384,300	403,400	445,000	
	71	251,500	292,300	337,500	371,300	384,900	404,100	445,400	
	72	251,800	292,900	338,100	372,000	385,500	404,800	446,100	
	73	252,100	293,400	338,600	372,300	386,200	405,400	446,600	
	74	252,400	293,900	339,200	373,000	386,600	406,000	447,000	
	75	252,700	294,300	339,700	373,700	387,200	406,500	447,400	
	76	253,000	294,600	340,300	374,300	387,800	406,900	447,800	
	77	253,300	294,800	340,600	374,600	388,300	407,300	448,200	
	78	253,600	295,100	341,100	375,100	388,700	407,500	448,600	
	79	253,900	295,300	341,500	375,700	389,300	407,800	449,000	
	80	254,200	295,600	341,900	376,300	389,900	408,100	449,300	
	81	254,500	295,800	342,300	376,600	390,400	408,400	449,600	
	82	254,800	296,000	342,800	377,200	390,800	408,700	450,000	
	83	255,100	296,300	343,300	377,900	391,300	409,000	450,300	
	84	255,400	296,500	343,800	378,500	391,800	409,300	450,600	
	85	255,700	296,800	344,100	378,900	392,400	409,500	450,900	
	86	256,000	297,100	344,500	379,400	392,700	409,800		
	87	256,300	297,400	344,900	380,000	393,100	410,100		
	88	256,600	297,700	345,300	380,500	393,500	410,400		
	89	256,900	298,000	345,600	381,000	393,900	410,600		
	90	257,200	298,300	346,000	381,600	394,200	410,900		
	91	257,500	298,600	346,400	382,100	394,500	411,200		
	92	257,800	299,000	346,800	382,400	394,800	411,500		
	93	258,100	299,200	347,000	382,800	395,000	411,700		
	94		299,400	347,400	383,300	395,200	412,000		
	95		299,700	347,800	383,700	395,500	412,300		
	96		300,100	348,200	384,100	395,800	412,500		

職員の 区分	職務の等級 号 給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
		給料月額							
	97		300,300	348,400	384,500	396,000	412,700		
	98		300,600	348,800	385,000	396,200	413,000		
	99		301,000	349,200	385,400	396,500	413,300		
	100		301,400	349,500	385,800	396,800	413,500		
	101		301,600	349,800	386,100	397,000	413,700		
	102		301,900	350,200		397,200	414,000		
	103		302,200	350,600		397,500	414,300		
	104		302,500	351,000		397,800	414,500		
	105		302,700	351,500		398,000	414,700		
	106		303,000	351,900		398,200	415,000		
	107		303,300	352,300			415,300		
	108		303,600	352,700			415,500		
	109		303,800	353,200			415,700		
	110		304,200	353,600					
	111		304,600	353,900					
	112		304,900	354,200					
	113		305,100	354,700					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月 額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	294,900	320,600	362,700

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行8等級職員等」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第20条の2第2項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第2号中「100分の6」を「100分の12」に改める。

第20条の3第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第20条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第20条の5第3項中「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き別表第2の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「もの（任用の事情等を考慮して、規則で定めるものに限る。）」を「職員」に改める。

第32条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「の規定による規則で定める職にある者」を「に規定する職にある職員」に、「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第34条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第35条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第35条の2中「、第19条、第20条及び第20条の4」を「及び第19条」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の等級 号 給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	

職員の 区分	職務の等級 号 給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000					
	87	256,300	297,400	346,400					
	88	256,600	297,700	346,800					
	89	256,900	298,000	347,000					
	90	257,200	298,300	347,400					
	91	257,500	298,600	347,800					
	92	257,800	299,000	348,200					
	93	258,100	299,200	348,400					
	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					
	96		300,100	349,500					

職員の 区分	職務の等級 号 給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
		給料月額							
	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項から第13項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が切替日において同一の職務の等級であった者の同日における号給（次項において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて市長が別に定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第19条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害

のある者」とあるのは
「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8等級であるものにあつては、0円。）とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

7 切替日から令和10年3月31日までの間における第2条改正後給与条例第20条の2の適用については、同条第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

8 第2条改正後給与条例第20条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(市長への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

10 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年泉大津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第6項中「、第20条及び第20条の4並びに」を「及び」に改める。

附則第6条及び第7条中「、第8条」を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

11 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年泉大津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、第20条」を削る。

(泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

12 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉大津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第22条中「、第8条」を削る。

(泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

1 3 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年泉大津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条中「、第8条」を削る。

(参 考)

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）要綱

本条例（案）は、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、本市職員の給与について適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 給料表の改定

国家公務員の給料表の改定に準じて行政職の給料表を改定するものであり、その切替えについては、別紙資料1の切替表のとおり行うものであること。

なお、この改定により、職員の給料月額を、次の表のとおり引き上げるものであること。（第1条の規定による別表第2関係）

改定前の平均給料月額	300,617円
改定後の平均給料月額	311,867円
平均引上額	11,250円
給料表の平均引上率	3.0%

2 期末手当の改定

(1) 令和6年12月期の期末手当の支給割合を、次の表のとおり引き上げるものであること。（第1条の規定による第34条第2項及び第3項関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区 分	改定後の支給割合	改定前の支給割合
6月期	100分の122.5	100分の122.5
12月期	100分の127.5	

イ 定年前再任用短時間勤務職員

区 分	改定後の支給割合	改定前の支給割合
6月期	100分の68.75	100分の68.75
12月期	100分の71.25	

- (2) 令和7年4月1日から施行する期末手当の支給割合を、次の表のとおり改定するものであること。（第2条の規定による第34条第2項及び第3項関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区 分	改定後の支給割合	改定前の支給割合
6月期	100分の125	100分の122.5
12月期		100分の127.5

イ 定年前再任用短時間勤務職員

区 分	改定後の支給割合	改定前の支給割合
6月期	100分の70	100分の68.75
12月期		100分の71.25

3 勤勉手当の改定

- (1) 令和6年12月期の勤勉手当の支給割合を、次の表のとおり引き上げるものであること。（第1条の規定による第35条第2項関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区 分	改定後の支給割合	改定前の支給割合
6月期	100分の102.5	100分の102.5
12月期	100分の107.5	

イ 定年前再任用短時間勤務職員

区 分	改定後の支給割合	改定前の支給割合
6月期	100分の48.75	100分の48.75
12月期	100分の51.25	

- (2) 令和7年4月1日から施行する勤勉手当の支給割合を、次の表のとおり改定するものであること。（第2条の規定による第35条第2項関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区 分	改定後の支給割合	改定前の支給割合
6月期	100分の105	100分の102.5
12月期		100分の107.5

イ 定年前再任用短時間勤務職員

区 分	改定後の支給割合	改定前の支給割合
6 月期	1 0 0 分の 5 0	1 0 0 分の 4 8 . 7 5
1 2 月期		1 0 0 分の 5 1 . 2 5

4 扶養手当の改定

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円に引き上げるとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定めることとするものであること。（第2条の規定による第19条及び第20条関係）

5 地域手当の改定

東京都特別区の区域内にある勤務場所に勤務する職員以外の職員の地域手当の支給割合を、100分の6から100分の12に引き上げるものであること。（第2条の規定による第20条の2関係）

6 通勤手当の限度額改定

通勤手当の支給月額の限度額を1箇月当たり15万円とするものであること。（第2条の規定による第20条の3関係）

7 管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大

管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日については午前零時以降の勤務を対象としていたところ、午後10時以降の勤務を対象とすることとし、支給対象時間を拡大するものであること。（第2条の規定による第32条の2関係）

8 定年前再任用短時間勤務職員に係る手当

定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当を支給することとするものであること。（第2条の規定による第35条の2関係）

9 給料表の体系見直し

国家公務員の給料表の改定に準じて、行政職給料表の各等級の初号の額を引上げることで職務の等級間の水準の重なりを見直すものであり、その切替えについては、別紙資料2の切替表のとおり行うものであること。（第2条の規定による別表第2関係）

10 その他手当

住居手当及び単身赴任手当について、所要の規定の整備を行うものであること。

(第2条の規定による第20条の4及び第20条の5関係)

1 1 附則に関する事項

(1) 施行期日等

ア この条例(案)は、公布の日から施行するものであること。ただし、2の(2)、3の(2)及び4から10までに規定するものは、令和7年4月1日から施行するものであること。(改正条例附則第1項)

イ 1、2の(1)及び3の(1)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(2)において「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用するものであること。(改正条例附則第2項)

(2) 給与の内払

改正後の条例の規定を適用する場合には、1、2の(1)及び3の(1)による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであること。(改正条例附則第3項)

(3) 号給の切替え

令和7年4月1日(以下「切替日」という。)における職員の号給の切替えについては、市長が定めるものであること。(改正条例附則第4項及び第5項)

(4) 扶養手当に関する経過措置

切替日から令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置を定めるものであること。(改正条例附則第6項)

(5) 地域手当に関する経過措置

切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置については、規則で定めることとするものであること。(改正条例附則第7項)

(6) 市長への委任

(2)から(5)までに規定するもののほか、この条例(案)の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものであること。(改正条例附則第9項)

(7) その他関係条例の規定を整備するものであること。(改正条例附則第10項から第13項まで)

行政職給料表新旧切替表

号	1等級				号	2等級				号	3等級				号	4等級			
	旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率
1	162,100	183,500	21,400	13.20	1	208,000	230,000	22,000	10.58	1	240,900	261,300	20,400	8.47	1	256,100	272,800	16,700	6.52
2	163,200	184,600	21,400	13.11	2	209,700	231,500	21,800	10.40	2	242,400	262,300	19,900	8.21	2	258,000	274,500	16,500	6.40
3	164,400	185,800	21,400	13.02	3	211,400	233,000	21,600	10.22	3	243,800	263,300	19,500	8.00	3	259,900	276,400	16,500	6.35
4	165,500	186,900	21,400	12.93	4	212,900	234,500	21,600	10.15	4	245,200	264,300	19,100	7.79	4	261,700	277,900	16,200	6.19
5	166,600	188,000	21,400	12.85	5	214,400	236,000	21,600	10.07	5	246,400	265,300	18,900	7.67	5	263,600	279,800	16,200	6.15
6	167,700	189,700	22,000	13.12	6	216,200	237,500	21,300	9.85	6	248,000	266,300	18,300	7.38	6	265,400	281,300	15,900	5.99
7	168,800	191,300	22,500	13.33	7	217,900	239,000	21,100	9.68	7	249,500	267,300	17,800	7.13	7	267,500	283,400	15,900	5.94
8	169,900	192,900	23,000	13.54	8	219,600	240,500	20,900	9.52	8	250,900	268,300	17,400	6.94	8	269,500	285,200	15,700	5.83
9	170,900	194,500	23,600	13.81	9	221,100	242,000	20,900	9.45	9	252,000	269,300	17,300	6.87	9	271,600	287,300	15,700	5.78
10	172,300	196,200	23,900	13.87	10	222,600	243,400	20,800	9.34	10	253,400	270,300	16,900	6.67	10	273,200	288,900	15,700	5.75
11	173,600	197,800	24,200	13.94	11	224,100	244,800	20,700	9.24	11	254,900	271,300	16,400	6.43	11	274,700	290,400	15,700	5.72
12	174,900	199,400	24,500	14.01	12	225,600	246,200	20,600	9.13	12	256,200	272,300	16,100	6.28	12	276,300	291,900	15,600	5.65
13	176,100	201,000	24,900	14.14	13	226,800	247,400	20,600	9.08	13	257,500	273,300	15,800	6.14	13	277,800	293,400	15,600	5.62
14	177,600	202,700	25,100	14.13	14	228,200	248,600	20,400	8.94	14	258,700	274,300	15,600	6.03	14	279,500	294,900	15,400	5.51
15	179,100	204,400	25,300	14.13	15	229,600	249,800	20,200	8.80	15	259,900	275,300	15,400	5.93	15	281,300	296,300	15,000	5.33
16	180,700	206,100	25,400	14.06	16	231,000	251,000	20,000	8.66	16	261,100	276,400	15,300	5.86	16	283,100	297,600	14,500	5.12
17	181,800	207,400	25,600	14.08	17	232,400	252,100	19,700	8.48	17	262,300	277,400	15,100	5.76	17	284,800	298,800	14,000	4.92
18	183,200	209,000	25,800	14.08	18	234,000	253,200	19,200	8.21	18	263,600	278,700	15,100	5.73	18	286,700	300,300	13,600	4.74
19	184,600	210,600	26,000	14.08	19	235,500	254,300	18,800	7.98	19	264,900	280,000	15,100	5.70	19	288,500	301,800	13,300	4.61
20	186,000	212,100	26,100	14.03	20	236,900	255,400	18,500	7.81	20	266,200	281,200	15,000	5.63	20	290,300	303,200	12,900	4.44
21	187,300	213,600	26,300	14.04	21	238,100	256,400	18,300	7.69	21	267,600	282,500	14,900	5.57	21	292,100	304,600	12,500	4.28
22	189,600	215,200	25,600	13.50	22	239,700	257,400	17,700	7.38	22	269,100	283,800	14,700	5.46	22	293,700	305,700	12,000	4.09
23	191,800	216,800	25,000	13.03	23	241,200	258,400	17,200	7.13	23	270,700	285,000	14,300	5.28	23	295,100	306,700	11,600	3.93
24	194,000	218,400	24,400	12.58	24	242,600	259,400	16,800	6.92	24	272,200	286,200	14,000	5.14	24	296,500	307,900	11,400	3.84
25	196,200	220,000	23,800	12.13	25	243,600	260,400	16,800	6.90	25	273,800	287,300	13,500	4.93	25	298,000	309,100	11,100	3.72
26	197,900	221,700	23,800	12.03	26	245,100	261,300	16,200	6.61	26	275,500	288,500	13,000	4.72	26	300,000	310,700	10,700	3.57
27	199,400	223,000	23,600	11.84	27	246,400	262,200	15,800	6.41	27	277,100	289,800	12,700	4.58	27	302,000	312,300	10,300	3.41
28	200,900	224,300	23,400	11.65	28	247,600	263,100	15,500	6.26	28	278,700	291,100	12,400	4.45	28	303,800	313,900	10,100	3.32
29	202,400	225,600	23,200	11.46	29	248,700	263,900	15,200	6.11	29	280,300	292,400	12,100	4.32	29	305,500	315,400	9,900	3.24
30	203,800	226,700	22,900	11.24	30	249,700	264,700	15,000	6.01	30	281,800	293,400	11,600	4.12	30	307,400	317,000	9,600	3.12
31	205,200	227,800	22,600	11.01	31	250,600	265,500	14,900	5.95	31	283,300	294,400	11,100	3.92	31	309,300	318,600	9,300	3.01
32	206,600	228,900	22,300	10.79	32	251,500	266,300	14,800	5.88	32	284,800	295,500	10,700	3.76	32	311,100	320,200	9,100	2.93
33	208,000	230,000	22,000	10.58	33	252,400	267,000	14,600	5.78	33	285,900	296,600	10,700	3.74	33	312,800	321,700	8,900	2.85
34	209,300	231,100	21,800	10.42	34	253,300	267,800	14,500	5.72	34	287,500	297,800	10,300	3.58	34	314,800	323,400	8,600	2.73
35	210,600	232,200	21,600	10.26	35	254,100	268,600	14,500	5.71	35	289,000	298,900	9,900	3.43	35	316,800	325,000	8,200	2.59
36	211,900	233,300	21,400	10.10	36	254,900	269,300	14,400	5.65	36	290,500	300,100	9,600	3.30	36	318,700	326,600	7,900	2.48
37	213,200	234,400	21,200	9.94	37	255,600	270,000	14,400	5.63	37	291,900	301,300	9,400	3.22	37	320,400	328,000	7,600	2.37
38	214,400	235,400	21,000	9.79	38	256,700	270,800	14,100	5.49	38	293,500	302,600	9,100	3.10	38	322,400	329,700	7,300	2.26
39	215,600	236,400	20,800	9.65	39	257,900	271,600	13,700	5.31	39	295,100	303,900	8,800	2.98	39	324,400	331,400	7,000	2.16
40	216,700	237,300	20,600	9.51	40	259,000	272,300	13,300	5.14	40	296,700	305,200	8,500	2.86	40	326,400	333,000	6,600	2.02
41	217,800	238,200	20,400	9.37	41	260,200	273,000	12,800	4.92	41	298,200	306,500	8,300	2.78	41	327,600	334,200	6,600	2.01
42	218,900	239,100	20,200	9.23	42	261,400	273,800	12,400	4.74	42	299,800	307,800	8,000	2.67	42	329,600	336,100	6,500	1.97
43	219,900	239,900	20,000	9.10	43	262,500	274,600	12,100	4.61	43	301,300	309,100	7,800	2.59	43	331,500	337,800	6,300	1.90
44	220,900	240,700	19,800	8.96	44	263,600	275,300	11,700	4.44	44	302,800	310,400	7,600	2.51	44	333,500	339,400	5,900	1.77
45	221,800	241,400	19,600	8.84	45	264,700	276,000	11,300	4.27	45	304,400	311,700	7,300	2.40	45	335,400	340,900	5,500	1.64
46	222,700	242,000	19,300	8.67	46	265,800	276,700	10,900	4.10	46	306,000	313,000	7,000	2.29	46	337,300	342,500	5,200	1.54
47	223,600	242,600	19,000	8.50	47	266,900	277,400	10,500	3.93	47	307,600	314,300	6,700	2.18	47	339,200	344,100	4,900	1.44
48	224,500	243,200	18,700	8.33	48	267,900	278,100	10,200	3.81	48	309,100	315,400	6,300	2.04	48	341,100	345,700	4,600	1.35
49	225,400	243,800	18,400	8.16	49	268,900	278,800	9,900	3.68	49	310,000	316,300	6,300	2.03	49	342,900	347,400	4,500	1.31
50	226,300	244,400	18,100	8.00	50	269,900	279,500	9,600	3.56	50	311,500	317,600	6,100	1.96	50	344,800	349,200	4,400	1.28
51	227,200	245,000	17,800	7.83	51	270,900	280,200	9,300	3.43	51	313,000	318,900	5,900	1.88	51	346,600	351,000	4,400	1.27
52	228,100	245,500	17,400	7.63	52	271,800	280,900	9,100	3.35	52	314,600	320,200	5,600	1.78	52	348,400	352,800	4,400	1.26
53	228,900	246,000	17,100	7.47	53	272,700	281,500	8,800	3.23	53	316,200	321,400	5,200	1.64	53	349,900	354,300	4,400	1.26
54	229,800	246,400	16,600	7.22	54	273,600	282,200	8,600	3.14	54	317,800	322,700	4,900	1.54	54	351,300	355,700	4,400	1.25
55	230,700	246,700	16,000	6.94	55	274,500	282,800	8,300	3.02	55	319,300	323,900	4,600	1.44	55	352,700	357,100	4,400	1.25
56	231,500	247,000	15,500	6.70	56	275,400	283,500	8,100	2.94	56	320,800	325,100	4,300	1.34	56	354,200	358,500	4,300	1.21
57	231,800	247,300	15,500	6.69	57	276,300	284,100	7,800	2.82	57	322,200	326,400	4,200	1.30	57	355,700	360,000	4,300	1.21
58	232,600	247,600	15,000	6.45	58	277,200	284,800	7,600	2.74	58	323,400	327,500	4,100						

行政職給料表新旧切替表

号	1等級				号	2等級				号	3等級				号	4等級			
	旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率
68	238,400	250,600	12,200	5.12	68	285,600	290,700	5,100	1.79	68	331,300	335,300	4,000	1.21	68	365,300	369,600	4,300	1.18
69	238,900	250,900	12,000	5.02	69	286,600	291,200	4,600	1.61	69	332,100	336,100	4,000	1.20	69	365,700	370,000	4,300	1.18
70	239,400	251,200	11,800	4.93	70	287,400	291,700	4,300	1.50	70	332,800	336,800	4,000	1.20	70	366,300	370,600	4,300	1.17
71	239,900	251,500	11,600	4.84	71	288,200	292,300	4,100	1.42	71	333,500	337,500	4,000	1.20	71	367,000	371,300	4,300	1.17
72	240,400	251,800	11,400	4.74	72	289,000	292,900	3,900	1.35	72	334,100	338,100	4,000	1.20	72	367,700	372,000	4,300	1.17
73	240,900	252,100	11,200	4.65	73	289,700	293,400	3,700	1.28	73	334,600	338,600	4,000	1.20	73	368,000	372,300	4,300	1.17
74	241,400	252,400	11,000	4.56	74	290,200	293,900	3,700	1.27	74	335,200	339,200	4,000	1.19	74	368,700	373,000	4,300	1.17
75	241,800	252,700	10,900	4.51	75	290,600	294,300	3,700	1.27	75	335,700	339,700	4,000	1.19	75	369,400	373,700	4,300	1.16
76	242,300	253,000	10,700	4.42	76	291,000	294,600	3,600	1.24	76	336,300	340,300	4,000	1.19	76	370,000	374,300	4,300	1.16
77	242,800	253,300	10,500	4.32	77	291,200	294,800	3,600	1.24	77	336,600	340,600	4,000	1.19	77	370,300	374,600	4,300	1.16
78	243,300	253,600	10,300	4.23	78	291,500	295,100	3,600	1.23	78	337,100	341,100	4,000	1.19	78	370,900	375,100	4,200	1.13
79	243,800	253,900	10,100	4.14	79	291,700	295,300	3,600	1.23	79	337,500	341,500	4,000	1.19	79	371,600	375,700	4,100	1.10
80	244,300	254,200	9,900	4.05	80	292,000	295,600	3,600	1.23	80	337,900	341,900	4,000	1.18	80	372,200	376,300	4,100	1.10
81	244,700	254,500	9,800	4.00	81	292,200	295,800	3,600	1.23	81	338,300	342,300	4,000	1.18	81	372,500	376,600	4,100	1.10
82	245,200	254,800	9,600	3.92	82	292,400	296,000	3,600	1.23	82	338,800	342,800	4,000	1.18	82	373,100	377,200	4,100	1.10
83	245,600	255,100	9,500	3.87	83	292,700	296,300	3,600	1.23	83	339,300	343,300	4,000	1.18	83	373,800	377,900	4,100	1.10
84	246,000	255,400	9,400	3.82	84	292,900	296,500	3,600	1.23	84	339,800	343,800	4,000	1.18	84	374,400	378,500	4,100	1.10
85	246,400	255,700	9,300	3.77	85	293,200	296,800	3,600	1.23	85	340,100	344,100	4,000	1.18	85	374,800	378,900	4,100	1.09
86	246,800	256,000	9,200	3.73	86	293,500	297,100	3,600	1.23	86	340,500	344,500	4,000	1.17	86	375,300	379,400	4,100	1.09
87	247,200	256,300	9,100	3.68	87	293,800	297,400	3,600	1.23	87	341,000	344,900	3,900	1.14	87	375,900	380,000	4,100	1.09
88	247,600	256,600	9,000	3.63	88	294,100	297,700	3,600	1.22	88	341,400	345,300	3,900	1.14	88	376,400	380,500	4,100	1.09
89	248,000	256,900	8,900	3.59	89	294,400	298,000	3,600	1.22	89	341,700	345,600	3,900	1.14	89	376,900	381,000	4,100	1.09
90	248,500	257,200	8,700	3.50	90	294,800	298,300	3,500	1.19	90	342,100	346,000	3,900	1.14	90	377,500	381,600	4,100	1.09
91	248,800	257,500	8,700	3.50	91	295,100	298,600	3,500	1.19	91	342,600	346,400	3,800	1.11	91	378,000	382,100	4,100	1.08
92	249,100	257,800	8,700	3.49	92	295,500	299,000	3,500	1.18	92	343,000	346,800	3,800	1.11	92	378,300	382,400	4,100	1.08
93	249,400	258,100	8,700	3.49	93	295,700	299,200	3,500	1.18	93	343,200	347,000	3,800	1.11	93	378,700	382,800	4,100	1.08
					94	295,900	299,400	3,500	1.18	94	343,600	347,400	3,800	1.11	94	379,200	383,300	4,100	1.08
					95	296,200	299,700	3,500	1.18	95	344,100	347,800	3,700	1.08	95	379,600	383,700	4,100	1.08
					96	296,600	300,100	3,500	1.18	96	344,500	348,200	3,700	1.07	96	380,000	384,100	4,100	1.08
					97	296,800	300,300	3,500	1.18	97	344,700	348,400	3,700	1.07	97	380,400	384,500	4,100	1.08
					98	297,100	300,600	3,500	1.18	98	345,100	348,800	3,700	1.07	98	380,900	385,000	4,100	1.08
					99	297,500	301,000	3,500	1.18	99	345,500	349,200	3,700	1.07	99	381,300	385,400	4,100	1.08
					100	297,900	301,400	3,500	1.17	100	345,800	349,500	3,700	1.07	100	381,700	385,800	4,100	1.07
					101	298,100	301,600	3,500	1.17	101	346,100	349,800	3,700	1.07	101	382,000	386,100	4,100	1.07
					102	298,400	301,900	3,500	1.17	102	346,500	350,200	3,700	1.07					
					103	298,800	302,200	3,400	1.14	103	346,900	350,600	3,700	1.07					
					104	299,100	302,500	3,400	1.14	104	347,300	351,000	3,700	1.07					
					105	299,300	302,700	3,400	1.14	105	347,800	351,500	3,700	1.06					
					106	299,600	303,000	3,400	1.13	106	348,200	351,900	3,700	1.06					
					107	300,000	303,300	3,300	1.10	107	348,600	352,300	3,700	1.06					
					108	300,300	303,600	3,300	1.10	108	349,000	352,700	3,700	1.06					
					109	300,500	303,800	3,300	1.10	109	349,500	353,200	3,700	1.06					
					110	300,900	304,200	3,300	1.10	110	349,900	353,600	3,700	1.06					
					111	301,300	304,600	3,300	1.10	111	350,200	353,900	3,700	1.06					
					112	301,600	304,900	3,300	1.09	112	350,500	354,200	3,700	1.06					
					113	301,800	305,100	3,300	1.09	113	351,000	354,700	3,700	1.05					
					114	302,000	305,300	3,300	1.09										
					115	302,300	305,600	3,300	1.09										
					116	302,700	306,000	3,300	1.09										
					117	302,900	306,200	3,300	1.09										
					118	303,100	306,400	3,300	1.09										
					119	303,400	306,700	3,300	1.09										
					120	303,700	307,000	3,300	1.09										
					121	304,100	307,400	3,300	1.09										
					122	304,300	307,600	3,300	1.08										
					123	304,600	307,900	3,300	1.08										
					124	304,900	308,200	3,300	1.08										
					125	305,200	308,500	3,300	1.08										

定年前再任用短時間勤務職員の給料表新旧切り替え表

旧基準給料月額	新基準給料月額	改定差額	改定率												
188,700	192,000	3,300	1.75	216,200	219,500	3,300	1.53	256,200	260,000	3,800	1.48	275,600	279,700	4,100	1.49

行政職給料表新旧切替表

号	5等級				号	6等級				号	7等級				号	8等級			
	旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率
1	269,400	285,600	16,200	6.01	1	269,600	285,800	16,200	6.01	1	301,600	311,500	9,900	3.28	1	352,200	358,400	6,200	1.76
2	271,400	287,200	15,800	5.82	2	271,600	287,300	15,700	5.78	2	304,400	314,300	9,900	3.25	2	355,300	361,500	6,200	1.75
3	273,300	289,100	15,800	5.78	3	273,500	289,200	15,700	5.74	3	307,200	317,100	9,900	3.22	3	358,200	364,400	6,200	1.73
4	275,300	290,800	15,500	5.63	4	275,600	291,300	15,700	5.70	4	309,800	319,400	9,600	3.10	4	361,100	367,000	5,900	1.63
5	277,200	292,700	15,500	5.59	5	277,500	293,200	15,700	5.66	5	312,500	322,100	9,600	3.07	5	364,000	369,900	5,900	1.62
6	279,100	294,400	15,300	5.48	6	280,000	295,100	15,100	5.39	6	315,300	324,900	9,600	3.04	6	367,100	373,000	5,900	1.61
7	281,200	296,500	15,300	5.44	7	282,800	297,000	14,200	5.02	7	318,000	327,300	9,300	2.92	7	370,000	375,900	5,900	1.59
8	283,200	298,200	15,000	5.30	8	285,500	299,700	14,200	4.97	8	320,700	330,000	9,300	2.90	8	372,600	378,300	5,700	1.53
9	285,300	300,300	15,000	5.26	9	288,200	302,100	13,900	4.82	9	323,400	332,700	9,300	2.88	9	375,400	381,100	5,700	1.52
10	287,200	301,800	14,600	5.08	10	289,300	303,200	13,900	4.80	10	326,100	335,100	9,000	2.76	10	378,300	384,000	5,700	1.51
11	289,300	303,900	14,600	5.05	11	291,500	305,100	13,600	4.67	11	328,800	337,800	9,000	2.74	11	381,200	386,900	5,700	1.50
12	291,300	305,700	14,400	4.94	12	293,900	307,500	13,600	4.63	12	331,500	340,500	9,000	2.71	12	384,000	389,500	5,500	1.43
13	293,300	307,700	14,400	4.91	13	296,200	309,500	13,300	4.49	13	334,100	342,800	8,700	2.60	13	387,000	392,500	5,500	1.42
14	295,400	309,800	14,400	4.87	14	298,400	311,700	13,300	4.46	14	336,900	345,600	8,700	2.58	14	390,000	395,500	5,500	1.41
15	297,500	311,500	14,000	4.71	15	300,600	313,600	13,000	4.32	15	339,700	348,400	8,700	2.56	15	392,900	398,400	5,500	1.40
16	299,500	313,200	13,700	4.57	16	302,900	315,900	13,000	4.29	16	342,200	350,600	8,400	2.45	16	395,800	401,100	5,300	1.34
17	301,400	314,700	13,300	4.41	17	304,900	317,600	12,700	4.17	17	344,800	353,200	8,400	2.44	17	398,700	404,000	5,300	1.33
18	303,200	316,100	12,900	4.25	18	307,200	319,900	12,700	4.13	18	347,500	355,900	8,400	2.42	18	401,600	406,900	5,300	1.32
19	305,000	317,400	12,400	4.07	19	309,400	321,800	12,400	4.01	19	350,000	358,100	8,100	2.31	19	404,600	409,900	5,300	1.31
20	306,600	318,700	12,100	3.95	20	311,700	324,100	12,400	3.98	20	352,600	360,700	8,100	2.30	20	407,500	412,800	5,300	1.30
21	308,200	320,000	11,800	3.83	21	313,800	325,900	12,100	3.86	21	355,200	363,300	8,100	2.28	21	410,300	415,600	5,300	1.29
22	309,800	321,300	11,500	3.71	22	316,300	328,400	12,100	3.83	22	357,800	365,700	7,900	2.21	22	412,700	418,000	5,300	1.28
23	312,000	323,100	11,100	3.56	23	318,500	330,400	11,900	3.74	23	360,400	368,300	7,900	2.19	23	415,200	420,500	5,300	1.28
24	314,200	324,900	10,700	3.41	24	320,900	332,800	11,900	3.71	24	363,000	370,900	7,900	2.18	24	417,600	422,900	5,300	1.27
25	316,200	326,600	10,400	3.29	25	323,100	335,000	11,900	3.68	25	365,500	373,400	7,900	2.16	25	419,500	424,800	5,300	1.26
26	318,200	328,300	10,100	3.17	26	325,300	336,900	11,600	3.57	26	368,100	376,000	7,900	2.15	26	421,600	426,900	5,300	1.26
27	320,200	330,000	9,800	3.06	27	327,500	338,700	11,200	3.42	27	370,500	378,300	7,800	2.11	27	423,700	429,000	5,300	1.25
28	322,100	331,700	9,600	2.98	28	329,500	340,500	11,000	3.34	28	372,900	380,500	7,600	2.04	28	425,900	431,200	5,300	1.24
29	324,000	333,400	9,400	2.90	29	331,500	342,200	10,700	3.23	29	374,800	382,400	7,600	2.03	29	427,800	433,100	5,300	1.24
30	325,900	335,000	9,100	2.79	30	333,500	343,900	10,400	3.12	30	377,300	384,700	7,400	1.96	30	429,900	435,200	5,300	1.23
31	327,900	336,700	8,800	2.68	31	335,400	345,500	10,100	3.01	31	379,600	386,800	7,200	1.90	31	432,000	437,300	5,300	1.23
32	329,800	338,400	8,600	2.61	32	337,300	347,200	9,900	2.94	32	382,100	388,800	6,700	1.75	32	433,900	439,200	5,300	1.22
33	331,700	340,000	8,300	2.50	33	339,200	348,800	9,600	2.83	33	384,500	390,800	6,300	1.64	33	435,600	440,900	5,300	1.22
34	333,400	341,500	8,100	2.43	34	341,200	350,500	9,300	2.73	34	387,100	393,100	6,000	1.55	34	437,400	442,700	5,300	1.21
35	335,400	343,100	7,700	2.30	35	343,200	352,100	8,900	2.59	35	389,700	395,300	5,600	1.44	35	439,300	444,600	5,300	1.21
36	337,400	344,700	7,300	2.16	36	345,200	353,700	8,500	2.46	36	392,300	397,500	5,200	1.33	36	441,200	446,500	5,300	1.20
37	339,300	346,200	6,900	2.03	37	347,000	355,200	8,200	2.36	37	394,600	399,700	5,100	1.29	37	443,000	448,300	5,300	1.20
38	340,700	347,600	6,900	2.03	38	349,000	356,900	7,900	2.26	38	396,900	402,000	5,100	1.28	38	444,800	450,100	5,300	1.19
39	342,600	349,300	6,700	1.96	39	350,900	358,500	7,600	2.17	39	399,100	404,200	5,100	1.28	39	446,600	451,900	5,300	1.19
40	344,500	350,900	6,400	1.86	40	352,800	360,100	7,300	2.07	40	401,400	406,500	5,100	1.27	40	448,300	453,600	5,300	1.18
41	346,400	352,500	6,100	1.76	41	354,500	361,700	7,200	2.03	41	403,200	408,300	5,100	1.26	41	450,100	455,400	5,300	1.18
42	348,000	353,700	5,700	1.64	42	356,500	363,500	7,000	1.96	42	405,100	410,200	5,100	1.26	42	451,600	456,900	5,300	1.17
43	349,900	355,200	5,300	1.51	43	358,300	365,000	6,700	1.87	43	407,000	412,100	5,100	1.25	43	453,000	458,300	5,300	1.17
44	351,700	356,700	5,000	1.42	44	360,200	366,600	6,400	1.78	44	408,800	413,900	5,100	1.25	44	454,500	459,800	5,300	1.17
45	353,500	358,200	4,700	1.33	45	362,100	368,000	5,900	1.63	45	410,600	415,700	5,100	1.24	45	455,900	461,200	5,300	1.16
46	355,300	359,900	4,600	1.29	46	364,000	369,600	5,600	1.54	46	412,400	417,500	5,100	1.24	46	457,200	462,500	5,300	1.16
47	357,100	361,700	4,600	1.29	47	365,900	371,200	5,300	1.45	47	414,200	419,300	5,100	1.23	47	458,500	463,800	5,300	1.16
48	358,800	363,400	4,600	1.28	48	367,800	372,700	4,900	1.33	48	416,000	421,100	5,100	1.23	48	459,700	465,000	5,300	1.15
49	360,500	365,100	4,600	1.28	49	369,700	374,600	4,900	1.33	49	417,600	422,700	5,100	1.22	49	460,700	466,000	5,300	1.15
50	361,900	366,500	4,600	1.27	50	371,600	376,500	4,900	1.32	50	419,100	424,200	5,100	1.22	50	461,400	466,700	5,300	1.15
51	363,200	367,800	4,600	1.27	51	373,500	378,400	4,900	1.31	51	420,600	425,700	5,100	1.21	51	462,200	467,400	5,200	1.13
52	364,500	369,000	4,500	1.23	52	375,400	380,200	4,800	1.28	52	422,100	427,200	5,100	1.21	52	462,900	468,100	5,200	1.12
53	365,900	370,400	4,500	1.23	53	376,900	381,700	4,800	1.27	53	423,600	428,700	5,100	1.20	53	463,600	468,800	5,200	1.12
54	367,000	371,500	4,500	1.23	54	378,700	383,500	4,800	1.27	54	424,900	430,000	5,100	1.20	54	464,400	469,500	5,100	1.10
55	367,900	372,400	4,500	1.22	55	380,500	385,200	4,700	1.24	55	426,200	431,300	5,100	1.20	55	465,100	470,100	5,000	1.08
56	368,900	373,400	4,500	1.22	56	382,100	386,800	4,700	1.23	56	427,400	432,500	5,100	1.19	56	465,700	470,700	5,000	1.07
57	370,000	374,500	4,500	1.22	57	383,800	388,500	4,700	1.22	57	428,600	433,700	5,100	1.19	57	466,200	471,200	5,000	1.07
58	370,800	375,300	4,500	1.21	58	385,200	389,900	4,700	1.22	58	429,900	435,000	5,100	1.19	58	466,800	471,800	5,000	1.07
59	371,700	376,200	4,500	1.21	59	386,600	391,300	4,700	1.22	59	431,200	436,300</							

行政職給料表新旧切替表

号	5等級				号	6等級				号	7等級				号	8等級			
	旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率		旧給料月額	新給料月額	改定差額	改定率
68	378,600	383,100	4,500	1.19	68	397,300	402,000	4,700	1.18	68	438,700	443,500	4,800	1.09					
69	379,300	383,800	4,500	1.19	69	398,000	402,700	4,700	1.18	69	439,500	444,200	4,700	1.07					
70	379,800	384,300	4,500	1.18	70	398,700	403,400	4,700	1.18	70	440,300	445,000	4,700	1.07					
71	380,400	384,900	4,500	1.18	71	399,400	404,100	4,700	1.18	71	440,700	445,400	4,700	1.07					
72	381,000	385,500	4,500	1.18	72	400,100	404,800	4,700	1.17	72	441,400	446,100	4,700	1.06					
73	381,700	386,200	4,500	1.18	73	400,700	405,400	4,700	1.17	73	441,900	446,600	4,700	1.06					
74	382,100	386,600	4,500	1.18	74	401,300	406,000	4,700	1.17	74	442,300	447,000	4,700	1.06					
75	382,800	387,200	4,400	1.15	75	401,800	406,500	4,700	1.17	75	442,700	447,400	4,700	1.06					
76	383,400	387,800	4,400	1.15	76	402,200	406,900	4,700	1.17	76	443,100	447,800	4,700	1.06					
77	384,000	388,300	4,300	1.12	77	402,600	407,300	4,700	1.17	77	443,500	448,200	4,700	1.06					
78	384,400	388,700	4,300	1.12	78	402,900	407,500	4,600	1.14	78	443,900	448,600	4,700	1.06					
79	385,000	389,300	4,300	1.12	79	403,200	407,800	4,600	1.14	79	444,300	449,000	4,700	1.06					
80	385,600	389,900	4,300	1.12	80	403,500	408,100	4,600	1.14	80	444,600	449,300	4,700	1.06					
81	386,200	390,400	4,200	1.09	81	403,800	408,400	4,600	1.14	81	444,900	449,600	4,700	1.06					
82	386,600	390,800	4,200	1.09	82	404,100	408,700	4,600	1.14	82	445,300	450,000	4,700	1.06					
83	387,100	391,300	4,200	1.08	83	404,400	409,000	4,600	1.14	83	445,600	450,300	4,700	1.05					
84	387,600	391,800	4,200	1.08	84	404,700	409,300	4,600	1.14	84	445,900	450,600	4,700	1.05					
85	388,200	392,400	4,200	1.08	85	405,000	409,500	4,500	1.11	85	446,200	450,900	4,700	1.05					
86	388,500	392,700	4,200	1.08	86	405,300	409,800	4,500	1.11										
87	388,900	393,100	4,200	1.08	87	405,600	410,100	4,500	1.11										
88	389,300	393,500	4,200	1.08	88	405,900	410,400	4,500	1.11										
89	389,700	393,900	4,200	1.08	89	406,200	410,600	4,400	1.08										
90	390,000	394,200	4,200	1.08	90	406,500	410,900	4,400	1.08										
91	390,300	394,500	4,200	1.08	91	406,800	411,200	4,400	1.08										
92	390,600	394,800	4,200	1.08	92	407,100	411,500	4,400	1.08										
93	390,800	395,000	4,200	1.07	93	407,300	411,700	4,400	1.08										
94	391,000	395,200	4,200	1.07	94	407,600	412,000	4,400	1.08										
95	391,300	395,500	4,200	1.07	95	407,900	412,300	4,400	1.08										
96	391,600	395,800	4,200	1.07	96	408,100	412,500	4,400	1.08										
97	391,800	396,000	4,200	1.07	97	408,300	412,700	4,400	1.08										
98	392,000	396,200	4,200	1.07	98	408,600	413,000	4,400	1.08										
99	392,300	396,500	4,200	1.07	99	408,900	413,300	4,400	1.08										
100	392,600	396,800	4,200	1.07	100	409,100	413,500	4,400	1.08										
101	392,800	397,000	4,200	1.07	101	409,300	413,700	4,400	1.08										
102	393,000	397,200	4,200	1.07	102	409,600	414,000	4,400	1.07										
103	393,300	397,500	4,200	1.07	103	409,900	414,300	4,400	1.07										
104	393,600	397,800	4,200	1.07	104	410,100	414,500	4,400	1.07										
105	393,800	398,000	4,200	1.07	105	410,300	414,700	4,400	1.07										
106	394,000	398,200	4,200	1.07	106	410,600	415,000	4,400	1.07										
					107	410,900	415,300	4,400	1.07										
					108	411,100	415,500	4,400	1.07										
					109	411,300	415,700	4,400	1.07										

定年前再任用短時間勤務職員の給料表新旧切り替え表

旧基準給料月額	新基準給料月額	改定差額	改定率												
290,700	294,900	4,200	1.44	290,700	294,900	4,200	1.44	316,200	320,600	4,400	1.39	358,000	362,700	4,700	1.31

行政職給料表新旧切替表

1等級						2等級						3等級						4等級					
旧号	旧給料 月 額	新号	新給料 月 額	改定 差額	改定率	旧号	旧給料 月 額	新号	新給料 月 額	改定 差額	改定率	旧号	旧給料 月 額	新号	新給料 月 額	改定 差額	改定率	旧号	旧給料 月 額	新号	新給料 月 額	改定 差額	改定率
1	183,500	1	183,500	0	0.00	1	230,000	1	230,000	0	0.00	1	261,300					1	272,800				
2	184,600	2	184,600	0	0.00	2	231,500	2	231,500	0	0.00	2	262,300					2	274,500				
3	185,800	3	185,800	0	0.00	3	233,000	3	233,000	0	0.00	3	263,300					3	276,400				
4	186,900	4	186,900	0	0.00	4	234,500	4	234,500	0	0.00	4	264,300					4	277,900				
5	188,000	5	188,000	0	0.00	5	236,000	5	236,000	0	0.00	5	265,300	1	265,300	0	0.00	5	279,800				
6	189,700	6	189,700	0	0.00	6	237,500	6	237,500	0	0.00	6	266,300	2	266,300	0	0.00	6	281,300				
7	191,300	7	191,300	0	0.00	7	239,000	7	239,000	0	0.00	7	267,300	3	267,300	0	0.00	7	283,400				
8	192,900	8	192,900	0	0.00	8	240,500	8	240,500	0	0.00	8	268,300	4	268,300	0	0.00	8	285,200				
9	194,500	9	194,500	0	0.00	9	242,000	9	242,000	0	0.00	9	269,300	5	269,300	0	0.00	9	287,300				
10	196,200	10	196,200	0	0.00	10	243,400	10	243,400	0	0.00	10	270,300	6	270,300	0	0.00	10	288,900				
11	197,800	11	197,800	0	0.00	11	244,800	11	244,800	0	0.00	11	271,300	7	271,300	0	0.00	11	290,400				
12	199,400	12	199,400	0	0.00	12	246,200	12	246,200	0	0.00	12	272,300	8	272,300	0	0.00	12	291,900				
13	201,000	13	201,000	0	0.00	13	247,400	13	247,400	0	0.00	13	273,300	9	273,300	0	0.00	13	293,400				
14	202,700	14	202,700	0	0.00	14	248,600	14	248,600	0	0.00	14	274,300	10	274,300	0	0.00	14	294,900				
15	204,400	15	204,400	0	0.00	15	249,800	15	249,800	0	0.00	15	275,300	11	275,300	0	0.00	15	296,300				
16	206,100	16	206,100	0	0.00	16	251,000	16	251,000	0	0.00	16	276,400	12	276,400	0	0.00	16	297,600				
17	207,400	17	207,400	0	0.00	17	252,100	17	252,100	0	0.00	17	277,400	13	277,400	0	0.00	17	298,800	1	298,800	0	0.00
18	209,000	18	209,000	0	0.00	18	253,200	18	253,200	0	0.00	18	278,700	14	278,700	0	0.00	18	300,300	2	300,300	0	0.00
19	210,600	19	210,600	0	0.00	19	254,300	19	254,300	0	0.00	19	280,000	15	280,000	0	0.00	19	301,800	3	301,800	0	0.00
20	212,100	20	212,100	0	0.00	20	255,400	20	255,400	0	0.00	20	281,200	16	281,200	0	0.00	20	303,200	4	303,200	0	0.00
21	213,600	21	213,600	0	0.00	21	256,400	21	256,400	0	0.00	21	282,500	17	282,500	0	0.00	21	304,600	5	304,600	0	0.00
22	215,200	22	215,200	0	0.00	22	257,400	22	257,400	0	0.00	22	283,800	18	283,800	0	0.00	22	305,700	6	305,700	0	0.00
23	216,800	23	216,800	0	0.00	23	258,400	23	258,400	0	0.00	23	285,000	19	285,000	0	0.00	23	306,700	7	306,700	0	0.00
24	218,400	24	218,400	0	0.00	24	259,400	24	259,400	0	0.00	24	286,200	20	286,200	0	0.00	24	307,900	8	307,900	0	0.00
25	220,000	25	220,000	0	0.00	25	260,400	25	260,400	0	0.00	25	287,300	21	287,300	0	0.00	25	309,100	9	309,100	0	0.00
26	221,700	26	221,700	0	0.00	26	261,300	26	261,300	0	0.00	26	288,500	22	288,500	0	0.00	26	310,700	10	310,700	0	0.00
27	223,000	27	223,000	0	0.00	27	262,200	27	262,200	0	0.00	27	289,800	23	289,800	0	0.00	27	312,300	11	312,300	0	0.00
28	224,300	28	224,300	0	0.00	28	263,100	28	263,100	0	0.00	28	291,100	24	291,100	0	0.00	28	313,900	12	313,900	0	0.00
29	225,600	29	225,600	0	0.00	29	263,900	29	263,900	0	0.00	29	292,400	25	292,400	0	0.00	29	315,400	13	315,400	0	0.00
30	226,700	30	226,700	0	0.00	30	264,700	30	264,700	0	0.00	30	293,400	26	293,400	0	0.00	30	317,000	14	317,000	0	0.00
31	227,800	31	227,800	0	0.00	31	265,500	31	265,500	0	0.00	31	294,400	27	294,400	0	0.00	31	318,600	15	318,600	0	0.00
32	228,900	32	228,900	0	0.00	32	266,300	32	266,300	0	0.00	32	295,500	28	295,500	0	0.00	32	320,200	16	320,200	0	0.00
33	230,000	33	230,000	0	0.00	33	267,000	33	267,000	0	0.00	33	296,600	29	296,600	0	0.00	33	321,700	17	321,700	0	0.00
34	231,100	34	231,100	0	0.00	34	267,800	34	267,800	0	0.00	34	297,800	30	297,800	0	0.00	34	323,400	18	323,400	0	0.00
35	232,200	35	232,200	0	0.00	35	268,600	35	268,600	0	0.00	35	298,900	31	298,900	0	0.00	35	325,000	19	325,000	0	0.00
36	233,300	36	233,300	0	0.00	36	269,300	36	269,300	0	0.00	36	300,100	32	300,100	0	0.00	36	326,600	20	326,600	0	0.00
37	234,400	37	234,400	0	0.00	37	270,000	37	270,000	0	0.00	37	301,300	33	301,300	0	0.00	37	328,000	21	328,000	0	0.00
38	235,400	38	235,400	0	0.00	38	270,800	38	270,800	0	0.00	38	302,600	34	302,600	0	0.00	38	329,700	22	329,700	0	0.00
39	236,400	39	236,400	0	0.00	39	271,600	39	271,600	0	0.00	39	303,900	35	303,900	0	0.00	39	331,400	23	331,400	0	0.00
40	237,300	40	237,300	0	0.00	40	272,300	40	272,300	0	0.00	40	305,200	36	305,200	0	0.00	40	333,000	24	333,000	0	0.00
41	238,200	41	238,200	0	0.00	41	273,000	41	273,000	0	0.00	41	306,500	37	306,500	0	0.00	41	334,200	25	334,200	0	0.00
42	239,100	42	239,100	0	0.00	42	273,800	42	273,800	0	0.00	42	307,800	38	307,800	0	0.00	42	336,100	26	336,100	0	0.00
43	239,900	43	239,900	0	0.00	43	274,600	43	274,600	0	0.00	43	309,100	39	309,100	0	0.00	43	337,800	27	337,800	0	0.00
44	240,700	44	240,700	0	0.00	44	275,300	44	275,300	0	0.00	44	310,400	40	310,400	0	0.00	44	339,400	28	339,400	0	0.00
45	241,400	45	241,400	0	0.00	45	276,000	45	276,000	0	0.00	45	311,700	41	311,700	0	0.00	45	340,900	29	340,900	0	0.00
46	242,000	46	242,000	0	0.00	46	276,700	46	276,700	0	0.00	46	313,000	42	313,000	0	0.00	46	342,500	30	342,500	0	0.00
47	242,600	47	242,600	0	0.00	47	277,400	47	277,400	0	0.00	47	314,300	43	314,300	0	0.00	47	344,100	31	344,100	0	0.00
48	243,200	48	243,200	0	0.00	48	278,100	48	278,100	0	0.00	48	315,400	44	315,400	0	0.00	48	345,700	32	345,700	0	0.00
49	243,800	49	243,800	0	0.00	49	278,800	49	278,800	0	0.00	49	316,300	45	316,300	0	0.00	49	347,400	33	347,400	0	0.00
50	244,400	50	244,400	0	0.00	50	279,500	50	279,500	0	0.00	50	317,600	46	317,600	0	0.00	50	349,200	34	349,200	0	0.00
51	245,000	51	245,000	0	0.00	51	280,200	51	280,200	0	0.00	51	318,900	47	318,900	0	0.00	51	351,000	35	351,000	0	0.00
52	245,500	52	245,500	0	0.00	52	280,900	52	280,900	0	0.00	52	320,200	48	320,200	0	0.00	52	352,800	36	352,800	0	0.00
53	246,000	53	246,000	0	0.00	53	281,500	53	281,500	0	0.00	53	321,400	49	321,400	0	0.00	53	354,300	37	354,300	0	0.00
54	246,400	54	246,400	0	0.00	54	282,200	54	282,200	0	0.00	54	322,700	50	322,700	0	0.00	54	355,700	38	355,700	0	0.00
55	246,700	55	246,700	0	0.00	55	282,800	55	282,800	0	0.00	55	323,900	51	323,900	0	0.00	55	357,100	39	357,100	0	0.00
56	247,000	56	247,000	0	0.00	56	283,500	56	283,500	0	0.00	56	325,100	52	325,100	0	0.00	56	358,500	40	358,500	0	0.00
57	247,300	57	247,300	0	0.00	57	284,100	57	284,100	0	0.00	57	326,400	53	326,400	0	0.00	57	360,000	41	360,000	0	0.00
58	247,600	5																					

行政職給料表新旧切替表

1等級						2等級						3等級						4等級					
旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率
68	250,600	68	250,600	0	0.00	68	290,700	68	290,700	0	0.00	68	335,300	64	335,300	0	0.00	68	369,600	52	369,600	0	0.00
69	250,900	69	250,900	0	0.00	69	291,200	69	291,200	0	0.00	69	336,100	65	336,100	0	0.00	69	370,000	53	370,000	0	0.00
70	251,200	70	251,200	0	0.00	70	291,700	70	291,700	0	0.00	70	336,800	66	336,800	0	0.00	70	370,600	54	370,600	0	0.00
71	251,500	71	251,500	0	0.00	71	292,300	71	292,300	0	0.00	71	337,500	67	337,500	0	0.00	71	371,300	55	371,300	0	0.00
72	251,800	72	251,800	0	0.00	72	292,900	72	292,900	0	0.00	72	338,100	68	338,100	0	0.00	72	372,000	56	372,000	0	0.00
73	252,100	73	252,100	0	0.00	73	293,400	73	293,400	0	0.00	73	338,600	69	338,600	0	0.00	73	372,300	57	372,300	0	0.00
74	252,400	74	252,400	0	0.00	74	293,900	74	293,900	0	0.00	74	339,200	70	339,200	0	0.00	74	373,000	58	373,000	0	0.00
75	252,700	75	252,700	0	0.00	75	294,300	75	294,300	0	0.00	75	339,700	71	339,700	0	0.00	75	373,700	59	373,700	0	0.00
76	253,000	76	253,000	0	0.00	76	294,600	76	294,600	0	0.00	76	340,300	72	340,300	0	0.00	76	374,300	60	374,300	0	0.00
77	253,300	77	253,300	0	0.00	77	294,800	77	294,800	0	0.00	77	340,600	73	340,600	0	0.00	77	374,600	61	374,600	0	0.00
78	253,600	78	253,600	0	0.00	78	295,100	78	295,100	0	0.00	78	341,100	74	341,100	0	0.00	78	375,100	62	375,100	0	0.00
79	253,900	79	253,900	0	0.00	79	295,300	79	295,300	0	0.00	79	341,500	75	341,500	0	0.00	79	375,700	63	375,700	0	0.00
80	254,200	80	254,200	0	0.00	80	295,600	80	295,600	0	0.00	80	341,900	76	341,900	0	0.00	80	376,300	64	376,300	0	0.00
81	254,500	81	254,500	0	0.00	81	295,800	81	295,800	0	0.00	81	342,300	77	342,300	0	0.00	81	376,600	65	376,600	0	0.00
82	254,800	82	254,800	0	0.00	82	296,000	82	296,000	0	0.00	82	342,800	78	342,800	0	0.00	82	377,200	66	377,200	0	0.00
83	255,100	83	255,100	0	0.00	83	296,300	83	296,300	0	0.00	83	343,300	79	343,300	0	0.00	83	377,900	67	377,900	0	0.00
84	255,400	84	255,400	0	0.00	84	296,500	84	296,500	0	0.00	84	343,800	80	343,800	0	0.00	84	378,500	68	378,500	0	0.00
85	255,700	85	255,700	0	0.00	85	296,800	85	296,800	0	0.00	85	344,100	81	344,100	0	0.00	85	378,900	69	378,900	0	0.00
86	256,000	86	256,000	0	0.00	86	297,100	86	297,100	0	0.00	86	344,500	82	344,500	0	0.00	86	379,400	70	379,400	0	0.00
87	256,300	87	256,300	0	0.00	87	297,400	87	297,400	0	0.00	87	344,900	83	344,900	0	0.00	87	380,000	71	380,000	0	0.00
88	256,600	88	256,600	0	0.00	88	297,700	88	297,700	0	0.00	88	345,300	84	345,300	0	0.00	88	380,500	72	380,500	0	0.00
89	256,900	89	256,900	0	0.00	89	298,000	89	298,000	0	0.00	89	345,600	85	345,600	0	0.00	89	381,000	73	381,000	0	0.00
90	257,200	90	257,200	0	0.00	90	298,300	90	298,300	0	0.00	90	346,000	86	346,000	0	0.00	90	381,600	74	381,600	0	0.00
91	257,500	91	257,500	0	0.00	91	298,600	91	298,600	0	0.00	91	346,400	87	346,400	0	0.00	91	382,100	75	382,100	0	0.00
92	257,800	92	257,800	0	0.00	92	299,000	92	299,000	0	0.00	92	346,800	88	346,800	0	0.00	92	382,400	76	382,400	0	0.00
93	258,100	93	258,100	0	0.00	93	299,200	93	299,200	0	0.00	93	347,000	89	347,000	0	0.00	93	382,800	77	382,800	0	0.00
						94	299,400	94	299,400	0	0.00	94	347,400	90	347,400	0	0.00	94	383,300	78	383,300	0	0.00
						95	299,700	95	299,700	0	0.00	95	347,800	91	347,800	0	0.00	95	383,700	79	383,700	0	0.00
						96	300,100	96	300,100	0	0.00	96	348,200	92	348,200	0	0.00	96	384,100	80	384,100	0	0.00
						97	300,300	97	300,300	0	0.00	97	348,400	93	348,400	0	0.00	97	384,500	81	384,500	0	0.00
						98	300,600	98	300,600	0	0.00	98	348,800	94	348,800	0	0.00	98	385,000	82	385,000	0	0.00
						99	301,000	99	301,000	0	0.00	99	349,200	95	349,200	0	0.00	99	385,400	83	385,400	0	0.00
						100	301,400	100	301,400	0	0.00	100	349,500	96	349,500	0	0.00	100	385,800	84	385,800	0	0.00
						101	301,600	101	301,600	0	0.00	101	349,800	97	349,800	0	0.00	101	386,100	85	386,100	0	0.00
						102	301,900	102	301,900	0	0.00	102	350,200	98	350,200	0	0.00						
						103	302,200	103	302,200	0	0.00	103	350,600	99	350,600	0	0.00						
						104	302,500	104	302,500	0	0.00	104	351,000	100	351,000	0	0.00						
						105	302,700	105	302,700	0	0.00	105	351,500	101	351,500	0	0.00						
						106	303,000	106	303,000	0	0.00	106	351,900	102	351,900	0	0.00						
						107	303,300	107	303,300	0	0.00	107	352,300	103	352,300	0	0.00						
						108	303,600	108	303,600	0	0.00	108	352,700	104	352,700	0	0.00						
						109	303,800	109	303,800	0	0.00	109	353,200	105	353,200	0	0.00						
						110	304,200	110	304,200	0	0.00	110	353,600	106	353,600	0	0.00						
						111	304,600	111	304,600	0	0.00	111	353,900	107	353,900	0	0.00						
						112	304,900	112	304,900	0	0.00	112	354,200	108	354,200	0	0.00						
						113	305,100	113	305,100	0	0.00	113	354,700	109	354,700	0	0.00						
						114	305,300	114	305,300	0	0.00												
						115	305,600	115	305,600	0	0.00												
						116	306,000	116	306,000	0	0.00												
						117	306,200	117	306,200	0	0.00												
						118	306,400	118	306,400	0	0.00												
						119	306,700	119	306,700	0	0.00												
						120	307,000	120	307,000	0	0.00												
						121	307,400	121	307,400	0	0.00												
						122	307,600	122	307,600	0	0.00												
						123	307,900	123	307,900	0	0.00												
						124	308,200	124	308,200	0	0.00												
						125	308,500	125	308,500	0	0.00												

定年前再任用短時間勤務職員の給料表新旧切り替え表

旧基準給料月額	新基準給料月額	改定差額	改定率												
192,000	192,000	0	0.00	219,500	219,500	0	0.00	260,000	260,000	0	0.00	279,700	279,700	0	0.00

行政職給料表新旧切替表

5等級					6等級					7等級					8等級									
旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	
1	285,600					1	285,800					1	311,500					1	358,400					
2	287,200					2	287,300					2	314,300					2	361,500					
3	289,100					3	289,200					3	317,100					3	364,400					
4	290,800					4	291,300					4	319,400					4	367,000					
5	292,700					5	293,200					5	322,100					5	369,900					
6	294,400					6	295,100					6	324,900					6	373,000					
7	296,500					7	297,000					7	327,300					7	375,900					
8	298,200					8	299,700					8	330,000					8	378,300					
9	300,300					9	302,100					9	332,700					9	381,100					
10	301,800					10	303,200					10	335,100					10	384,000					
11	303,900					11	305,100					11	337,800					11	386,900					
12	305,700					12	307,500					12	340,500					12	389,500					
13	307,700					13	309,500					13	342,800					13	392,500					
14	309,800					14	311,700					14	345,600					14	395,500					
15	311,500					15	313,600					15	348,400					15	398,400					
16	313,200					16	315,900					16	350,600					16	401,100					
17	314,700					17	317,600					17	353,200					17	404,000					
18	316,100					18	319,900					18	355,900					18	406,900					
19	317,400					19	321,800					19	358,100					19	409,900					
20	318,700					20	324,100					20	360,700					20	412,800					
21	320,000					21	325,900					21	363,300					21	415,600					
22	321,300	1	321,300	0	0.00	22	328,400					22	365,700					22	418,000					
23	323,100	2	323,100	0	0.00	23	330,400					23	368,300					23	420,500					
24	324,900	3	324,900	0	0.00	24	332,800					24	370,900					24	422,900					
25	326,600	4	326,600	0	0.00	25	335,000					25	373,400					25	424,800					
26	328,300	5	328,300	0	0.00	26	336,900					26	376,000					26	426,900					
27	330,000	6	330,000	0	0.00	27	338,700					27	378,300					27	429,000					
28	331,700	7	331,700	0	0.00	28	340,500					28	380,500					28	431,200					
29	333,400	8	333,400	0	0.00	29	342,200					29	382,400					29	433,100					
30	335,000	9	335,000	0	0.00	30	343,900					30	384,700					30	435,200					
31	336,700	10	336,700	0	0.00	31	345,500					31	386,800					31	437,300					
32	338,400	11	338,400	0	0.00	32	347,200					32	388,800					32	439,200					
33	340,000	12	340,000	0	0.00	33	348,800					33	390,800					33	440,900					
34	341,500	13	341,500	0	0.00	34	350,500					34	393,100					34	442,700					
35	343,100	14	343,100	0	0.00	35	352,100					35	395,300					35	444,600					
36	344,700	15	344,700	0	0.00	36	353,700					36	397,500					36	446,500					
37	346,200	16	346,200	0	0.00	37	355,200	1	355,200	0	0.00	37	399,700					37	448,300					
38	347,600	17	347,600	0	0.00	38	356,900	2	356,900	0	0.00	38	402,000					38	450,100					
39	349,300	18	349,300	0	0.00	39	358,500	3	358,500	0	0.00	39	404,200					39	451,900					
40	350,900	19	350,900	0	0.00	40	360,100	4	360,100	0	0.00	40	406,500					40	453,600					
41	352,500	20	352,500	0	0.00	41	361,700	5	361,700	0	0.00	41	408,300	1	408,300	0	0.00	41	455,400					
42	353,700	21	353,700	0	0.00	42	363,500	6	363,500	0	0.00	42	410,200	2	410,200	0	0.00	42	456,900					
43	355,200	22	355,200	0	0.00	43	365,000	7	365,000	0	0.00	43	412,100	3	412,100	0	0.00	43	458,300	1	458,300	0	0.00	
44	356,700	23	356,700	0	0.00	44	366,600	8	366,600	0	0.00	44	413,900	4	413,900	0	0.00	44	459,800					
45	358,200	24	358,200	0	0.00	45	368,000	9	368,000	0	0.00	45	415,700	5	415,700	0	0.00	45	461,200					
46	359,900	25	359,900	0	0.00	46	369,600	10	369,600	0	0.00	46	417,500	6	417,500	0	0.00	46	462,500					
47	361,700	26	361,700	0	0.00	47	371,200	11	371,200	0	0.00	47	419,300	7	419,300	0	0.00	47	463,800	2	463,800	0	0.00	
48	363,400	27	363,400	0	0.00	48	372,700	12	372,700	0	0.00	48	421,100	8	421,100	0	0.00	48	465,000					
49	365,100	28	365,100	0	0.00	49	374,600	13	374,600	0	0.00	49	422,700	9	422,700	0	0.00	49	466,000					
50	366,500	29	366,500	0	0.00	50	376,500	14	376,500	0	0.00	50	424,200	10	424,200	0	0.00	50	466,700					
51	367,800	30	367,800	0	0.00	51	378,400	15	378,400	0	0.00	51	425,700	11	425,700	0	0.00	51	467,400					
52	369,000	31	369,000	0	0.00	52	380,200	16	380,200	0	0.00	52	427,200	12	427,200	0	0.00	52	468,100					
53	370,400	32	370,400	0	0.00	53	381,700	17	381,700	0	0.00	53	428,700	13	428,700	0	0.00	53	468,800	3	468,800	0	0.00	
54	371,500	33	371,500	0	0.00	54	383,500	18	383,500	0	0.00	54	430,000	14	430,000	0	0.00	54	469,500					
55	372,400	34	372,400	0	0.00	55	385,200	19	385,200	0	0.00	55	431,300	15	431,300	0	0.00	55	470,100					
56	373,400	35	373,400	0	0.00	56	386,800	20	386,800	0	0.00	56	432,500	16	432,500	0	0.00	56	470,700					
57	374,500	36	374,500	0	0.00	57	388,500	21	388,500	0	0.00	57	433,700	17	433,700	0	0.00	57	471,200					
58	375,300	37	375,300	0	0.00	58	389,900	22	389,900	0	0.00	58	435,000	18	435,000	0	0.00	58	471,800					
59	376,200	38	376,200	0	0.00	59	391,300	23	391,300	0	0.00	59	436,300	19	436,300	0	0.00	59	472,400					
60	377,100	39	377,100	0	0.00	60	392,700	24	392,700	0	0.00	60	437,500	20	437,500	0	0.00	60	473,000					
61	377,900	40	377,900	0	0.00	61	394,100	25	394,100	0	0.00	61	438,700	21	438,700	0	0.00	61	473,500	4	473,500	0	0.00	
62	378,700	41	378,700	0	0.00	62	395,300	26	395,300	0	0.00	62	439,500	22	439,500	0	0.00	62	474,000					
63	379,500	42	379,500	0	0.00	63	396,500	27	396,500	0	0.00	63	440,300	23	440,300	0	0.00	63	474,400					
64	380,300	43	380,300	0	0.00	64	397,500	28	397,500	0	0.00	64	441,100	24	441,100	0	0.00	64	474,700					
65	381,000	44	381,000	0	0.00	65	398,600	29	398,600	0	0.00	65	441,700	25	441,700	0	0.00	65	475,000					
66	381,700	45	381,700	0	0.00	66	399,800	30	399,800	0	0.00	66	442,300	26	442,300	0	0.00			5	477,500			
67	382,400	46	382,400	0	0.00	67	400,900	31	400,900	0	0.00	67	442,900	27	442,900	0	0.00			6	481,000			

行政職給料表新旧切替表

5等級					6等級					7等級					8等級								
旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率	旧号	旧給料月額	新号	新給料月額	改定差額	改定率
68	383,100	47	383,100	0	0.00	68	402,000	32	402,000	0	0.00	68	443,500	28	443,500	0	0.00			7	484,000		
69	383,800	48	383,800	0	0.00	69	402,700	33	402,700	0	0.00	69	444,200	29	444,200	0	0.00			8	486,500		
70	384,300	49	384,300	0	0.00	70	403,400	34	403,400	0	0.00	70	445,000	30	445,000	0	0.00			9	488,500		
71	384,900	50	384,900	0	0.00	71	404,100	35	404,100	0	0.00	71	445,400	31	445,400	0	0.00						
72	385,500	51	385,500	0	0.00	72	404,800	36	404,800	0	0.00	72	446,100	32	446,100	0	0.00						
73	386,200	52	386,200	0	0.00	73	405,400	37	405,400	0	0.00	73	446,600	33	446,600	0	0.00						
74	386,600	53	386,600	0	0.00	74	406,000	38	406,000	0	0.00	74	447,000	34	447,000	0	0.00						
75	387,200	54	387,200	0	0.00	75	406,500	39	406,500	0	0.00	75	447,400	35	447,400	0	0.00						
76	387,800	55	387,800	0	0.00	76	406,900	40	406,900	0	0.00	76	447,800	36	447,800	0	0.00						
77	388,300	56	388,300	0	0.00	77	407,300	41	407,300	0	0.00	77	448,200	37	448,200	0	0.00						
78	388,700	57	388,700	0	0.00	78	407,500	42	407,500	0	0.00	78	448,600	38	448,600	0	0.00						
79	389,300	58	389,300	0	0.00	79	407,800	43	407,800	0	0.00	79	449,000	39	449,000	0	0.00						
80	389,900	59	389,900	0	0.00	80	408,100	44	408,100	0	0.00	80	449,300	40	449,300	0	0.00						
81	390,400	60	390,400	0	0.00	81	408,400	45	408,400	0	0.00	81	449,600	41	449,600	0	0.00						
82	390,800	61	390,800	0	0.00	82	408,700	46	408,700	0	0.00	82	450,000	42	450,000	0	0.00						
83	391,300	62	391,300	0	0.00	83	409,000	47	409,000	0	0.00	83	450,300	43	450,300	0	0.00						
84	391,800	63	391,800	0	0.00	84	409,300	48	409,300	0	0.00	84	450,600	44	450,600	0	0.00						
85	392,400	64	392,400	0	0.00	85	409,500	49	409,500	0	0.00	85	450,900	45	450,900	0	0.00						
86	392,700	65	392,700	0	0.00	86	409,800	50	409,800	0	0.00												
87	393,100	66	393,100	0	0.00	87	410,100	51	410,100	0	0.00												
88	393,500	67	393,500	0	0.00	88	410,400	52	410,400	0	0.00												
89	393,900	68	393,900	0	0.00	89	410,600	53	410,600	0	0.00												
90	394,200	69	394,200	0	0.00	90	410,900	54	410,900	0	0.00												
91	394,500	70	394,500	0	0.00	91	411,200	55	411,200	0	0.00												
92	394,800	71	394,800	0	0.00	92	411,500	56	411,500	0	0.00												
93	395,000	72	395,000	0	0.00	93	411,700	57	411,700	0	0.00												
94	395,200	73	395,200	0	0.00	94	412,000	58	412,000	0	0.00												
95	395,500	74	395,500	0	0.00	95	412,300	59	412,300	0	0.00												
96	395,800	75	395,800	0	0.00	96	412,500	60	412,500	0	0.00												
97	396,000	76	396,000	0	0.00	97	412,700	61	412,700	0	0.00												
98	396,200	77	396,200	0	0.00	98	413,000	62	413,000	0	0.00												
99	396,500	78	396,500	0	0.00	99	413,300	63	413,300	0	0.00												
100	396,800	79	396,800	0	0.00	100	413,500	64	413,500	0	0.00												
101	397,000	80	397,000	0	0.00	101	413,700	65	413,700	0	0.00												
102	397,200	81	397,200	0	0.00	102	414,000	66	414,000	0	0.00												
103	397,500	82	397,500	0	0.00	103	414,300	67	414,300	0	0.00												
104	397,800	83	397,800	0	0.00	104	414,500	68	414,500	0	0.00												
105	398,000	84	398,000	0	0.00	105	414,700	69	414,700	0	0.00												
106	398,200	85	398,200	0	0.00	106	415,000	70	415,000	0	0.00												
						107	415,300	71	415,300	0	0.00												
						108	415,500	72	415,500	0	0.00												
						109	415,700	73	415,700	0	0.00												

定年前再任用短時間勤務職員の給料表新旧切り替え表

旧基準 給料月額	新基準 給料月額	改定 差額	改定率	旧基準 給料月額	新基準 給料月額	改定 差額	改定率	旧基準 給料月額	新基準 給料月額	改定 差額	改定率	旧基準 給料月額	新基準 給料月額	改定 差額	改定率
294,900	294,900	0	0.00	294,900	320,600	25,700	8.71	320,600	362,700	42,100	13.13	362,700	396,200	33,500	9.24

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該</p>

改 正 案	現 行
<p>職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75</u>、<u>12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p>	<p>職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p>

第2 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第19条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第19条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子</p> <p>(2) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫</p> <p>(3) 6 0 歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい障害のある者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）</u>については 1 人につき 1 3, 0 0 0 円、<u>前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については 1 人につき 6, 5 0 0 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が 8 等級であるものにあつては、3, 5 0 0 円）とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満 1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3</p>	<p>(2) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子</p> <p>(3) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫</p> <p>(4) 6 0 歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 身体又は精神に著しい障害のある者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u>については 1 人につき 6, 5 0 0 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が 8 等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「<u>行 8 等級職員等</u>」という。））にあつては、3, 5 0 0 円）、<u>同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については 1 人につき 1 0, 0 0 0 円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満 1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3</p>

改 正 案	現 行
<p>月 3 1 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>第20条 削除</u></p>	<p>月 3 1 日までの間 (<u>以下「特定期間」という。</u>) にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(扶養親族の届出)</u></p> <p><u>第20条 あらたに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p><u>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を</u></p>

改 正 案	現 行
	<p><u>除く。)</u></p> <p><u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後</u>にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
	<p>3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8等級職員等が行8等級職員等以外の職員となった場合</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8等級職員等以外のものが行8等級職員等となった場合</u></p> <p>(5) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(地域手当)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 東京都特別区の区域内にある勤務場所に勤務する職員 100分の20</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の12</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (<u>次項において「運賃等相当額」という。</u>)</p>	<p><u>が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に<u>掲げる割合</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 東京都特別区の区域内にある勤務場所に勤務する職員 100分の20</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の6</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (<u>以下この号において「運賃等相当額」という。</u>)。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額</u> (<u>以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」</u>)</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p><u>という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額 <u>(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて</u></p>

改 正 案	現 行
<p>3 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4～7 （略） （住居手当）</p> <p>第20条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（本市が貸与する宿舎その他任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支</p>	<p><u>得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 （略） （住居手当）</p> <p>第20条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本市が貸与する宿舎その他任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの</p>

改 正 案	現 行
<p>払っているもの</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第 20 条の 5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員</u> <u>となったこと</u>に伴い住居を移転し、 父母の疾病その他やむを得ない事情 により同居していた配偶者と別居す ることとなった職員で、当該適用の 直前の住居から当該適用の直後の勤 務場所に通勤することが、通勤距離 等を考慮して困難であると認められ るもののうち、単身で生活すること を常況とする職員その他第 1 項の規 定による単身赴任手当を支給される 職員との権衡上必要があると認めら れる職員には、前 2 項の規定に準じ て、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 32 条の 2 前条第 1 項に規定する 職にある職員が臨時又は緊急の必要 その他の公務の運営の必要により週</p>	<p>2 及び 3 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第 20 条の 5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国家公務員又は他の地方公共団体</u> <u>の公務員であった者から引き続き別</u> <u>表第 2 の適用を受ける職員となり、</u> <u>これに伴い住居を移転し、父母の疾</u> <u>病その他やむを得ない事情により同</u> <u>居していた配偶者と別居することと</u> <u>なった職員で、当該適用の直前の住</u> <u>居から当該適用の直後の勤務場所に</u> <u>通勤することが、通勤距離等を考慮</u> <u>して困難であると認められるもの</u> <u>のうち、単身で生活することを常況と</u> <u>するもの（任用の事情等を考慮し</u> <u>て、規則で定めるものに限る。）</u>そ 他第 1 項の規定による単身赴任手 当を支給される職員との権衡上必要 があると認められる職員には、前 2 項 の規定に準じて、単身赴任手当を支 給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 32 条の 2 前条第 1 項に規定する 職にある職員が臨時又は緊急の必要 その他の公務の運営の必要により週</p>

改 正 案	現 行
<p>休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>4 (略) (期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>4 (略) (期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の10</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第35条の2 第8条から第11条まで、第13条第1項から第6項まで及び<u>第19条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p><u>別表第2</u> (略)</p>	<p><u>2.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第35条の2 第8条から第11条まで、第13条第1項から第6項まで、<u>第19条、第20条及び第20条の4</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p><u>別表第2</u> (略)</p>

議案第6号

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、本市会計年度任用職員の給与についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	1 8 3, 5 0 0	2 3 0, 0 0 0
2	1 8 4, 6 0 0	2 3 1, 5 0 0
3	1 8 5, 8 0 0	2 3 3, 0 0 0
4	1 8 6, 9 0 0	2 3 4, 5 0 0
5	1 8 8, 0 0 0	2 3 6, 0 0 0
6	1 8 9, 7 0 0	2 3 7, 5 0 0
7	1 9 1, 3 0 0	2 3 9, 0 0 0
8	1 9 2, 9 0 0	2 4 0, 5 0 0
9	1 9 4, 5 0 0	2 4 2, 0 0 0
1 0	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 4 0 0
1 1	1 9 7, 8 0 0	2 4 4, 8 0 0
1 2	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 2 0 0
1 3	2 0 1, 0 0 0	2 4 7, 4 0 0
1 4	2 0 2, 7 0 0	2 4 8, 6 0 0
1 5	2 0 4, 4 0 0	2 4 9, 8 0 0
1 6	2 0 6, 1 0 0	2 5 1, 0 0 0

17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000

4 6	2 4 2, 0 0 0	2 7 6, 7 0 0
4 7	2 4 2, 6 0 0	2 7 7, 4 0 0
4 8	2 4 3, 2 0 0	2 7 8, 1 0 0
4 9	2 4 3, 8 0 0	2 7 8, 8 0 0
5 0	2 4 4, 4 0 0	2 7 9, 5 0 0
5 1	2 4 5, 0 0 0	2 8 0, 2 0 0
5 2	2 4 5, 5 0 0	2 8 0, 9 0 0
5 3	2 4 6, 0 0 0	2 8 1, 5 0 0
5 4	2 4 6, 4 0 0	2 8 2, 2 0 0
5 5	2 4 6, 7 0 0	2 8 2, 8 0 0
5 6	2 4 7, 0 0 0	2 8 3, 5 0 0
5 7	2 4 7, 3 0 0	2 8 4, 1 0 0
5 8	2 4 7, 6 0 0	2 8 4, 8 0 0
5 9	2 4 7, 9 0 0	2 8 5, 4 0 0
6 0	2 4 8, 2 0 0	2 8 6, 1 0 0
6 1	2 4 8, 5 0 0	
6 2	2 4 8, 8 0 0	
6 3	2 4 9, 1 0 0	
6 4	2 4 9, 4 0 0	
6 5	2 4 9, 7 0 0	
6 6	2 5 0, 0 0 0	
6 7	2 5 0, 3 0 0	
6 8	2 5 0, 6 0 0	
6 9	2 5 0, 9 0 0	
7 0	2 5 1, 2 0 0	
7 1	2 5 1, 5 0 0	
7 2	2 5 1, 8 0 0	
7 3	2 5 2, 1 0 0	
7 4	2 5 2, 4 0 0	

75	252,700	
76	253,000	
77	253,300	
78	253,600	
79	253,900	
80	254,200	
81	254,500	
82	254,800	
83	255,100	
84	255,400	
85	255,700	
86	256,000	
87	256,300	
88	256,600	
89	256,900	
90	257,200	
91	257,500	
92	257,800	
93	258,100	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(市長への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(参 考)

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、本市会計年度任用職員の給与についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 給料表の改定

一般職の職員の給料表の改定に準じて会計年度任用職員の給料表を改定するものであり、その切替えについては、別紙資料の切替表のとおり行うものであること。

なお、この改定により、職員の給料月額を、次の表のとおり引き上げるものであること。（別表第1関係）

改定前の平均給料月額	1 9 3, 5 1 9 円
改定後の平均給料月額	2 1 6, 7 6 0 円
平均引上額	2 3, 2 4 1 円
給料表の平均引上率	3. 3 %

2 附則に関する事項

(1) 施行期日等

この条例（案）は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであること。（改正条例附則第1項）

(2) 給与の内払

改正後の泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであること。（改正条例附則第2項）

(3) 市長への委任

(2)のほか、この条例（案）の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものであること。（改正条例附則第3項）

行政職給料表新旧切替表

号	1級				号	2級				号	1級				号	2級				
	旧給料 月額	新給料 月額	改定 差額	改定率		旧給料 月額	新給料 月額	改定 差額	改定率		旧給料 月額	新給料 月額	改定 差額	改定率		旧給料 月額	新給料 月額	改定 差額	改定率	
1	162,100	183,500	21,400	13.20	1	208,000	230,000	22,000	10.58	49	225,400	243,800	18,400	8.16	49	268,900	278,800	9,900	3.68	
2	163,200	184,600	21,400	13.11	2	209,700	231,500	21,800	10.40	50	226,300	244,400	18,100	8.00	50	269,900	279,500	9,600	3.56	
3	164,400	185,800	21,400	13.02	3	211,400	233,000	21,600	10.22	51	227,200	245,000	17,800	7.83	51	270,900	280,200	9,300	3.43	
4	165,500	186,900	21,400	12.93	4	212,900	234,500	21,600	10.15	52	228,100	245,500	17,400	7.63	52	271,800	280,900	9,100	3.35	
5	166,600	188,000	21,400	12.85	5	214,400	236,000	21,600	10.07	53	228,900	246,000	17,100	7.47	53	272,700	281,500	8,800	3.23	
6	167,700	189,700	22,000	13.12	6	216,200	237,500	21,300	9.85	54	229,800	246,400	16,600	7.22	54	273,600	282,200	8,600	3.14	
7	168,800	191,300	22,500	13.33	7	217,900	239,000	21,100	9.68	55	230,700	246,700	16,000	6.94	55	274,500	282,800	8,300	3.02	
8	169,900	192,900	23,000	13.54	8	219,600	240,500	20,900	9.52	56	231,500	247,000	15,500	6.70	56	275,400	283,500	8,100	2.94	
9	170,900	194,500	23,600	13.81	9	221,100	242,000	20,900	9.45	57	231,800	247,300	15,500	6.69	57	276,300	284,100	7,800	2.82	
10	172,300	196,200	23,900	13.87	10	222,600	243,400	20,800	9.34	58	232,600	247,600	15,000	6.45	58	277,200	284,800	7,600	2.74	
11	173,600	197,800	24,200	13.94	11	224,100	244,800	20,700	9.24	59	233,300	247,900	14,600	6.26	59	278,100	285,400	7,300	2.62	
12	174,900	199,400	24,500	14.01	12	225,600	246,200	20,600	9.13	60	233,900	248,200	14,300	6.11	60	279,000	286,100	7,100	2.54	
13	176,100	201,000	24,900	14.14	13	226,800	247,400	20,600	9.08	61	234,500	248,500	14,000	5.97						
14	177,600	202,700	25,100	14.13	14	228,200	248,600	20,400	8.94	62	235,200	248,800	13,600	5.78						
15	179,100	204,400	25,300	14.13	15	229,600	249,800	20,200	8.80	63	235,800	249,100	13,300	5.64						
16	180,700	206,100	25,400	14.06	16	231,000	251,000	20,000	8.66	64	236,300	249,400	13,100	5.54						
17	181,800	207,400	25,600	14.08	17	232,400	252,100	19,700	8.48	65	236,800	249,700	12,900	5.45						
18	183,200	209,000	25,800	14.08	18	234,000	253,200	19,200	8.21	66	237,300	250,000	12,700	5.35						
19	184,600	210,600	26,000	14.08	19	235,500	254,300	18,800	7.98	67	237,800	250,300	12,500	5.26						
20	186,000	212,100	26,100	14.03	20	236,900	255,400	18,500	7.81	68	238,400	250,600	12,200	5.12						
21	187,300	213,600	26,300	14.04	21	238,100	256,400	18,300	7.69	69	238,900	250,900	12,000	5.02						
22	189,600	215,200	25,600	13.50	22	239,700	257,400	17,700	7.38	70	239,400	251,200	11,800	4.93						
23	191,800	216,800	25,000	13.03	23	241,200	258,400	17,200	7.13	71	239,900	251,500	11,600	4.84						
24	194,000	218,400	24,400	12.58	24	242,600	259,400	16,800	6.92	72	240,400	251,800	11,400	4.74						
25	196,200	220,000	23,800	12.13	25	243,600	260,400	16,800	6.90	73	240,900	252,100	11,200	4.65						
26	197,900	221,700	23,800	12.03	26	245,100	261,300	16,200	6.61	74	241,400	252,400	11,000	4.56						
27	199,400	223,000	23,600	11.84	27	246,400	262,200	15,800	6.41	75	241,800	252,700	10,900	4.51						
28	200,900	224,300	23,400	11.65	28	247,600	263,100	15,500	6.26	76	242,300	253,000	10,700	4.42						
29	202,400	225,600	23,200	11.46	29	248,700	263,900	15,200	6.11	77	242,800	253,300	10,500	4.32						
30	203,800	226,700	22,900	11.24	30	249,700	264,700	15,000	6.01	78	243,300	253,600	10,300	4.23						
31	205,200	227,800	22,600	11.01	31	250,600	265,500	14,900	5.95	79	243,800	253,900	10,100	4.14						
32	206,600	228,900	22,300	10.79	32	251,500	266,300	14,800	5.88	80	244,300	254,200	9,900	4.05						
33	208,000	230,000	22,000	10.58	33	252,400	267,000	14,600	5.78	81	244,700	254,500	9,800	4.00						
34	209,300	231,100	21,800	10.42	34	253,300	267,800	14,500	5.72	82	245,200	254,800	9,600	3.92						
35	210,600	232,200	21,600	10.26	35	254,100	268,600	14,500	5.71	83	245,600	255,100	9,500	3.87						
36	211,900	233,300	21,400	10.10	36	254,900	269,300	14,400	5.65	84	246,000	255,400	9,400	3.82						
37	213,200	234,400	21,200	9.94	37	255,600	270,000	14,400	5.63	85	246,400	255,700	9,300	3.77						
38	214,400	235,400	21,000	9.79	38	256,700	270,800	14,100	5.49	86	246,800	256,000	9,200	3.73						
39	215,600	236,400	20,800	9.65	39	257,900	271,600	13,700	5.31	87	247,200	256,300	9,100	3.68						
40	216,700	237,300	20,600	9.51	40	259,000	272,300	13,300	5.14	88	247,600	256,600	9,000	3.63						
41	217,800	238,200	20,400	9.37	41	260,200	273,000	12,800	4.92	89	248,000	256,900	8,900	3.59						
42	218,900	239,100	20,200	9.23	42	261,400	273,800	12,400	4.74	90	248,500	257,200	8,700	3.50						
43	219,900	239,900	20,000	9.10	43	262,500	274,600	12,100	4.61	91	248,800	257,500	8,700	3.50						
44	220,900	240,700	19,800	8.96	44	263,600	275,300	11,700	4.44	92	249,100	257,800	8,700	3.49						
45	221,800	241,400	19,600	8.84	45	264,700	276,000	11,300	4.27	93	249,400	258,100	8,700	3.49						
46	222,700	242,000	19,300	8.67	46	265,800	276,700	10,900	4.10											
47	223,600	242,600	19,000	8.50	47	266,900	277,400	10,500	3.93											
48	224,500	243,200	18,700	8.33	48	267,900	278,100	10,200	3.81											

議案第 7 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、特別職の職員の期末手当についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和6年12月に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(参 考)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）要綱

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、特別職の職員の期末手当についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 期末手当の改定

- (1) 令和6年12月期の期末手当の支給割合を次の表のとおり引き上げるものであること。（第1条の規定による第4条の2第2項関係）

令和6年度	改定後	改定前
6月期	100分の222.5	100分の222.5
12月期	100分の232.5	100分の222.5
計	100分の455	100分の445

- (2) 令和7年度以降の期末手当の支給割合を次の表のとおり改定するものであること。（第2条の規定による第4条の2第2項関係）

令和7年度以降	改定後	改定前
6月期	100分の227.5	100分の222.5
12月期	100分の227.5	100分の232.5
計	100分の455	100分の455

2 附則に関する事項

- (1) 施行期日等

ア この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。ただし、1の(2)は、令和7年4月1日から施行するものであること。（改正条例附則第1項）

イ 1の(1)による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（(2)において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用するものであること。（改正条例附則第2項）

(2) 期末手当の内払

改正後の条例の規定を適用する場合には、1の(1)による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和6年12月期分として支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであること。(改正条例附則第3項)

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当の額等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(期末手当の額等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>

第2 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当の額等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(期末手当の額等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間</p>

改 正 案	現 行
<p>る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p>

議案第 8 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正の件

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、議会の議員の期末手当についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例（案）

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年泉大津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和6年12月に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(参 考)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、議会の議員の期末手当についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 期末手当の改定

- (1) 令和6年12月期の期末手当の支給割合を次の表のとおり引き上げるものであること。（第1条の規定による第4条第2項関係）

令和6年度	改定後	改定前
6月期	100分の222.5	100分の222.5
12月期	100分の232.5	100分の222.5
計	100分の455	100分の445

- (2) 令和7年度以降の期末手当の支給割合を次の表のとおり改定するものであること。（第2条の規定による第4条第2項関係）

令和7年度以降	改定後	改定前
6月期	100分の227.5	100分の222.5
12月期	100分の227.5	100分の232.5
計	100分の455	100分の455

2 附則に関する事項

- (1) 施行期日等

ア この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。ただし、1の

(2)は、令和7年4月1日から施行するものであること。（改正条例附則第1項）

イ 1の(1)による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

((2)において「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用するものであること。（改正条例附則第2項）

- (2) 期末手当の内払

改正後の条例の規定を適用する場合には、1の(1)による改正前の議会の議員

の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和6年12月期分として支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであること。(改正条例附則第3項)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

第 1 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 (第 1 条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に <u>100分の20</u> を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の22.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に <u>100分の20</u> を乗じて得た額の合計額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p>

改 正 案	現 行
き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(1)～(4) (略) 3 (略)

第 2 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表
(第 2 条関係)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日 に 在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算につい	(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 2 . 5</u> を乗じて得た額に基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日 に 在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙

改 正 案	現 行
<p>ては、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第9号

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正に伴う国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の改正に準じ、失業者の退職手当に係る規定について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市職員の退職手当に関する条例（昭和38年泉大津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第23項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉大津市職員の退職手当に関する条例第11条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した泉大津市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であって前項に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例（案）要綱

本条例（案）は、雇用保険法の改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じ、失業者の退職手当に係る規定について所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

(1) 就業手当の廃止

支給実績等を踏まえて就業手当を廃止することとなった雇用保険法の改正を受け、同様の改正を行うものであること。(第11条第11項及び第14項関係)

(2) 地域延長給付の延長

雇用保険法の改正により、基本手当の支給等に関する暫定措置が延長されたことを受け、同様の改正を行うものであること。(附則第23項関係)

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、令和7年4月1日から施行するものであること。(改正条例附則第1項)

(2) 経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。(改正条例附則第2項)

泉大津市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～22 (略)</p> <p>23 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で</u></p>	<p>の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～22 (略)</p> <p>23 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で</u></p>

改 正 案	現 行
<p>あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「(略)」とする。</p> <p>24～33 (略)</p>	<p>あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「(略)」とする。</p> <p>24～33 (略)</p>

議案第10号

泉大津市国民健康保険条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）が改正され、低所得者に対し国民健康保険料を軽減する所得判定基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市国民健康保険条例（令和5年泉大津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第38条の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

本条例(案)は、国民健康保険法施行令が改正され、低所得者に対し国民健康保険料を軽減する所得判定基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

低所得者に対する国民健康保険料を軽減する所得判定基準について、次のとおり改めるものであること。(第38条関係)

区 分	改 正 案	現 行
5 割 軽 減 基準額	基礎控除額(43万円) + <u>30.5万円</u> ×被保険者数 + (給与所得者等の数-1) ×10万円	基礎控除額(43万円) + <u>29.5万円</u> ×被保険者数 + (給与所得者等の数-1) ×10万円
2 割 軽 減 基準額	基礎控除額(43万円) + <u>56万円</u> ×被保険者数 + (給与所得者等の数-1) ×10万円	基礎控除額(43万円) + <u>54.5万円</u> ×被保険者数 + (給与所得者等の数-1) ×10万円

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和7年4月1日から施行するものであること。(改正条例附則第1条)

(2) 経過措置

この条例(案)による改正後の第38条の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであること。(改正条例附則第2条)

泉大津市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第38条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第20条に規定する額を超える場合には、その額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第38条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第20条に規定する額を超える場合には、その額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計</p>

改 正 案	現 行
<p>数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務</p>	<p>数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の</p>

改 正 案	現 行
<p>者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

議案第 11 号

泉大津市営住宅条例の一部改正の件

泉大津市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえ、公営住宅への入居に際して保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべきとの考えが国から示されていること及び本市にも所在する大阪府営住宅において入居の際に保証人が不要とされた状況に鑑み、本市の市営住宅においても入居の際に保証人を不要とするため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市営住宅条例（平成9年泉大津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「次条第1項の保証人が連署した」を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（泉大津市一般住宅条例の一部改正）

2 泉大津市一般住宅条例（昭和52年泉大津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第10条から第13条まで」を「第10条、第12条、第13条」に改める。

(参 考)

泉大津市営住宅条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(入居の手續)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の承認を受けた入居者は、市長の指定する日までに、次に掲げる手續をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第11条 削除</u></p>	<p>(入居の手續)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の承認を受けた入居者は、市長の指定する日までに、次に掲げる手續をしなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項の保証人が連署した</u>請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(保証人)</u></p> <p><u>第11条 入居者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これを猶予することができる。</u></p> <p><u>2 前項の保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入がある者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 市内に居住し、又は勤務する者</u></p> <p><u>(2) 入居者の親族である者</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、入居者が家賃及び第21条の共益費の納付その他法又はこの条例の規定に基づく義務</u></p>

改 正 案	現 行
	<p><u>を履行しないときは、市長の指示に従い、当該入居者に代わってこれを履行し、又はその損害を賠償する責めを負わなければならない。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、第1項の保証人に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

議案第 12 号

泉大津市水道事業給水条例の一部改正の件

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が公布されたことに伴い、条例において定める水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市水道事業給水条例（昭和33年泉大津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第39条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程（旧大学令による大学におけるものに限る。）若しくは学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目」を「第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「終了」を「修了」に、「1年以上、第2号に規定する卒業者にあっては2年以上水道」を「2年以上、第2号に規定する卒業者にあっては3年以上水道

等」に改め、「有する者」の次に「（第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第39条第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第39条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第40条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第40条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」

を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」に、「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者」を「専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を削り、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

本条例（案）は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）が公布されたことに伴い、条例において定める水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容（第39条及び第40条関係）

- (1) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、整備法の趣旨を踏まえ、資格要件に工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験を含める等の見直しを行うものであること。
- (2) 水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件において「土木工学科（土木科）」以外の課程を追加するとともに、技術上の実務経験年数の見直し等を行うものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、令和7年4月1日から施行するものであること。

泉大津市水道事業給水条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 9 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 9 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又は<u>これに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

改 正 案	現 案 行
<p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。</u>）、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（<u>次号において「高等学校等」という。</u>）において土木科又はこれに相当する課程を修め</p>	<p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技</p>

改 正 案	現 行
<p>て卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(8) <u>第1号又は第2号に規定する卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を<u>修了</u>した後、第1号に規定する卒業者にあつては<u>2年以上、第2号に規定する卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事</u></u></p>	<p>術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号に規定する卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を<u>終了</u>した後、第1号に規定する卒業者にあつては<u>1年以上、第2号に規定する卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事し</u></u></p>

改 正 案	現 行
<p>した経験を有する者（<u>第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(9) 外国の学校において、<u>第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p>	<p>た経験を有する者</p> <p>(7) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程（旧大学令による大学におけるものに限る。）若しくは学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(2) 前条第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の<u>課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号<u>及び第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程並びにこれらに相当する課程以外の課程</u>を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を修了した場合</p>	<p>(2) 前条第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において<u>土木工学以外の工学</u>、理学、農学、医学若しくは薬学に関する<u>学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、</p>

改 正 案	現 行
<p>を含む。) 後、同条第 1 号に規定する学校の卒業者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校の卒業者（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。</u>）については 7 年以上、<u>同条第 5 号</u>に規定する学校の卒業者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>同条第 3 号に規定する学校の卒業者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者</u>）については 7 年以上、<u>同条第 4 号</u>に規定する学校の卒業者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第 2 号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。</u>）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	

議案第 13 号

泉大津市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件

泉大津市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

総務省消防庁通知「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（令和 6 年 8 月 1 日消防消第 247 号消防広第 188 号）」の趣旨に鑑み、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として出動し、消防活動に従事した消防職員に支給する緊急消防援助隊手当を創設するため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年泉大津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 緊急消防援助隊手当 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出動し、消防活動に従事した職員に支給する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 緊急消防援助隊手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。

別表に次のように加える。

緊急消防援助隊手当	1日につき 2,160円
-----------	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、総務省消防庁通知「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」（以下「消防庁通知」という。）の趣旨に鑑み、消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出動し、消防活動に従事した消防職員に支給する緊急消防援助隊手当を創設するため、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

- (1) 消防職員の特殊勤務手当に関し、消防庁通知を踏まえ消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出動し、消防活動に従事した消防職員には、緊急消防援助隊手当を支給することとするものであること。ただし、消防職員に緊急消防援助隊手当を支給するときは、泉大津市消防職員の特殊勤務手当に関する条例に定める他の特殊勤務手当を支給しないとするものであること。

（第2条関係）

- (2) 緊急消防援助隊手当の額を、1日につき2,160円と定めるものであること。（別表関係）

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市消防職員の特殊勤務手当に関する条例新旧 対照表

改 正 案	現 行																						
<p>(特殊勤務手当の種類及び支給の範囲)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類、手当を受ける者の範囲は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 緊急消防援助隊手当 消防組 法（昭和22年法律第226号） 第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出動し、消防活動に従事した職員に支給する。</u></p> <p><u>2 緊急消防援助隊手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。</u></p> <p>別表（第3条関係） 各種手当表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出火等出動手当</td> <td>出動1回につき 410円</td> </tr> <tr> <td>夜間特殊業務手当</td> <td>1勤務につき 650円</td> </tr> <tr> <td>救急出場手当</td> <td>出場1回につき 300円</td> </tr> <tr> <td>救急救命士手当</td> <td>1日につき 270円</td> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊手当</td> <td>1日につき 2,160円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	出火等出動手当	出動1回につき 410円	夜間特殊業務手当	1勤務につき 650円	救急出場手当	出場1回につき 300円	救急救命士手当	1日につき 270円	緊急消防援助隊手当	1日につき 2,160円	<p>(特殊勤務手当の種類及び支給の範囲)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類、手当を受ける者の範囲は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表（第3条関係） 各種手当表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出火等出動手当</td> <td>出動1回につき 410円</td> </tr> <tr> <td>夜間特殊業務手当</td> <td>1勤務につき 650円</td> </tr> <tr> <td>救急出場手当</td> <td>出場1回につき 300円</td> </tr> <tr> <td>救急救命士手当</td> <td>1日につき 270円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	出火等出動手当	出動1回につき 410円	夜間特殊業務手当	1勤務につき 650円	救急出場手当	出場1回につき 300円	救急救命士手当	1日につき 270円
区 分	金 額																						
出火等出動手当	出動1回につき 410円																						
夜間特殊業務手当	1勤務につき 650円																						
救急出場手当	出場1回につき 300円																						
救急救命士手当	1日につき 270円																						
緊急消防援助隊手当	1日につき 2,160円																						
区 分	金 額																						
出火等出動手当	出動1回につき 410円																						
夜間特殊業務手当	1勤務につき 650円																						
救急出場手当	出場1回につき 300円																						
救急救命士手当	1日につき 270円																						

議案第14号

旧図書館改修工事請負契約締結の件

旧図書館改修工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約金額 | 193,983,900円 |
| 2 契約の相手方 | 所 在 大阪市東成区神路一丁目12番2号
名 称 日本土建工業株式会社
代表取締役 池 田 勉 |

(参 考)

工事概要 旧図書館改修工事一式

(内装改修、屋上防水改修、外壁改修、建具改修、電気設備改修、給排水衛生設備改修、空調設備改修)

工事請負仮契約書（概要）

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 旧図書館改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 泉大津市下条町11番35号 |
| 3 工 期 | 市議会の議決があった日から令和7年8月31日まで |
| 4 請負代金額 | ¥193,983,900－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥17,634,900－ |
| 5 契約保証金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（請負代金の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。 |

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者日本土建工業株式会社は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

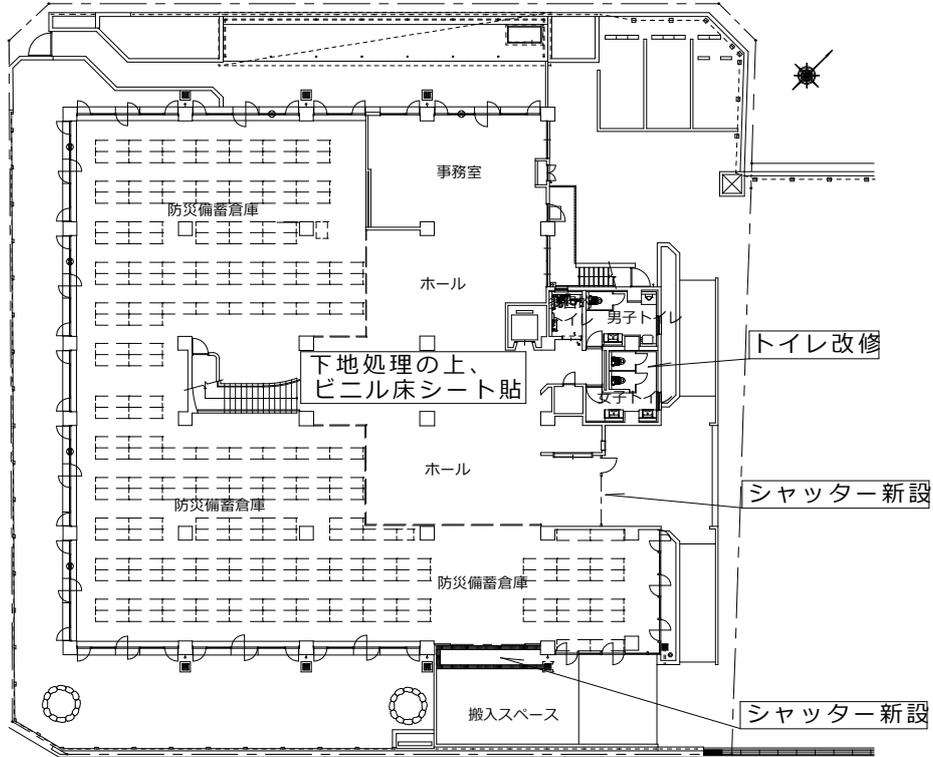
令和7年1月29日

発注者 泉大津市
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 

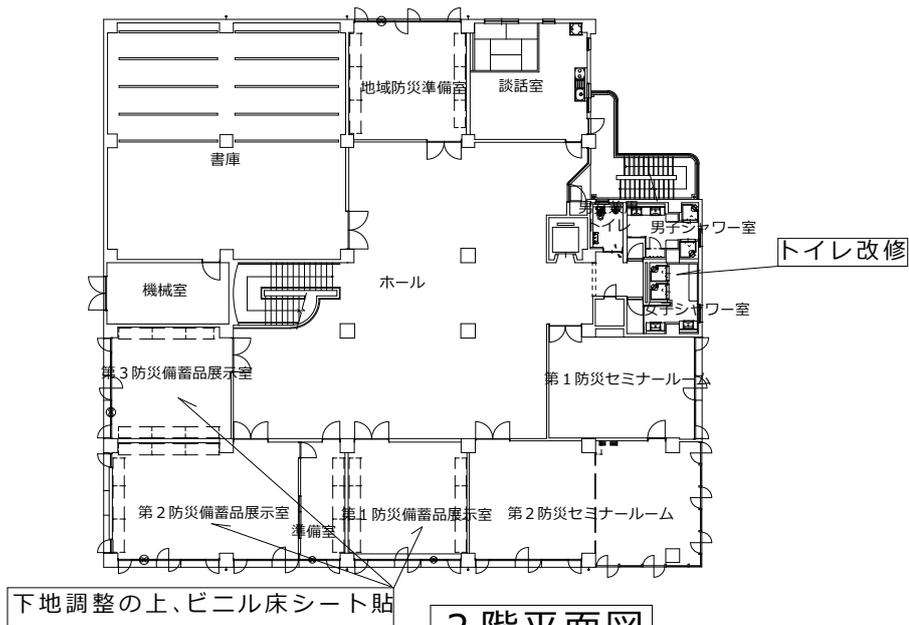
請負者 大阪市東成区神路一丁目12番2号
日本土建工業株式会社
代表取締役 池 田 勉 

工事概要 旧図書館改修工事一式

- 内装改修工事
- 屋上防水改修工事
- 外壁改修工事
- 建具改修工事
- 電気設備改修工事
- 給排水衛生設備改修工事
- 空調設備改修工事

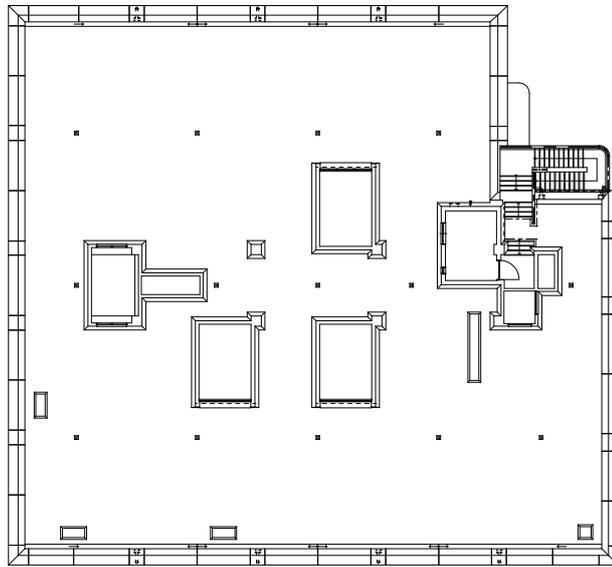


1階平面図

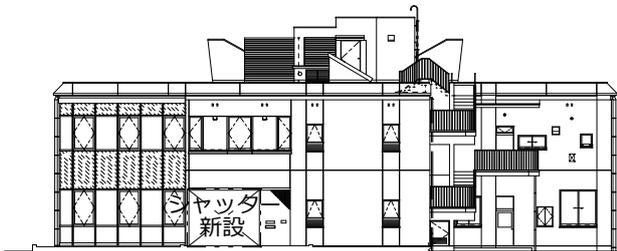


2階平面図

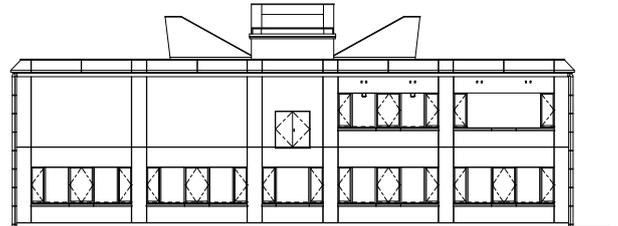
屋上：モルタル金こて押え+絶縁シート+ポリ塩化ビニルシート防水
 立ち上がり外：樹脂モルタル塗+ウレタン塗膜防水
 目地：シーリング打替



R階平面図

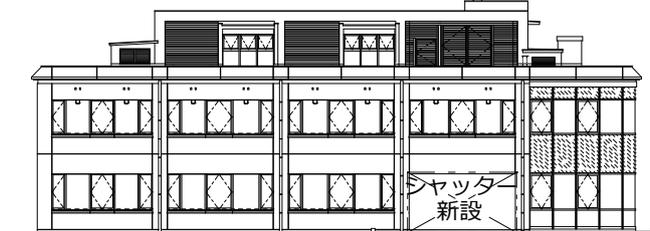


北立面図



南立面図

外壁：下地処理、調整の上、防水型複層塗材吹替
 目地：シーリング打替
 鉄部：下地調整の上、塗替



東立面図



西立面図

二田・寿市営住宅集約建替事業請負契約締結の件

二田・寿市営住宅集約建替事業請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- 1 契約金額 1,298,000,000円
- 2 契約の相手方
代表企業
所 在 大阪市浪速区難波中一丁目13番8号
名 称 株式会社シマ
代表取締役 高 山 雅 和
構成企業
所 在 大阪市西区南堀江四丁目3番27号
名 称 株式会社相和技術研究所大阪事務所
所長 池 本 正 明
構成企業
所 在 東京都港区港南二丁目16番1号
名 称 大東建託株式会社
代表取締役 竹 内 啓
構成企業
所 在 泉佐野市市場東二丁目9番1号
名 称 株式会社中尾建築事務所
代表取締役 中 尾 嘉 久

構成企業

所 在 東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号

名 称 大東建託パートナーズ株式会社

代表取締役 守 義 浩

構成企業

所 在 東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号

名 称 大東建託リーシング株式会社

代表取締役 川 原 栄 司

(参 考)

事業概要 二田・寿市営住宅集約建替事業一式

(建替住宅等の設計・建設、既存住宅の解体・撤去、入居者移転支援業務等)

事業仮契約書 (概要)

- | | |
|---------|---|
| 1 事業名 | 二田・寿市営住宅集約建替事業 |
| 2 事業用地 | 泉大津市二田町三丁目59番6、64番1、64番2、66番 |
| 3 事業期間 | 市議会の議決があった日から令和9年12月31日まで |
| 4 請負代金額 | ¥1,298,000,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥118,000,000- |
| 5 契約保証金 | 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第114条(請負代金の100分の10に相当する額以上)又は第116条の規定による。 |

上記の事業について、発注者泉大津市と受注者株式会社シマ、株式会社相和技術研究所大阪事務所、大東建託株式会社、株式会社中尾建築事務所、大東建託パートナーズ株式会社及び大東建託リーシング株式会社は、事業仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年1月7日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 

受注者 代表企業

大阪市浪速区難波中一丁目13番8号

株式会社シマ

代表取締役 高 山 雅 和 

構成企業

大阪市西区南堀江四丁目3番27号

株式会社相和技術研究所大阪事務所

所長 池 本 正 明

Ⓔ

構成企業

東京都港区港南二丁目16番1号

大東建託株式会社

代表取締役 竹 内 啓

Ⓔ

構成企業

泉佐野市市場東二丁目9番1号

株式会社中尾建築事務所

代表取締役 中 尾 嘉 久

Ⓔ

構成企業

東京都港区港南二丁目16番1号

大東建託パートナーズ株式会社

代表取締役 守 義 浩

Ⓔ

構成企業

東京都港区港南二丁目16番1号

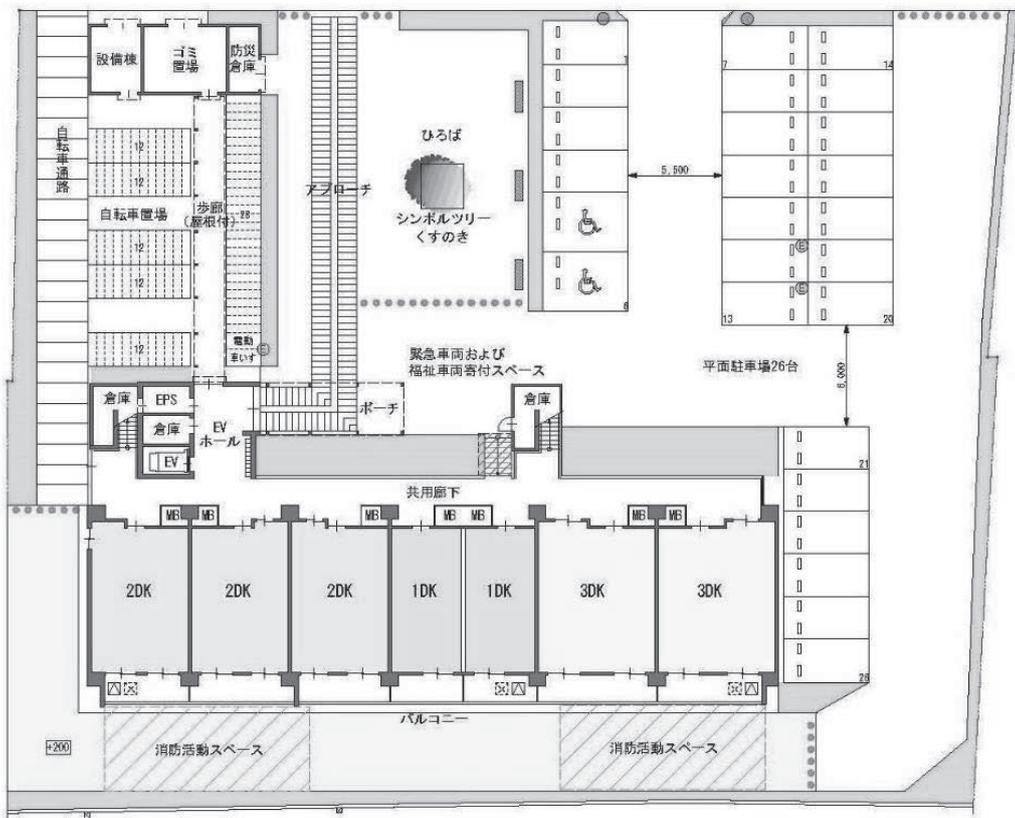
大東建託リーシング株式会社

代表取締役 川 原 栄 司

Ⓔ



北側立面図



配置図

議案第16号

新泉大津市教育支援センター改修工事請負契約の一部変更の件

令和6年6月20日議決に係る新泉大津市教育支援センター改修工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|----------|-----|------------------|
| 1 契約金額 | 変更前 | 230,288,300円 |
| | 変更後 | 260,791,300円 |
| 2 契約の相手方 | 所 在 | 大阪市東成区神路一丁目12番2号 |
| | 名 称 | 日本土建工業株式会社 |
| | | 代表取締役 池 田 勉 |

(参 考)

変 更 理 由

新泉大津市教育支援センター改修工事については、設計時の想定よりエレベーターの状態が悪いことが判明したことによる設備更新箇所の追加、施設の外壁の状態が悪いことが判明したことによる改修範囲の増加及び隠蔽部分の配線配管類に設計時には想定されなかった既存図面との不整合が判明したことによる電気設備工事の内容の追加等が生じたことにより、当該請負契約の一部変更を行い、契約金額を増額するものである。

議案第17号

動産の取得の件（追認）

次の動産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決（追認）を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得した動産 | 定期予防接種に係る子宮頸がん予防ワクチン |
| 2 契約金額 | 24,804,780円 |
| 3 契約の相手方 | 所 在 和泉市小田町二丁目23番73号
名 称 アルフレッサ株式会社阪南事業所
事業所長 榎 本 吉 寿 |
| 4 契約日 | 令和5年2月2日 |

理 由

議会の議決を経ずに動産を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものである。

(参 考)

件名（品名） 定期予防接種に係るワクチン購入（子宮頸がん予防ワクチン）

取得予定数量 1, 9 1 1 本

契約の方法 指名競争入札

納入期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

動産の取得の件（追認）

次の動産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決（追認）を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得した動産 | 泉大津市小学校給食用牛乳 |
| 2 契約金額 | 27,324,000円 |
| 3 契約の相手方 | 所 在 羽曳野市誉田3丁目3番15号
名 称 株式会社サンエッセン
代表取締役 山 口 利 昭 |
| 4 契約日 | 令和5年4月1日 |

理 由

議会の議決を経ずに動産を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものである。

(参 考)

件名（品名） 泉大津市小学校給食用牛乳売買契約

取得予定数量 440,000本

契約の方法 随意契約

契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

動産の取得の件（追認）

次の動産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決（追認）を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得した動産 | 泉大津市小学校給食用牛乳 |
| 2 | 契約金額 | 30,132,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 所 在 羽曳野市誉田3丁目3番15号
名 称 株式会社サンエッセン
代表取締役 山 口 利 昭 |
| 4 | 契約日 | 令和6年4月1日 |

理 由

議会の議決を経ずに動産を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものである。

(参 考)

件名（品名） 泉大津市小学校給食用牛乳売買契約

取得予定数量 450,000本

契約の方法 随意契約

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第20号

動産の取得の件（追認）

次の動産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決（追認）を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得した動産 | 泉大津市立図書館図書 |
| 2 取得予定金額 | 33,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 所 在 泉大津市田中町10番19号
名 称 泉大津市図書納入組合
組合長 谷 恒 臣 |
| 4 契 約 日 | 令和3年4月1日 |

理 由

議会の議決を経ずに動産を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものである。

(参 考)

件名（品名） 泉大津市立図書館図書購入

取得予定数量 14,000冊

契約の方法 随意契約

契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第21号

動産の取得の件（追認）

次の動産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決（追認）を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得した動産 | 泉大津市立図書館図書 |
| 2 | 取得予定金額 | 31,000,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 所 在 泉大津市本町1番1号
名 称 泉大津市図書納入組合
組合長 山 崎 欣 哉 |
| 4 | 契 約 日 | 令和4年4月1日 |

理 由

議会の議決を経ずに動産を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものである。

(参 考)

件名（品名） 泉大津市立図書館図書購入

取得予定数量 13,000冊

契約の方法 随意契約

契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 22 号

動産の取得の件（追認）

次の動産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決（追認）を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得した動産 | 泉大津市立図書館図書 |
| 2 取得予定金額 | 30,492,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 所 在 泉大津市松之浜町一丁目 1 番 7 号
名 称 泉大津市図書納入組合
組合長 奥 田 和 男 |
| 4 契 約 日 | 令和 5 年 4 月 1 日 |

理 由

議会の議決を経ずに動産を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものである。

(参 考)

件名（品名） 泉大津市立図書館図書購入

取得予定数量 12,000冊

契約の方法 随意契約

契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

動産の取得の件（追認）

次の動産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決（追認）を求める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した動産 | 泉大津市立図書館図書 |
| 2 | 取得予定金額 | 30,000,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 所 在 泉大津市田中町10番19号
名 称 泉大津市図書納入組合
組合長 谷 恒 臣 |
| 4 | 契 約 日 | 令和6年4月1日 |

理 由

議会の議決を経ずに動産を取得したことについて、議会の追認を得ようとするものである。

(参 考)

件名（品名） 泉大津市立図書館図書購入

取得予定数量 13,000冊

契約の方法 随意契約

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年度泉大津市一般会計補正予算

令和6年度泉大津市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,945,734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,824,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,029,990	337,374	5,367,364
	1 地方交付税	5,029,990	337,374	5,367,364
14 国庫支出金		8,265,646	355,160	8,620,806
	1 国庫負担金	5,983,003	208,650	6,191,653
	2 国庫補助金	2,222,598	146,510	2,369,108
15 府支出金		2,899,804	△282,369	2,617,435
	1 府負担金	1,972,201	55,862	2,028,063
	2 府補助金	815,125	△338,231	476,894
16 財産収入		106,352	41	106,393
	1 財産運用収入	104,342	41	104,383
18 繰入金		2,630,592	677,555	3,308,147
	2 基金繰入金	2,564,601	677,555	3,242,156
20 諸収入		926,248	2,373	928,621
	5 雑入	710,987	2,373	713,360
21 市債		5,000,534	855,600	5,856,134
	1 市債	5,000,534	855,600	5,856,134
歳 入 合 計		40,878,666	1,945,734	42,824,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		263,020	2,567	265,587
	1 議会費	263,020	2,567	265,587
2 総務費		5,531,157	161,853	5,693,010
	1 総務管理費	4,247,318	143,688	4,391,006
	3 徴税費	886,599	10,000	896,599
	4 戸籍住民登録費	207,702	8,165	215,867
3 民生費		17,735,167	4,685	17,739,852
	1 社会福祉費	7,931,853	29,265	7,961,118
	2 児童福祉費	5,815,631	△229,120	5,586,511
	3 生活保護費	3,157,115	152,000	3,309,115
	6 国民健康保険事業費	812,923	52,540	865,463
4 衛生費		3,624,379	696,496	4,320,875
	1 保健衛生費	1,060,973	△9,577	1,051,396
	2 清掃費	1,252,295	△93,168	1,159,127
	3 病院費	1,200,466	800,021	2,000,487
	4 葬儀費	89,735	1,220	90,955

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 公園墓地費	20,910	△2,000	18,910
5 農林水産業費		26,072	500	26,572
	1 農業費	25,805	500	26,305
7 土木費		3,533,390	△385,488	3,147,902
	2 道路橋りょう費	784,819	△194,508	590,311
	4 都市計画費	1,044,720	△190,768	853,952
	5 下水道事業費	1,294,241	△212	1,294,029
8 消防費		877,970	37,522	915,492
	1 消防費	877,970	37,522	915,492
9 教育費		6,327,095	1,438,556	7,765,651
	1 教育総務費	1,145,540	13,845	1,159,385
	2 小学校費	1,657,395	1,427,892	3,085,287
	3 中学校費	2,531,339	△913	2,530,426
	6 保健体育費	120,141	△2,268	117,873
10 公債費		2,395,620	△20,313	2,375,307
	1 公債費	2,395,620	△20,313	2,375,307

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		427,489	9,356	436,845
	2 上水道事業費	11,507	9,356	20,863
歳出合計		40,878,666	1,945,734	42,824,400

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	万博機運醸成事業	760
		災害対策事業	14,680
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター 施設整備事業	540,355
	2 児童福祉費	一般事務事業 (子育て応援課)	825
4 衛生費	1 保健衛生費	路上喫煙防止対策事業	5,573
7 土木費	2 道路橋りょう費	自転車ネットワーク 整備事業	33,992
	4 都市計画費	泉大津駅西地区 周辺整備事業	31,848
9 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業 (資産活用課)	1,972,223

第3表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
防災行政無線 整備事業費	補正前	千円 17,500	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	10年以内	2年以内	半年賦及び 年賦元利均 等、半年賦元 金均等償還 又は満期一 括償還	市財政の都 合により償還 期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又 は低利に借 換えすること ができる。
	補正後	11,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
総合福祉センター 整備事業費	補正前	521,200	同上	同上	同上	20年以内	3年以内	同上	同上
	補正後	541,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
認定こども園施設 整備事業費	補正前	167,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	24,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
交通安全施設 整備事業費	補正前	15,200	同上	同上	同上	同上	5年以内	同上	同上
	補正後	29,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
道路整備 事業費	補正前	296,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	133,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
街路整備 事業費	補正前	322,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	166,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公園整備 事業費	補正前	74,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	86,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
学校教育施設 整備事業費	補正前	2,431,000	同上	同上	同上	25年以内	3年以内	同上	同上
	補正後	3,707,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(補正額)		855,600							
補正前の額		5,000,534							
合計		5,856,134							

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
10 地方交付税	5, 0 2 9, 9 9 0
14 国庫支出金	8, 2 6 5, 6 4 6
15 府支出金	2, 8 9 9, 8 0 4
16 財産収入	1 0 6, 3 5 2
18 繰入金	2, 6 3 0, 5 9 2
20 諸収入	9 2 6, 2 4 8
21 市債	5, 0 0 0, 5 3 4
歳 入 合 計	4 0, 8 7 8, 6 6 6

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
337,374	5,367,364
355,160	8,620,806
△282,369	2,617,435
41	106,393
677,555	3,308,147
2,373	928,621
855,600	5,856,134
1,945,734	42,824,400

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 議会費	263,020	2,567
2 総務費	5,531,157	161,853
3 民生費	17,735,167	4,685
4 衛生費	3,624,379	696,496
5 農林水産業費	26,072	500
7 土木費	3,533,390	△385,488
8 消防費	877,970	37,522
9 教育費	6,327,095	1,438,556
10 公債費	2,395,620	△20,313
11 諸支出金	427,489	9,356
歳 出 合 計	40,878,666	1,945,734

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
265,587				2,567
5,693,010	4,829	△6,000	11,694	151,330
17,739,852	832	△123,400	15	127,238
4,320,875			21	696,475
26,572				500
3,147,902	△89,621	△291,900		△3,967
915,492	486			37,036
7,765,651	156,265	1,276,900	2	5,389
2,375,307				△20,313
436,845			682	8,674
42,824,400	72,791	855,600	12,414	1,004,929

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,029,990	千円 337,374	千円 5,367,364

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	5,029,990	337,374	5,367,364
計	5,029,990	337,374	5,367,364

補 正 前	補 正 額	計
千円 8,265,646	千円 355,160	千円 8,620,806

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	5,896,630	208,650	6,105,280
計	5,983,003	208,650	6,191,653

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	1,140,967	27,153	1,168,120

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	337,374	普通交付税

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	93,318	児童扶養手当負担金 △7,541 施設型給付費負担金 105,004 地域型保育給付費負担金 △4,145
3 生活保護費負担金	108,750	生活保護費負担金
4 国民健康保険事業費負担金	6,582	国民健康保険基盤安定負担金 7,836 未就学児均等割保険料負担金 △710 産前産後保険料負担金 △544

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	27,153	新しい地方経済・生活環境創生交付金 4,829

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	207,606	50,002	257,608
3 衛生費国庫補助金	48,160	825	48,985
4 土木費国庫補助金	462,872	△87,735	375,137
5 教育費国庫補助金	349,598	156,265	505,863
計	2,222,598	146,510	2,369,108

補正前	補正額	計
千円 2,899,804	千円 △282,369	千円 2,617,435

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費府負担金	1,959,488	55,862	2,015,350

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 22,324
2 児童福祉費補助金	50,002	就学前教育・保育施設整備交付金
1 保健衛生費補助金	825	出産・子育て応援交付金
1 土木費補助金	△47,689	地籍調査補助金 △3,772 社会資本整備総合交付金（自転車ネットワーク整備事業） △16,000 社会資本整備総合交付金（道路改良事業） △20,760 道路更新防災等対策事業費補助金（道路メンテナンス事業） △7,157
2 都市計画費補助金	△40,046	都市構造再編集中支援事業費補助金（泉大津駅西地区周辺整備事業） △5,460 道路交通調査費補助金 △1,600 社会資本整備総合交付金（公園施設整備事業・ストック活用整備分） △9,850 社会資本整備総合交付金（公園施設整備事業・長寿命化分） △23,136
1 小学校費補助金	156,265	学校施設環境改善交付金

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	43,176	施設型給付費負担金 44,612 地域型保育給付費負担金 △1,436
4 国民健康保険事業費負担金	30,170	国民健康保険基盤安定負担金 30,797 未就学児均等割保険料負担金 △355

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	1,972,201	55,862	2,028,063

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費府補助金	711,450	△337,681	373,769
6 土木費府補助金	3,061	△1,886	1,175
7 消防費府補助金	3,102	486	3,588
8 教育費府補助金	63,708	850	64,558
計	815,125	△338,231	476,894

補正前	補正額	計
千円 106,352	千円 41	千円 106,393

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 利子及び配当金	4,183	41	4,224

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		産前産後保険料負担金 △272
5 後期高齢者医療事業費負担金	△17,484	後期高齢者医療保険基盤安定負担金

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	△337,681	乳幼児医療費等助成事業補助金 △1,425 大阪府認定こども園施設整備費補助金 △336,256
1 土木費補助金	△1,886	地籍調査補助金
1 消防費補助金	486	消防用ヘリコプター運営費補助金
3 幼稚園費補助金	850	施設型給付費補助金

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	41	都市施設整備基金利子収入 5 深喜人材育成基金利子収入 19 辻川穠太郎やすらぎ基金利子収入 10 佐野幸子基金利子収入 2

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	104,342	41	104,383

補正前	補正額	計
千円 2,630,592	千円 677,555	千円 3,308,147

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	1,340,353	677,555	2,017,908
計	2,564,601	677,555	3,242,156

補正前	補正額	計
千円 926,248	千円 2,373	千円 928,621

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	710,987	2,373	713,360
計	710,987	2,373	713,360

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		八木稔すこやか基金利子収入 5

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	677,555	財政調整基金繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	2,373	災害救助法に伴う求償金

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

補正前	補正額	計
千円 5,000,534	千円 855,600	千円 5,856,134

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
1 総務債	472,500	△6,000	466,500
2 民生債	688,700	△123,400	565,300
4 土木債	988,200	△291,900	696,300
6 教育債	2,658,200	1,276,900	3,935,100
計	5,000,534	855,600	5,856,134

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理債	△6,000	防災行政無線整備事業債
1 児童福祉債	△143,200	認定こども園整備事業債
2 社会福祉債	19,800	総合福祉センター整備事業債
1 都市計画債	△143,400	街路整備事業債 △155,800 公園整備事業債 12,400
2 道路橋りょう債	△148,500	交通安全施設整備事業債 14,400 道路整備事業債 △162,900
1 小学校債	1,276,900	小学校整備事業債

(款) 21 市債

(項) 1 市債

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 263,020	千円 2,567	千円 265,587

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	263,020	2,567	265,587				2,567
計	263,020	2,567	265,587				2,567

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,531,157	千円 161,853	千円 5,693,010

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,818,420	5,900	1,824,320			1,670	4,230
11 災害対策費	67,520	6,710	74,230	4,829	△6,000		7,881

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	200	1 人件費 1,500	2 給料 200 一般職給
3 職員手当等	2,067		3 職員手当等 1,000 期末勤勉手当
4 共済費	300		4 共済費 300 共済組合補給金
		2 議員人件費 1,067	3 職員手当等 1,067 期末手当

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	8,000	1 人件費 8,500	3 職員手当等 8,000 期末勤勉手当
4 共済費	500		4 共済費 500 共済組合補給金
13 使用料及び賃借料	△2,600	9 庁内ラン整備事業 △2,600	13 使用料及び賃借料 △2,600 パソコン借上料 △1,700 ライセンス使用料 △900
14 工事請負費	△6,961	1 災害対策事業 6,710	14 工事請負費 △6,961 設置工事費
17 備品購入費	13,671		17 備品購入費 13,671 庁用器具費

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
17 諸費	321,544	1,395	322,939				1,395
18 都市施設整備基金費	11	5	16			5	
19 人材育成基金費	13	19	32			19	
25 減債基金費	0	119,658	119,658				119,658
26 企業版ふるさと納税基金費	0	10,001	10,001			10,000	1
計	4,247,318	143,688	4,391,006	4,829	△6,000	11,694	133,165

(項) 3 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	718,086	10,000	728,086				10,000
計	886,599	10,000	896,599				10,000

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民登録費	207,702	8,165	215,867				8,165

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	1,395	1 国・府支出金返還事業 1,395	22 償還金、利子及び割引料 国府補助金等返還金 1,395
24 積立金	5	1 都市施設整備基金積立事業 5	24 積立金 都市施設整備基金積立金 5
24 積立金	19	1 深喜人材育成基金積立事業 19	24 積立金 深喜人材育成基金積立金 19
24 積立金	119,658	1 減債基金積立事業 119,658	24 積立金 減債基金積立金 119,658
24 積立金	10,001	1 企業版ふるさと納税基金積立事業 10,001	24 積立金 企業版ふるさと納税基金積立金 10,001

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	2,000 6,000 2,000	1 人件費 10,000	2 給料 一般職給 2,000 3 職員手当等 期末勤勉手当 6,000 4 共済費 共済組合補給金 2,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	461 3,000 4,204 500	1 人件費 7,500	2 給料 一般職給 3,000 3 職員手当等 期末勤勉手当 4,000 4 共済費 共済組合補給金 500

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	207,702	8,165	215,867				8,165

補正前	補正額	計
千円 17,735,167	千円 4,685	千円 17,739,852

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	898,031	7,000	905,031				7,000
3 老人福祉費	2,603,797	241	2,604,038	△17,484			17,725
6 総合福祉センター費	555,313	22,009	577,322		19,800		2,209
11 辻川穂太郎やすらぎ基金費	8	10	18			10	
12 八木稔すこやか基金費	6	5	11			5	
計	7,931,853	29,265	7,961,118	△17,484	19,800	15	26,934

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		5 番号制度事務事業 665	1 報酬 461 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 204 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	7,000	1 人件費 7,000	3 職員手当等 7,000 期末勤勉手当
18 負担金、補助及び交付金	22,354	19 後期高齢者医療事業 22,354	18 負担金、補助及び交付金 22,354 後期高齢者医療広域連合負担金
27 繰出金	△22,113	20 後期高齢者医療特別会計繰出金事業 △22,113	27 繰出金 △22,113 後期高齢者医療特別会計への繰出
14 工事請負費	22,009	3 総合福祉センター施設整備事業 22,009	14 工事請負費 22,009 改修工事費
24 積立金	10	1 辻川穂太郎やすらぎ基金積立事業 10	24 積立金 10 辻川穂太郎やすらぎ基金積立金
24 積立金	5	1 八木稔すこやか基金積立事業 5	24 積立金 5 八木稔すこやか基金積立金

(款) 2 総務費

(項) 4 戸籍住民登録費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	2,567,805	△207,147	2,360,658	△118,220	△143,200		54,273
2 児童措置費	1,201,162	△10,571	1,190,591				△10,571
3 母子福祉費	383,421	△22,625	360,796	△7,541			△15,084
4 保育所費	765,343	14,000	779,343				14,000
6 子ども医療助成費	372,720	△14,487	358,233	△1,425			△13,062

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	510	1 人件費 4,000	3 職員手当等 4,000
3 職員手当等	4,228		期末勤勉手当
12 委託料	2,711		
18 負担金、補助及び交付金	△407,056	7 他市保育所運営委託事業 1,886	12 委託料 1,886
19 扶助費	192,460	8 民間認定こども園等運営補助事業 22,325	18 負担金、補助及び交付金 22,325
		12 地域子育て支援センター事業 738	18 民間認定こども園等運営費補助金
			1 報酬 510
			3 職員手当等 228
			期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)
		14 子どものための教育・保育給付(他市)事業 56,798	19 扶助費 56,798
			施設型給付費
		15 子どものための教育・保育給付事業 135,662	19 扶助費 135,662
			施設型給付費 133,894
			地域型保育給付費 1,768
		19 一般事務事業(子育て応援課) 825	12 委託料 825
			プログラム変更委託料
		22 民間認定こども園等施設整備助成事業 △429,381	18 負担金、補助及び交付金 △429,381
			民間認定こども園等施設整備補助金
19 扶助費	△10,571	1 児童手当支給事業 △10,571	19 扶助費 △10,571
			児童手当
19 扶助費	△22,625	2 児童扶養手当支給事業 △22,625	19 扶助費 △22,625
			児童扶養手当
2 給料	2,000	1 人件費 14,000	2 給料 2,000
3 職員手当等	12,000		一般職給
			3 職員手当等 12,000
			期末勤勉手当
11 役務費	△1,711	1 子ども医療助成事業 △14,487	11 役務費 △1,711
19 扶助費	△12,776		診療報酬審査支払事務手数料
			19 扶助費 △12,776
			医療費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 認定子ども園費	459,603	11,710	471,313				11,710
計	5,815,631	△229,120	5,586,511	△127,186	△143,200		41,266

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	165,301	7,000	172,301				7,000
2 扶助費	2,991,814	145,000	3,136,814	108,750			36,250
計	3,157,115	152,000	3,309,115	108,750			43,250

(項) 6 国民健康保険事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険事業費	812,923	52,540	865,463	36,752			15,788
計	812,923	52,540	865,463	36,752			15,788

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	6,066	3 保育教諭等配置事業 11,710	2 給料 6,066
3 職員手当等	5,644		一般職給(会計年度任用職員)
			3 職員手当等 5,644
			地域手当(会計年度任用職員) 363
			期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 2,700
			期末勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) 2,581

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	7,000	1 人件費 7,000	3 職員手当等 7,000
			期末勤勉手当
19 扶助費	145,000	1 生活保護事業 145,000	19 扶助費 145,000
			医療扶助費 130,000
			介護扶助費 15,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	52,540	1 国民健康保険事業特別会計繰出金事業 52,540	27 繰出金 52,540
			国民健康保険事業特別会計への繰出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

補正前	補正額	計
千円 3,624,379	千円 696,496	千円 4,320,875

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 予防費	374,822	△9,577	365,245				△9,577
計	1,060,973	△9,577	1,051,396				△9,577

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	495,832	△93,168	402,664				△93,168
計	1,252,295	△93,168	1,159,127				△93,168

(項) 3 病院費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 病院費	1,200,466	800,021	2,000,487			21	800,000
計	1,200,466	800,021	2,000,487			21	800,000

(項) 4 葬儀費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 葬儀費	89,735	1,220	90,955				1,220
計	89,735	1,220	90,955				1,220

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△5,577 △4,000	1 防疫事業 △5,577 5 路上喫煙防止対策事業 △4,000	12 委託料 △5,577 防疫作業業務委託料 18 負担金、補助及び交付金 △4,000 路上喫煙防止対策協力金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△93,168	2 泉北環境整備施設組合負担金事業（清掃） △93,168	18 負担金、補助及び交付金 △93,168 泉北環境整備施設組合負担金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	800,021	1 病院事業会計繰出金事業 800,021	27 繰出金 800,021 病院事業会計への繰出

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	1,220	2 火葬場維持管理事業 1,220	10 需用費 1,220 燃料費 780 光熱水費 440

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(項) 5 公園墓地費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 公園墓地費	14,176	△2,000	12,176				△2,000
計	20,910	△2,000	18,910				△2,000

補正前	補正額	計
千円 26,072	千円 500	千円 26,572

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	7,247	500	7,747				500
計	25,805	500	26,305				500

補正前	補正額	計
千円 3,533,390	千円 △385,488	千円 3,147,902

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	150,951	△21,508	129,443	△5,658	△11,800		△4,050

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	△2,000	1 公園墓地維持管理事業 △2,000	22 償還金、利子及び割引料 還付金 △2,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	200	1 人件費 500	2 給料 一般職給 200
3 職員手当等	200		3 職員手当等 期末勤勉手当 200
4 共済費	100		4 共済費 共済組合補給金 100

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	△9,508	2 道路台帳整備事業 △1,965	12 委託料 道路台帳整備委託料 △1,965
16 公有財産購入費	△12,000		4 道路用地整備事業 △12,000

(款) 4 衛生費

(項) 5 公園墓地費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 交通安全対策費	101,686	0	101,686	△16,000	14,400		1,600
6 道路新設改良費	292,275	△173,000	119,275	△27,917	△151,100		6,017
計	784,819	△194,508	590,311	△49,575	△148,500		3,567

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	173,253	△10,463	162,790	△1,600			△8,863
3 街路事業費	349,975	△167,305	182,670	△5,460	△155,800		△6,045
4 公園管理費	414,561	△13,000	401,561	△32,986	12,400		7,586
計	1,044,720	△190,768	853,952	△40,046	△143,400		△7,322

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		5 地籍調査整備事業 $\Delta 7,543$	12 委託料 地籍調査業務委託料 $\Delta 7,543$
		4 自転車ネットワーク 整備事業 0	
12 委託料 14 工事請負費 21 補償、補填 及び賠償金	$\Delta 1,130$ $\Delta 137,117$ $\Delta 34,753$	1 道路改良事業 $\Delta 171,870$	14 工事請負費 舗装工事費 $\Delta 137,117$
			21 補償、補填及び賠償金 支障物件移設補償費 $\Delta 34,753$
		2 橋りょう補修事業 $\Delta 1,130$	12 委託料 $\Delta 1,130$ 橋りょう定期点検業務委託料 $\Delta 546$ 長寿命化計画策定業務委託料 $\Delta 584$

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	$\Delta 10,463$	2 一般事務事業（都市 づくり政策課） $\Delta 9,224$	12 委託料 $\Delta 9,224$ 道路整備方針策定業務委託料
		3 地域計画事業 $\Delta 1,239$	12 委託料 $\Delta 1,239$ 用途地域見直し検討業務委託料
12 委託料 14 工事請負費 16 公有財産購 入費 21 補償、補填 及び賠償金	$\Delta 4,350$ $\Delta 10,675$ $\Delta 30,492$ $\Delta 121,788$	1 泉大津駅西地区周 辺整備事業 $\Delta 167,305$	12 委託料 $\Delta 4,350$ 用地測量委託料 $\Delta 1,661$ 工事設計委託料 $\Delta 979$ 物件調査委託料 $\Delta 1,710$
			14 工事請負費 用地管理工事費 $\Delta 10,675$
			16 公有財産購入費 用地購入費 $\Delta 30,492$
			21 補償、補填及び賠償金 補償費 $\Delta 121,788$
12 委託料	$\Delta 13,000$	2 公園施設整備事業 $\Delta 13,000$	12 委託料 $\Delta 13,000$ 工事設計委託料 $\Delta 6,500$ 都市公園長寿命化計画策定委託料 $\Delta 6,500$

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(項) 5 下水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 都市下水道費	3,308	△212	3,096				△212
計	1,294,241	△212	1,294,029				△212

補正前	補正額	計
千円 877,970	千円 37,522	千円 915,492

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	866,422	37,522	903,944	486			37,036
計	877,970	37,522	915,492	486			37,036

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△212	1 泉北環境整備施設組合負担金事業（都市下水道） △212	18 負担金、補助及び交付金 泉北環境整備施設組合負担金 △212

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	5,000	1 人件費 36,550	2 給料 一般職給 5,000
3 職員手当等	31,550		3 職員手当等 地域手当 320 期末勤勉手当 5,010 時間外勤務手当 2,037 退職手当 21,549 夜間勤務手当 666 休日勤務手当 1,968
18 負担金、補助及び交付金	972	2 一般事務事業（消防本部） 972	18 負担金、補助及び交付金 大阪航空消防運営費負担金 972

(款) 7 土木費

(項) 5 下水道事業費

補正前	補正額	計
千円 6,327,095	千円 1,438,556	千円 7,765,651

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 教育指導費	166,794	△828	165,966				△828
5 支援教育費	113,237	14,671	127,908				14,671
6 佐野幸子基金費	2	2	4			2	
計	1,145,540	13,845	1,159,385			2	13,843

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	1,606,970	1,427,892	3,034,862	156,265	1,276,900		△5,273
計	1,657,395	1,427,892	3,085,287	156,265	1,276,900		△5,273

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	2,492,678	2,087	2,494,765				2,087

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
7 報償費 18 負担金、補助及び交付金	△208 △620	17 中学生国際交流事業 △828		7 報償費	△208
				ホストファミリー謝礼	
				18 負担金、補助及び交付金	△620
				中学生国際交流事業助成金	
1 報酬 3 職員手当等	10,186 4,485	2 介助員配置事業 14,671		1 報酬	10,186
				会計年度任用職員報酬	
				3 職員手当等	4,485
				期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	
24 積立金	2	1 佐野幸子基金積立事業	2	24 積立金	2
				佐野幸子基金積立金	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料 14 工事請負費	51,130 1,376,762	5 小学校施設整備事業 (教育政策課) △9,526		14 工事請負費	△9,526
				補修工事費	
		6 小学校施設整備事業 (資産活用課) 1,437,418		12 委託料	51,130
				工事監理委託料	
				14 工事請負費	1,386,288
				補修工事費	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
10 需用費	2,087	2 中学校維持管理事業	2,087	10 需用費	2,087
				光熱水費	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	38,661	△3,000	35,661				△3,000
計	2,531,339	△913	2,530,426				△913

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	39,700	△2,268	37,432				△2,268
計	120,141	△2,268	117,873				△2,268

補正前	補正額	計
千円 2,395,620	千円 △20,313	千円 2,375,307

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 元金	2,220,144	△2,149	2,217,995				△2,149
2 利子	175,476	△18,164	157,312				△18,164

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△3,000	2 中学校就学援助事業 △3,000	18 負担金、補助及び交付金 就学援助費 △3,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△113 △218 △807 △915 △215	1 児童等健康管理事業 (教育政策課) △2,268	7 報償費 △113 医師謝礼 10 需用費 △218 消耗品費 11 役務費 △807 健康診断手数料 12 委託料 △915 健康診断業務委託料 18 負担金、補助及び交付金 △215 日本スポーツ振興センター共済掛金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	△2,149	1 長期債元金償還事業 △2,149	22 償還金、利子及び割引料 長期債元金償還金 △2,149
22 償還金、利子及び割引料	△18,164	1 長期債利子償還事業 △18,164	22 償還金、利子及び割引料 長期債利子 △18,164

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	2,395,620	△20,313	2,375,307				△20,313

補正前	補正額	計
千円 427,489	千円 9,356	千円 436,845

(款) 11 諸支出金

(項) 2 上水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 上水道事業費	11,507	9,356	20,863			682	8,674
計	11,507	9,356	20,863			682	8,674

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	9,356	1 水道事業会計繰出金 事業 9,356	27 繰出金 9,356 水道事業会計への繰出

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		24,730	13,473	1,714	12,706	52,623	7,228	59,851	
	議 員	16	106,680		48,540			155,220	31,149	186,369	
	その他の 特別職	722	56,713					56,713		56,713	
	計	741	163,393	24,730	62,013	1,714	12,706	264,556	38,377	302,933	
補 正 前	長 等	3		24,730	13,473	1,714	12,706	52,623	7,228	59,851	
	議 員	16	106,680		47,473			154,153	31,149	185,302	
	その他の 特別職	722	56,713					56,713		56,713	
	計	741	163,393	24,730	60,946	1,714	12,706	263,489	38,377	301,866	
比 較	長 等										
	議 員				1,067			1,067		1,067	
	その他の 特別職										
	計				1,067			1,067		1,067	

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(511) 529	813,520	1,917,489	1,956,803	4,566,878	848,777	5,412,255	
補正前	(511) 529	802,363	1,899,023	1,865,492	4,566,878	845,377	5,412,255	
比 較	(0) 0	11,157	18,466	91,311	120,934	3,400	124,334	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	54,030	123,104	1,120,540	87,276	51,758	41,203	131,174	12,333
	補 正 前	54,030	122,421	1,056,132	87,276	51,758	41,203	129,137	12,333
	比 較	0	683	64,408	0	0	0	2,037	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	306,604	5,196	0	0	21,713	1,872	1,956,803	
	補 正 前	285,055	4,530	0	0	19,745	1,872	1,865,492	
	比 較	21,549	666	0	0	1,968	0	91,311	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(9) 518	1,883,452	1,675,625	3,559,077	657,313	4,216,390	
補正前	(9) 518	1,871,052	1,594,875	3,465,927	653,913	4,119,840	
比 較	(0) 0	12,400	80,750	93,150	3,400	96,550	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	54,030	121,061	846,863	87,276	50,658	41,203	131,174	12,333
	補 正 前	54,030	120,741	792,653	87,276	50,658	41,203	129,137	12,333
	比 較	0	320	54,210	0	0	0	2,037	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	302,246	5,196	0	0	21,713	1,872	1,675,625		
補 正 前	280,697	4,530	0	0	19,745	1,872	1,594,875		
比 較	21,549	666	0	0	1,968	0	80,750		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(502) 11	812,233	34,037	281,178	1,127,448	191,464	472,642	
補正前	(502) 11	801,076	27,971	270,617	1,099,664	191,464	462,081	
比 較	(0) 0	11,157	6,066	10,561	27,784	0	27,784	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	2,043	273,677	1,100	0	0	4,358	0	281,178
	補 正 前	1,680	263,479	1,100	0	0	4,358	0	270,617
	比 較	363	10,198	0	0	0	0	0	10,561

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	11,157	給与改定に伴う増減分	11,157		
給 料	18,466	給与改定に伴う増減分	18,466		
職 員 手 当	91,311	給与改定に伴う増減分	91,311		

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普通債	13,826,168	4,912,800	855,600	5,768,400	1,009,545		1,009,545	17,729,423	18,585,023
(1) 総務債	575,244	472,500	△ 6,000	466,500	28,454		28,454	1,019,290	1,013,290
(2) 民生債	632,063	688,700	△ 123,400	565,300	35,981		35,981	1,284,782	1,161,382
(3) 衛生債	273,648	41,600		41,600	33,341		33,341	281,907	281,907
(4) 農林水産業債	3,105				366		366	2,739	2,739
(5) 土木債	4,486,921	845,800	△ 291,900	553,900	386,212		386,212	4,946,509	4,654,609
(6) 公営住宅債	564,030	142,400		142,400	35,877		35,877	670,553	670,553
(7) 消防債	735,194	63,600		63,600	96,057		96,057	702,737	702,737
(8) 教育債	6,555,963	2,658,200	1,276,900	3,935,100	393,257		393,257	8,820,906	10,097,806
2. 災害復旧債	120,754				20,124		20,124	100,630	100,630
(1) 民生債	7,350				1,225		1,225	6,125	6,125
(2) 衛生債	4,426				737		737	3,689	3,689
(3) 土木債	85,278				14,212		14,212	71,066	71,066
(4) 公営住宅債	1,050				175		175	875	875
(5) 消防債	1,350				225		225	1,125	1,125
(6) 教育債	21,300				3,550		3,550	17,750	17,750
3. その他債	12,629,330	87,734		87,734	1,190,475	△ 2,149	1,188,326	11,526,589	11,528,738
(1) 減税補てん債	39,794				20,529		20,529	19,265	19,265
(2) 臨時財政 対策債	12,516,612	87,734		87,734	1,165,315	△ 2,149	1,163,166	11,439,031	11,441,180
(3) 減収補てん債	72,924				4,631		4,631	68,293	68,293
合 計	26,576,252	5,000,534	855,600	5,856,134	2,220,144	△ 2,149	2,217,995	29,356,642	30,214,391

令和6年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

令和6年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,002千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,005,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 府支出金		5,548,758	131	5,548,889
	1 府補助金	5,548,758	131	5,548,889
5 繰入金		821,533	52,540	874,073
	1 他会計繰入金	812,923	52,540	865,463
6 繰越金		1	57,331	57,332
	1 繰越金	1	57,331	57,332
歳 入 合 計		7,895,204	110,002	8,005,206

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		159,940	2,518	162,458
	1 総務管理費	132,279	2,518	134,797
3 国民健康保険事業費納付金		2,196,940	0	2,196,940
	1 医療給付費分	1,583,183	0	1,583,183
	2 後期高齢者支援金等分	450,799	0	450,799
	3 介護納付金分	162,958	0	162,958
4 保健事業費		108,764	141	108,905
	1 特定健康診査等事業費	93,815	141	93,956
5 基金積立金		35	101,618	101,653
	1 基金積立金	35	101,618	101,653
7 諸支出金		5,641	5,725	11,366
	2 償還金及び還付加算金	5,051	5,725	10,776
歳 出 合 計		7,895,204	110,002	8,005,206

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
3 府支出金	5, 5 4 8, 7 5 8
5 繰入金	8 2 1, 5 3 3
6 繰越金	1
歳 入 合 計	7, 8 9 5, 2 0 4

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1 3 1	5, 5 4 8, 8 8 9
5 2, 5 4 0	8 7 4, 0 7 3
5 7, 3 3 1	5 7, 3 3 2
1 1 0, 0 0 2	8, 0 0 5, 2 0 6

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	159,940	2,518
3 国民健康保険事業費納付金	2,196,940	0
4 保健事業費	108,764	141
5 基金積立金	35	101,618
7 諸支出金	5,641	5,725
歳 出 合 計	7,895,204	110,002

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
162,458			2,518	
2,196,940	194		50,022	△50,216
108,905				141
101,653				101,618
11,366				5,725
8,005,206	194		52,540	57,268

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,548,758	千円 131	千円 5,548,889

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	5,541,484	141	5,541,625
2 老人等医療費助成補助金	7,274	△10	7,264
計	5,548,758	131	5,548,889

補 正 前	補 正 額	計
千円 821,533	千円 52,540	千円 874,073

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	812,923	52,540	865,463

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	141	保険者努力支援分
1 老人医療費助成補助金	△101	老人医療費助成補助金
2 障がい者医療費助成補助金	154	障がい者医療費助成補助金
3 ひとり親家庭医療費助成補助金	△63	ひとり親家庭医療費助成補助金

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	35,840	保険料軽減分
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	15,673	保険者支援分

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	812,923	52,540	865,463

補正前	補正額	計
千円 1	千円 57,331	千円 57,332

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	57,331	57,332
計	1	57,331	57,332

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 未就学児均等割保険料繰入金	△1,418	未就学児均等割保険料繰入金
4 産前産後保険料繰入金	△1,086	産前産後保険料繰入金
5 職員給与費等繰入金	2,518	職員給与費等繰入金
7 財政安定化支援事業繰入金	1,023	財政安定化支援事業繰入金
8 その他繰入金	△10	その他繰入金

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	57,331	繰越金

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 159,940	千円 2,518	千円 162,458

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	132,279	2,518	134,797			2,518	
計	132,279	2,518	134,797			2,518	

補正前	補正額	計
千円 2,196,940	千円 0	千円 2,196,940

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 医療給付費分	1,583,183	0	1,583,183	194		35,107	△35,301
計	1,583,183	0	1,583,183	194		35,107	△35,301

(項) 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者支援金等分	450,799	0	450,799			5,491	△5,491
計	450,799	0	450,799			5,491	△5,491

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	1,197	1 人件費 2,518	2 給料 1,197 一般職給
3 職員手当等	1,122		3 職員手当等 1,122 地域手当 71 期末勤勉手当 1,051
4 共済費	199		4 共済費 199 共済組合補給金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0	

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 介護納付金分	162,958	0	162,958			9,424	△9,424
計	162,958	0	162,958			9,424	△9,424

補正前	補正額	計
千円 108,764	千円 141	千円 108,905

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等事業費	93,815	141	93,956				141
計	93,815	141	93,956				141

補正前	補正額	計
千円 35	千円 101,618	千円 101,653

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 財政調整基金積立金	35	101,618	101,653				101,618
計	35	101,618	101,653				101,618

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業納付金	0

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	87	1 特定健康診査等事業	1 報酬 87 会計年度任用職員報酬
3 職員手当等	54		3 職員手当等 54 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	101,618	1 基金積立金	24 積立金 101,618 財政調整基金積立金

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 介護納付金分

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,641	千円 5,725	千円 11,366

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	1	5,725	5,726				5,725
計	5,051	5,725	10,776				5,725

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	5,725	1 国・府支出金返還事業 5,725	22 償還金、利子及び割引料 国府補助金等返還金 5,725

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 12	2,675	44,693	34,901	82,269	15,816	98,085	
補正前	(1) 12	2,588	43,496	33,725	79,809	15,617	95,426	
比 較	0	87	1,197	1,176	2,460	199	2,659	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	1,674	2,862	22,054	1,344	796	1,326	4,677	168
	補 正 前	1,674	2,791	20,949	1,344	796	1,326	4,677	168
	比 較	0	71	1,105	0	0	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	34,901		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	33,725		
比 較	0	0	0	0	0	0	1,176		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	12	44,693	33,875	78,568	15,816	94,384	
補正前	12	43,496	32,753	76,249	15,617	91,866	
比 較	0	1,197	1,122	2,319	199	2,518	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	1,674	2,862	21,028	1,344	796	1,326	4,677	168
	補 正 前	1,674	2,791	19,977	1,344	796	1,326	4,677	168
	比 較	0	71	1,051	0	0	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	33,875		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	32,753		
比 較	0	0	0	0	0	0	1,122		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)	2,675	0	1,026	3,701	0	3,701	
補正前	(1)	2,588	0	972	3,560	0	3,560	
比 較	0	87	0	54	141	0	141	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	1,026	0	0	0	0	0	1,026
	補 正 前	0	972	0	0	0	0	0	972
	比 較	0	54	0	0	0	0	0	54

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
報 酬	87	給与改定に伴う増減分	87	
給 料	1,197	その他の増減分	1,197	異動等による増
職員手当	1,176	その他の増減分	1,176	異動等による増

令和6年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和6年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,113千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,318,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		329,950	△22,113	307,837
	1 一般会計繰入金	329,950	△22,113	307,837
歳 入 合 計		1,340,676	△22,113	1,318,563

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		41,351	904	42,255
	1 総務管理費	35,568	904	36,472
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,288,629	△23,311	1,265,318
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,288,629	△23,311	1,265,318
3 保健事業費		4,617	294	4,911
	1 保健事業費	4,617	294	4,911
歳 出 合 計		1,340,676	△22,113	1,318,563

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
2 繰入金	329,950
歳 入 合 計	1,340,676

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△ 2 2, 1 1 3	3 0 7, 8 3 7
△ 2 2, 1 1 3	1, 3 1 8, 5 6 3

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	41,351	904
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,288,629	△23,311
3 保健事業費	4,617	294
歳 出 合 計	1,340,676	△22,113

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
42,255			904	
1,265,318			△23,311	
4,911			294	
1,318,563			△22,113	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 329,950	千円 △22,113	千円 307,837

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	329,950	△22,113	307,837
計	329,950	△22,113	307,837

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	904	職員給与費等繰入金
2 事務費繰入金	294	事務費繰入金
3 保険基盤安定繰入金	△23,311	保険基盤安定繰入金

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 41,351	千円 904	千円 42,255

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	35,568	904	36,472			904	
計	35,568	904	36,472			904	

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,288,629	千円 △23,311	千円 1,265,318

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,288,629	△23,311	1,265,318			△23,311	
計	1,288,629	△23,311	1,265,318			△23,311	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	402	1 人件費 904	2 給料 402 一般職給
3 職員手当等	422		3 職員手当等 422 地域手当 13 期末勤勉手当 214 通勤手当 27 住居手当 168
4 共済費	80		4 共済費 80 共済組合補給金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△23,311	1 後期高齢者医療広域連合納付事業 △23,311	18 負担金、補助及び交付金 △23,311 保険料等負担金

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

補正前	補正額	計
千円 4,617	千円 294	千円 4,911

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健事業費	4,617	294	4,911			294	
計	4,617	294	4,911			294	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	200	1 保健事業	294
3 職員手当等	94		
			1 報酬 200 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 94 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 3	2,241	10,668	8,119	21,028	3,625	24,653	
補正前	(1) 3	2,041	10,266	7,603	19,910	3,545	23,455	
比 較	0	200	402	516	1,118	80	1,198	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	420	655	5,593	0	303	504	644	0
	補 正 前	420	642	5,285	0	276	336	644	0
	比 較	0	13	308	0	27	168	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	8,119		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	7,603		
比 較	0	0	0	0	0	0	516		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3	10,668	7,259	17,927	3,625	21,552	
補正前	3	10,266	6,837	17,103	3,545	20,648	
比 較	0	402	422	824	80	904	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	420	655	4,733	0	303	504	644	0
	補 正 前	420	642	4,519	0	276	336	644	0
	比 較	0	13	214	0	27	168	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	7,259		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	6,837		
比 較	0	0	0	0	0	0	422		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)	2,241	0	860	3,101	0	3,101	
補正前	(1)	2,041	0	766	2,807	0	2,807	
比 較	0	200	0	94	294	0	294	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	860	0	0	0	0	0	860
	補 正 前	0	766	0	0	0	0	0	766
	比 較	0	94	0	0	0	0	0	94

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
報 酬	200	給与改定に伴う増減分 200		
給 料	402	給与改定に伴う増減分 402		
職員手当	516	給与改定に伴う増減分 516		

議案第27号

令和6年度泉大津市水道事業会計補正予算

第1条 令和6年度泉大津市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度泉大津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,868,006千円	△22,504千円	1,845,502千円
第1項 営業収益	1,664,238千円	△23,544千円	1,640,694千円
第2項 営業外収益	203,768千円	1,040千円	204,808千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,784,574千円	△22,035千円	1,762,539千円
第1項 営業費用	1,662,922千円	△20,700千円	1,642,222千円
第2項 営業外費用	89,772千円	△1,335千円	88,437千円

第3条 予算第4条本文中「572,575千円」を「591,664千円」に、「67,503円」を「61,655千円」に、「98,022千円」を「186,756千円」に、「257,050千円」を「193,253千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	434,482千円	△100,489千円	333,993千円
第1項 企業債	302,000千円	△29,000千円	273,000千円
第2項 工事負担金	119,810千円	△71,489千円	48,321千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,007,057千円	△81,400千円	925,657千円
第1項 建設改良費	816,497千円	△75,814千円	740,683千円
第2項 企業債償還金	190,560千円	△5,586千円	184,974千円

第4条 予算第6条の表限度額の項中「302,000千円」を「273,000千円」に改める。

第5条 予算第9条本文中「7,718千円」を「8,638千円」に改める。

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和6年度泉大津市水道

収益の収入

収

款	項	目	
1 水道事業収益			
	1 営業収益	2 受託工事収益	
	2 営業外収益		2 他会計負担金
			3 他会計補助金

支

款	項	目
1 水道事業費用		
	1 営業費用	3 受託工事費
	2 営業外費用	

事業会計補正予算実施計画

及び支出

入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,868,006	△ 22,504	1,845,502
1,664,238	△ 23,544	1,640,694
23,544	△ 23,544	0
203,768	1,040	204,808
10,788	120	10,908
7,718	920	8,638

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,784,574	△ 22,035	1,762,539
1,662,922	△ 20,700	1,642,222
20,798	△ 20,700	98
89,772	△ 1,335	88,437
56,436	△ 1,335	55,101

資本的收入
收

款	項	目
1 資本的收入		
	1 企業債	1 企業債
	2 工事負擔金	
		1 工事負擔金

支

款	項	目
1 資本的支出		
	1 建設改良費	7 堺泉北港水道施設費
		8 配水管整備費
	2 企業債償還金	
		1 企業債償還金

及び支出

入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
434,482	△ 100,489	333,993
302,000	△ 29,000	273,000
302,000	△ 29,000	273,000
119,810	△ 71,489	48,321
119,810	△ 71,489	48,321

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,007,057	△ 81,400	925,657
816,497	△ 75,814	740,683
40,168	△ 10,574	29,594
733,098	△ 65,240	667,858
190,560	△ 5,586	184,974
190,560	△ 5,586	184,974

令和6年度泉大津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	65,121
減価償却費	388,713
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 19
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 5,743
賞与等引当金の増減額(△は減少)	2,257
長期前受金戻入	△ 130,198
受取利息	△ 382
支払利息	55,101
資産減耗費	6,709
未収金の増減額(△は増加)	△ 471
未払金の増減額(△は減少)	△ 247,511
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,747
その他流動負債の増減額(△は減少)	2,312
小計	137,636
利息の受取額	382
利息の支払額	△ 55,101
業務活動によるキャッシュ・フロー	82,917
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 728,108
国庫補助金等による収入	45,380
一般会計及び他の特別会計からの繰入金による収入	12,672
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 670,056
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	330,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 184,974
財務活動によるキャッシュ・フロー	145,226
資金増減額(△は減少)	△ 441,913
資金期首残高	3,129,527
資金期末残高	2,687,614

收 益 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業収益		1,868,006	△ 22,504	1,845,502
1 営業収益		1,664,238	△ 23,544	1,640,694
	2 受託工事収益	23,544	△ 23,544	0
2 営業外収益		203,768	1,040	204,808
	2 他会計負担金	10,788	120	10,908
	3 他会計補助金	7,718	920	8,638

收 益 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業費用		1,784,574	△ 22,035	1,762,539
1 営業費用		1,662,922	△ 20,700	1,642,222
	3 受託工事費	20,798	△ 20,700	98
2 営業外費用		89,772	△ 1,335	88,437
	1 支払利息	56,436	△ 1,335	55,101

収 入

各 節	目 金 額	明 備 考	細
	千円		千円
1 受 託 工 事 収 益	△ 23,544	仮設工事等負担金	
1 他 会 計 負 担 金	120	人件費等負担金	
1 他 会 計 補 助 金	920	福祉料金実施に要する補助金	38
		児童手当に要する経費	200
		能登半島地震に係る応急給水に要した求償金	682

支 出

各 節	目 金 額	明 備 考	細
	千円		千円
17 委 託 料	△ 2,700	設計業務委託料	
21 請 負 工 事 費	△ 18,000	配水管仮設工事費	
1 企 業 債 利 子	△ 1,335		

(款) 1 水道事業収益 (項) 2 営業収益

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本的収入		434,482	△ 100,489	333,993
1 企業債		302,000	△ 29,000	273,000
	1 企業債	302,000	△ 29,000	273,000
2 工事負担金		119,810	△ 71,489	48,321
	1 工事負担金	119,810	△ 71,489	48,321

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本的支出		1,007,057	△ 81,400	925,657
1 建設改良費		816,497	△ 75,814	740,683
	7 堺泉北港水道施設費	40,168	△ 10,574	29,594
	8 配水管整備費	733,098	△ 65,240	667,858
2 企業債償還金		190,560	△ 5,586	184,974
	1 企業債償還金	190,560	△ 5,586	184,974

収 入

各 節	目 金 額	明 備 考	細
	千円		千円
1 水道企業債	△ 29,000	上水道整備事業債	
1 工事負担金	△ 71,489	配水管布設替工事負担金	

支 出

各 節	目 金 額	明 備 考	細
	千円		千円
17 委託料	△ 8,488	設計業務委託料	
21 請負工事費	△ 2,086	配水管布設工事費	
17 委託料	△ 15,240	設計業務委託料	△ 2,953
		工事監理業務委託料	△ 12,287
21 請負工事費	△ 50,000	配水管布設替工事費	
1 元 金	△ 5,586	企業債償還元金	

(款) 1 資本的收入 (項) 2 企業債

令和6年度泉大津市病院事業会計補正予算

第1条 令和6年度泉大津市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度泉大津市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「27,740人」を「19,465人」に、「107,892人」を「71,270人」に、「76人」を「53人」に、「444人」を「293人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	4,144,642千円	△246,979千円	3,897,663千円
第1項 医業収益	3,343,714千円	△1,047,000千円	2,296,714千円
第2項 医業外収益	800,928千円	21千円	800,949千円
第3項 特別利益	0千円	800,000千円	800,000千円

令和7年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和6年度泉大津市病院

収 益 的

款	項	目
1 病院事業収益	1 医業収益	1 入院収益
		2 外来収益
		3 その他医業収益
		2 医業外収益
		1 他会計補助金
	3 特別利益	
		1 その他特別利益

事業会計補正予算実施計画

収 入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
4,144,642	△ 246,979	3,897,663
3,343,714	△ 1,047,000	2,296,714
1,692,056	△ 451,000	1,241,056
1,306,895	△ 551,000	755,895
344,763	△ 45,000	299,763
800,928	21	800,949
652,196	21	652,217
0	800,000	800,000
0	800,000	800,000

令和6年度 泉大津市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 1,036,838
減価償却費	292,285
固定資産除却費	△ 23,243
貸倒引当金の増減額(△は減少)	71
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 295,630
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 47,996
長期前受金戻入額	△ 36,784
支払利息	143,066
未収金の増減額(△は増加)	145,738
未払金の増減額(△は減少)	△ 4,260,151
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 6,284
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 764
その他(△は増加)	△ 1,304,033
小計	△ 6,430,563
利息の支払額	△ 143,066
業務活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 6,573,629

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 10,400,702
補助金による収入	100,100
看護師養成費貸付金回収による収入	0
看護師養成費貸付による支出	180
投資活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 10,300,422

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	1,700,000
一時借入れの返済による支出	0
企業債による収入	11,499,200
企業債の償還による支出	△ 453,072
他会計からの出資による収入	298,748
リース債務の返済による支出	△ 14,348
財務活動によるキャッシュ・フロー合計	13,030,528

資金増加(減少)額	△ 3,843,523
資金期首残高	3,894,347
資金期末残高	50,824

収 益 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 病院事業収益		4,144,642	△ 246,979	3,897,663
1 医業収益		3,343,714	△ 1,047,000	2,296,714
	1 入院収益	1,692,056	△ 451,000	1,241,056
	2 外来収益	1,306,895	△ 551,000	755,895
	3 その他医業収益	344,763	△ 45,000	299,763
2 医業外収益		800,928	21	800,949
	1 他会計補助金	652,196	21	652,217
3 特別利益		0	800,000	800,000
	1 その他特別利益	0	800,000	800,000

収 入

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 入 院 収 益	△ 451,000	
1 外 来 収 益	△ 551,000	
1 室 料 差 額 収 益	△ 18,000	
2 公 衆 衛 生 活 動 収 益	△ 21,000	
5 そ の 他 医 業 収 益	△ 6,000	NASVA病床受託収益 △ 6,000
1 他 会 計 補 助 金	21	能登半島地震に係る救助事務費 21
1 他 会 計 繰 入 金	800,000	

